

第21号(1)

(通巻第65号)

平成27年12月

# 特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO

A green silhouette map of Hokkaido, Japan, is centered on the page. The text '特集' is overlaid on the map.

特集

特別支援教育における「合理的配慮」の  
拡充を目指して

～共生社会の形成に向けた

インクルーシブ教育システム構築のために～

北海道立特別支援教育センター

# 特別支援教育ほっかいどう (通巻第65号)

## 特集

特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して  
～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために～

### はじめに

特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して  
北海道立特別支援教育センター所長 木村宣孝 …1

### 提言

合理的配慮の考え方  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所教育支援部 総括研究員  
田中良広 …2

### 実践1

個別の支援計画「すくらむ」を活用した効果的な引継ぎ  
～一人ひとりを大切にする支援へ～  
旭川市エール保育園 園長 岩崎安貴子 …7

### 実践2

芽室町発達支援システム  
～早期からの支援の充実～  
芽室町子育て支援課子育て支援係 主査 清末有二 …12

## 北海道立特別支援教育センター研究報告

研究紀要ダイジェスト  
「特別支援学校における支援機器を活用した言語活動の充実に関する研究」  
～肢体不自由教育における支援機器の活用による授業の改善・充実～  
…17

## 北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

冬季講座と公開講義のご案内 …19

# はじめに

## 特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して

平成 24 年 7 月に、中央教育審議会初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)が出され、この中でインクルーシブ教育システム構築のために個人に必要な「合理的配慮」の提供が必要であることが示されました。

「合理的配慮」(reasonable accommodation)については、特別支援教育に関する特別委員会において「障がいのある子どもが、他の子どもと『平等に教育を受ける権利』を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を逸した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

合理的配慮の提供に当たっては、次の三つの観点、すなわち「①教育内容・方法」、「②支援体制」、「③施設・設備」の観点から、児童生徒の「確かな学び」を実現するとともに、学校生活に必要な支援を一人一人の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて対応できるように具体化することが大切になります。

「合理的配慮」の具体化においては、その基礎となる環境整備(基礎的環境整備)を構築しつつ、各学校において一人一人の適切な理解と教育的ニーズの把握に基づいて保護者や児童生徒本人との合意形成によって形づくられていくものであり、限られた資源を最大限に活用しながら実現していくプロセスを充実させていくことが求められます。

今年度の「特別支援教育ほっかいどう」では、「特別支援教育における『合理的配慮』の拡充を目指して」をテーマとし、有識者による「合理的配慮」の詳細な解説、本道における「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」や、各校種における先進的な取組などを中心に紹介し、編集いたしました。

本誌が、本道におけるインクルーシブ教育システム構築にむけた児童生徒一人一人の「合理的配慮」の実現、充実に寄与するものとなることを切に願っております。

平成 27 年 12 月

北海道立特別支援教育センター所長

木村 宣孝



## 1 はじめに

平成 24 年 7 月、文部科学省により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が公表されたことを契機として、以前にも増して様々な場面で「合理的配慮」という言葉が聞かれるようになりました。

しかし、この「合理的配慮」が広く知れ渡るにつれて、それとは裏腹に、その考え方や具体的な内容は理解されないまま、「合理的配慮」という言葉だけが一人歩きをしているように思います。

本稿では、「合理的配慮」が求められるようになった社会的背景を振り返るとともに、本来、欧米において考えられてきた「合理的配慮」がどのようなものであるかを整理することにより、我が国における合理的配慮の在り方を探ってみたいと思います。

## 2 社会的背景

平成 18 年 12 月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、「本条約」とする。）が採択され、我が国においても平成 19 年 9 月に署名し、平成 26 年 1 月に批准の運びとなりました。

本条約は国際条約であることから、法的序列は日本国憲法の次に位置付けられ、これを遵守することが強く求められています。

本条約の第 24 条「教育」では、「人間の多様性を尊重すること、障害者が可能な限りその能力を最大限に発達させること」を求めるとともに、「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」を求めています。さらに、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けています。

そして、本条約の第 2 条「定義」において「『合理的配慮』とは、「障害者が他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされています。

本条約の署名から批准に至るまで、国内法制度の整備が行われおり、障害者基本法や学校教育法施行令の一部改正などは、その影響によるものと考えられます。

特に、学校教育法施行令の一部改正において、これまで就学基準に示されている障がいのある子どもは、原則特別支援学校に就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められました。

また、本年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。この障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

このような障がい者を取り巻く社会状況を考えますと、インクルーシブ教育をより一層推し進めていくとともに、そのための合理的配慮を適切に提供していかなければなりません。

## 3 通常の学習カリキュラムへアクセスするという考え方

「合理的配慮」という用語は、reasonable accommodation という英語を邦訳したものです。この reasonable accommodation とは、元々は accommodation に reasonable（理にかなった、適当な、無理のない）という形容詞が前置されたものです。

そして、accommodation とは、modification と共に障がいのある子どもたちがインクルーシブ教育を受けるために必要な「学習カリキュラム上の変更」を指しています。

つまり、欧米では通常の学習カリキュラムに何らかの変更を加えることによって、障がいのある子どもたちも履修できるようになるという考え方、つまり通常の学習カリキュラムへのアクセスを可能にすることにより、障がいのある子どもたちが通常の学級の授業に参加することができるという考え方を採っているのです。

では、accommodation (アコモデーション) と modification (モディフィケーション) とはどのようなものでしょうか。図1は、アコモデーションとモディフィケーションを介した通常の学習カリキュラ

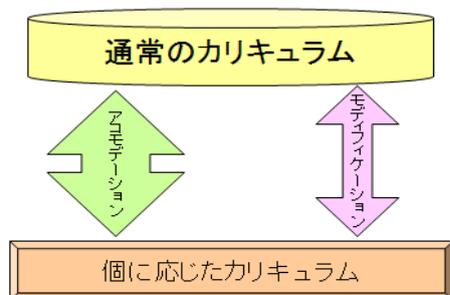


図1

アコモデーション (accommodation)	モディフィケーション (modification)
障害のある子供が学習内容を理解したり、与えられた課題に取り組んだりする際に、障害の状態等に応じて学習環境や内容のフォーマット等に変更を加えること。(アクセシビリティを保障すること。) <具体例> 手話通訳、音声読み上げ、テスト時間の延長等	学習内容の全てを理解することが難しい子供のために、学習カリキュラムに(質的な)変更を加えること。 <具体例> 通常の学級で学んでいる知的障害のある子供のために、易しい課題にしたり、単純化したり、課題数を減らしたりすること。

表1

ムと個に応じたカリキュラムとの関係を示したものです。通常の学習カリキュラムへのアクセスにあたり、それぞれの矢印の太さは学習内容の分量を示しています。両者の違いは、アコモデーションが方法やフォーマットの変更を行うことによって、他の子どもたちと基本的には同じ内容を学習するのに対して、モディフィケーションは質的な変更を行うことによって、結果的には他の子どもたちよりは少ない学習課題を達成しようとするものです。表1に示したように、端的に言えば、アコモデーションは知的な遅れがない場合の変更や調整であり、モディフィケーションは知的な遅れがある場合に採られる方法と言えます。

#### 4 なぜ「合理的」配慮なのか

上述したことから、reasonable accommodation (合理的配慮) は、accommodation (配慮、変更) から派生した言葉であることが分かります。

では、なぜ「合理的」配慮なのでしょう？この解釈については様々な考え方があるかと思いますが、私は次のように解釈するのが、まさに合理的であると考えています。

人権意識の強い欧米では、多くの保護者が障がいのある子どもを通常の学級に就学させたいと考えています。そして、そのような保護者の中には我が子のために人的、あるいは財政的に特殊学校(特別支援学校)と同様の配慮を要求する人たちも少なくありません。そして、学校側はそのような通常の学級への就学や個別の要求を正当な理由なく拒否することはできません。ただし、そのような要求の全てを受け入れることは現実的には不可能なことです。

ですから、学校側では当該の子どもを通常の学級において受け入れるにあたり、この程度の配慮であれば提供することが可能であるという内容を「合理的配慮」として保護者に示し、それを保護者が受け入れることにより就学が認められることとなります。実際の手続きは、関係者による IEP ミーティングを通じて保護者と学校側が協議を行い、具体的な合理的配慮の内容が決められることとなります。

#### 5 欧米における合理的配慮の例

上述した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、我が国における「合理的配慮」の考え方として、「合理的配慮」と基礎的環境整備の関係が示されています。これらは端的に言えば、特定の個人のためのものではない(国・都道府県・市町村・学校等による)環境整備の視点と、特定の個人のための(設置者・学校が提供する)「合理的配慮」

を明確に区別しています。

これに対して、欧米の「合理的配慮」は、誰が「合理的配慮」を提供するかの区別を特には定めてはいません。表2はノースカロライナ州における「学校に対して要求できる合理的配慮の分類」ですが、これによると、①アクセシビリティ、②補助機器とサービス、③バリアの除去、④施設の改築と新築、⑤介助動物の5区分が示されています。

また、アメリカ合衆国の連邦法である1973年リハビリテーション法の第504項では、学校における「合理的配慮」の例として以下の事柄を挙げています。

- 車いすを使っている児童生徒がより長く楽しむことができるように授業終了の数分前に退室することを認めること
  - 視覚障がいのある児童生徒が学習についていけるように拡大教材を提供すること
  - 注意欠陥障がいや他の学習障がいのある児童生徒にテスト時間の延長を認めること
  - 落ち着きがなく授業に集中できない児童生徒には十分な学習活動スペースを与えること
  - 新入生や転入生には柔軟に変更できる日課を準備しておくこと
- このように見ていくと、合理的配慮が個別に提供されるとは言え、そのおおよその内容を伺い知ることができます。

<p><b>1. アクセシビリティ</b></p> <p>障害のある児童生徒は、教材やサービスに関して障害のない児童生徒と全く同じか、あるいは実質的に類似したものをを使用することを担保されなければならない。学校は障がいのある児童生徒に効果的なコミュニケーション手段とともに、アクセスできる校舎、活動、プログラムを提供しなければならない。</p> <p><b>2. 補助機器とサービス—通訳者</b></p> <p>(権利Ⅲの条項において) 補助機器とサービスは合理的配慮と見なされている。たとえば、認定通訳者、補聴器、ノートテイク、プリント教材、認定朗読者、テキストの録音、点字・拡大教材である。</p> <p><b>3. バリアの除去</b></p> <p>障がいのある児童生徒のための教材やサービスが他の児童生徒と全く同じか、実質的に類似したものを提供するために、(権利Ⅱの条項では、) 費用がかかり過ぎる、あるいは除去することが困難な場合を除いて、校舎のバリアの除去が求められている。(権利Ⅲの条項では、) コミュニケーション上のバリアの除去のほか、せまい廊下、握りづらい丸くなったドアノブなど建築上のバリアの除去をも求めている。</p> <p><b>4. 施設の改築と新築</b></p> <p>アクセシビリティガイドラインには、駐車場、ドア、玄関、噴水式水飲み場、浴室、表示、電話、固定式の椅子とテーブル、更衣室などの建物と敷地に関する一般設計(技術)基準が含まれている。</p> <p><b>5. 介助動物</b></p> <p>「介助動物」とは、盲導犬、聴導犬、あるいは障がい者のために働くように個別に訓練された動物のことである。</p>
--

表2 合理的配慮の例(ノースカロライナ州の場合)

## 6 特別支援学校における合理的配慮とは

上述したように欧米では、障がいのある子どもが特殊学校(特別支援学校)においてではなく、小中高等学校の通常の学級へ就学する際に提供される変更や調整が「合理的配慮」であると定義されています。これに対して、我が国における「合理的配慮」は、どのような場で学習するか否かの区別をしていません。

このことが、場合によっては我が国における「合理的配慮」を考える際に、多少の混乱をもたらしているように思われます。それは、特別支援教育に携わっている人たちの中に、特別支援学校においては個々の児童生徒の障がいの状態や特性等に応じて合理的配慮が十分に提供されていると考えている人たちが多くいると思われるからです。

そこで、特別支援学校における「合理的配慮」に関して役割や教育課程等の特徴を踏まえ、以下のよう、その考え方を整理してみました。

- ① 均衡を逸した又は過度の負担を課さないこと  
過度な財政的、人的負担を伴わない配慮であることは「合理的配慮」の基本原則となっています。このことから、多額の財政的措置を講じなくてもできることを実行することが先決です。
- ② 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を充実させること

特別支援学校の教育課程には自立活動が領域として特設されており、このことが小中高等学校の教育課程と特別支援学校の教育課程を区別する最も象徴的な事項と言えます。

③ 障がい種に応じた教育課程の編成を行うこと

特別支援学校の学習指導要領では、個々の児童生徒の障がいの状態や特性に応じて教育課程を編成するとともに、指導内容の精選と配列の工夫等を行うこととされています。

④ 一人一人の障がいの程度や特性等に応じた環境整備を行うこと

特別支援学校の施設整備指針では、それぞれの障がい特性に応じた環境整備を行うことが示されており、学習しやすい校舎内環境、教室内環境の整備を適切に行う必要があります。

これらの視点を踏まえると、「一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じて障がい種別の指導の専門性に裏打ちされた指導を粛々と行うこと」、そのこと自体が特別支援学校における「合理的配慮」と捉えることができるのではないかと考えます。

殊に、障がい種別に応じた自立活動の指導は、その中核をなすものと考えられることから、今一度、自校の自立活動の指導を振り返ってみることをお勧めします。

自立活動は教育課程上の一領域に過ぎませんが、その性格上、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、他の領域全てを包括しており、それぞれの領域において自立活動に基づく配慮が行われなければならないことを考えると、なお一層、「合理的配慮」との関連が深いのだと思います。

## 7 今後取り組んでいかなければならないこと

最後に、「合理的配慮」に関連して、今後取り組んで行かなければならない課題について述べさせていただきます。

### (1) 就学先決定のプロセスにおける「合理的配慮」の位置付けの明確化

平成25年9月に学校教育法施行令が改正され、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みが見直されました。このことにより、当該の幼児児童生徒の障がいの状態等を踏まえた総合的な視点から就学先を決定することとなりました。そして、就学先の決定に当たっては、可能な限り当事者や保護者の意向を尊重することも求められています。

この就学先の決定に係り、保護者との協議を行う際に考慮しなければならないことは、まさに通常の学級へ就学した場合に提供される「合理的配慮」の内容となるのです。

ともすれば、就学の手続きと入学後に提供される「合理的配慮」が別々に捉えられがちですが、通常の学級への就学を希望した場合の論点がまさに「合理的配慮」であることを今一度、確認しておかなければなりません。

当該の保護者には、特別支援学校において提供される配慮と、通常の学級において提供される「合理的配慮」とをよく見比べて、どちらの場が我が子にとってより相応しいかを判断してもらうことが大切なのだと考えます。

### (2) テストアコモデーションに関する理解啓発の必要性

これまで障がいのある幼児児童生徒が通常の学級において他の幼児児童生徒と共に学習をしていたことはよく知られてきた事実です。しかしながら、そのような幼児児童生徒がテストアコモデーションという考え方に基づいて適切に学習の成果が評価されていたか否かは別問題であるように思われます。

テストアコモデーションとは、端的に言えば、当該の幼児児童生徒の障がいの状態に応じて評定のためのテストの手続きや方法が適切に変更・調整され、当該の幼児児童生徒に応じた評定を行うということです。

例えば、肢体不自由のある幼児児童生徒が体育の授業でサッカーのゲームを行うといった場合、これまで、あるいは現在も状況が変わっていないかもしれませんが、グラウンドの隅で見学をしていることとなります。そしてその幼児児童生徒の体育の評定は最低段階となっていました。

このようなことが現状において行われているとすれば、それはその幼児児童生徒の教育を受ける権利を奪ったことになるのです。

ですから、もし身体障がいによりサッカーのゲームに参加できない場合は、当該の幼児児童生徒

ができる活動を担保しなければなりません。そして、代替で行ったその活動に対して適切な評定が行われることとなります。したがって、サッカーのゲームに参加しなかったことのみにおいて、評定が最低段階に留まることは起こらないのです。

これからは、このようなテストアコモデーションの考え方を通常の学級で学んでいる障がいのある幼児児童生徒を指導している小中学校等の教師に理解してもらうことが必要です。

そして、ゆくゆくは、これまで教師の主観によって決められていた評定基準に客観的な尺度を与えることを想定するとともに、特別支援学校における指導のノウハウをその基準作りに活かしてほしいと思っています。

### (3) 特別支援学校で行われている様々な配慮や制度の維持・継承の必要性

上述したように、特別支援学校においては、これまでも一人一人の障がいの状態や特性等に応じて様々な配慮が行われてきました。場合によっては、相対的に「合理的配慮」の範疇を超えて行われている配慮や支援も少なくないと考えられます。

例えば、我が国においては高等部段階においても訪問教育が実施されています。このような制度はグローバルスタンダードに照らし合わせても、非常に優れた制度であると言えます。なぜならば、欧米では高等部段階の障がいの比較的重い子どもたちは教育の対象ではなく、医療の対象として医療関係の施設に措置されるからです。

今後、経済状況の悪化等により、特別支援学校において行われている手厚い支援や配慮が、「合理的配慮」の大義名分のもと、それらが後退するようなことがあってはなりません。

我が国は、世界に向けて「連続した多様な学びの場」の構築を標榜しています。そして、その学びの場の一つ一つが障がいの有無にかかわらず、全ての子どもにとって最も適した学びの場とするために、特別支援学校もその役割を全うしてほしいと願っています。

以上、雑ばくに書かせていただきましたが、拙稿が一人でも多くの方々に「合理的配慮」を考えるきっかけになることを願っております。



◆特集 早期における取組◆

用できます。

今回は子ども理解シート（様式6）、個別支援計画（様式8）の活用例を掲載しました。具体的にどのように個別支援計画を立てていくのかをご覧ください。

① 子ども理解シート（様式6）～子どもの実態を把握する～

面談前に・・・

- ・保育士が「子ども理解シート」の項目である、生活面・行動・感覚・感情・性格・遊び・人との関わりについて日常のよさと気になることをまとめる。
- ・保護者にも事前にシート（保護者に負担のない程度の簡単なもの）を渡しておき、家庭での様子をまとめておいてもらう。（事前に保護者に子どもの様子をまとめておいてもらうことにより、面談時間を有効に使える）。
- ・面談の前に家庭の状況（保護者がまとめたもの）と、保育園での様子をシートに記載する。
- ・上記をまとめた後で何が課題であり、目標にするかを設定しておく（支援の方向性を面談前に考えておく）。

面談時に・・・

- ・シートを見ながら保護者によさと気になることを伝える。
- ・面談中に保護者から聞いた家庭での様子をメモしておく。（後日シートに加える）

② 個別支援計画の作成（様式8）～支援を共有する～

- ・保護者の願い（子どもにこうなって欲しい姿）を共有し、保育園の様子と重ねて、そのためにどうしていくのかを、長期的な目標（就学前までを設定）と短期的な目標（6か月）を設定する。
- ・目標に対して、保育園ではどのような関わりをしていくか、家庭でもできそうなことを共有する。

面談後に・・・

- ・面談中に得た家庭の情報を記載して、後日保護者へシートと個別支援計画を渡す。

半年後に・・・

- ・個別支援計画を保護者と見直す。

※ 自分の思いが通らないと叩いたり、物を投げたりする（衝動性）行動が見られる子の事例より  
子ども理解シート（様式6）行動・感覚・感情・性格の項目を抜粋

項目	よさ・できること		気になること	
	本人について	環境について	本人について	環境について
行動・感覚 感情・性格	ここに書くことは・・・行動や性格の特徴、感情の起伏や気持ちのコントロール、敏感さや鈍感さなどです			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周りの人行動や身の周りの変化に気が付く</li> <li>・負けず嫌い</li> </ul> <p><u>約束したことは長時間記憶できる</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光る物を集める</li> <li>・時計に興味を持つ</li> </ul> <p><u>祖父母の前では衝動的にならない</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のしたいことがあれば無理に通そうとする</li> <li>・してはいけないこととの理解</li> </ul>	<p><u>母親に対して物を投げる</u></p>

太字は面談時に得られた情報

## ◆特集 早期における取組◆

### 本人・保護者の希望・願い

周りの子どもと仲よく過ごして欲しい。

保護者が、こうなって欲しいという  
思いをここで受け取る。

### 長期目標

友達との関わりの中で約束を守れるよ  
うにする。

就学前を意識した長期的な目標  
を設定する。

### 本人への働きかけ

- ・丁寧に出来た時は認める言葉を掛ける。
- ・できていない時には言葉を掛けながら一  
緒にする。
- ・本人の得意なことを通して周りの子ども  
と共にできる機会を作る。

### 支援機関の意見

同年齢の子どもたちとの関わりが増えてき  
た。  
衝動的に叩く等の行動が見られなくなっ  
てきた。

### 短期目標

自分の身の回りのことを丁寧に出来るよ  
うにする。

半年程度で達成出来そうな課題の中から  
身の周りのことを丁寧にすることを設定した。

### 環境調整の工夫

- ・同年齢の子どもとの関わりの中で、場  
面に合う言葉、相手の気持ちに目を向けら  
れるような物（絵本、カード）を利用し  
伝える。

## 3 環境から子どもたちを観て行く視点

「すくらむ」とは、障がいの有無ではなく、出生から成人に至るまで自分らしく生きられるよ  
うにと願って作られたツールです。活用して感じたことは、記入することが目的ではなく、ツールを通  
して本人のありのままの姿（よさと気になること）を保護者と共有できるところによさがあります。

「すくらむ」を活用するまでの面談は、当たり障りのない情報を伝えることのみであったり、または  
本人の特性を指摘することになったりと、保護者との信頼関係が悪化してしまうこともありまし  
た。

このシートを活用して大きく変わった点は、本人の特性のみに捉われることなく、本人と環境と  
の作用によって気になる行動が引き起こされているという、環境から考える視点を持ち、子どもたち  
を見ていくことで、上手いかない条件を（環境）私たちがいかに整えていくかによって、表れてく  
る姿も違ってくることを実感しました。そして個別支援計画とは、子どもたちが自分でも上手くでき  
るようになるための環境を考えていくための計画と言えます。

子どもたちの周りの環境をどの様に整えていくかを考える時に、日常から意識しておくことは、  
保護者がどの様な日常を送りながら養育しているのか、どのような環境で育てているか、保護者の養  
育の考え方などを送迎時の何気ない会話の中から知っておくことで、支援の幅も広がります。

しかし、気を付けておくべきことは、私たちがこうあって欲しいと言う気持ちと保護者の気持  
ちは違うこともあるということです。よかれと思ひ伝えたことが、保護者にとっては育て方を否定され  
た、と感じられてしまうようなことになっては、よい支援にはならないことを実感します。これまで  
の子育ての大変さに寄り添いつつ、保護者と同じ視点で一緒に今後のことを考えて行く姿勢も大切で  
あると考えます。私たちが「すくらむ」をツールとして活用できたのは、環境を通して子どもたちを  
見ていく視点、これがあれば上手く出来る、この人とならできる、等の本人の周りの環境をどう整え

## ◆特集 早期における取組◆

ていくかという、私たちの保育のあり方と共感できたからだと言えます。そのことを保護者にも伝えて行くことで、どのような関わり方がその子どもにとって必要かを気付かせていくことができます。

環境を通して子どもたちを見ていくことで、どのように環境を整えていけば、できるようになったことが増え、その結果自立へ向かい、またできることが増えれば自信につながると考えます。そのために大切な条件とは、特定の大人（関わりをいつも決まった人）が一番の理解者になることです。その条件を整えるために、担当である保育士が抱えこまないように保育園全体で考える場面（ケース会議）や周りで出来るサポート体制を作っていくことも大切です。そのことで職員同士の理解も深まり、一緒に考えて行くことで対応の仕方が明白になります。

### 4 一人一人を大切にする支援とは

就学前の子どもたちにとって私たち（保育士）は保護者と同様に、その成長発達に大きく影響を与える存在であるとすれば、この時期に出会う私たちはその後の支援にも大きな影響を与えられます。

それは乳児期（0歳～2歳）の子どもたちは、関わる大人が、特定の人（保護者に代わる決まった大人）であることにより、その子どもの発達を理解し、必要な環境を整えることが可能になり、安全で安心した生活を送ることができます。特別な教育的支援を必要とする子どもたちとの関わり方も、乳児期の子どもたちとの関わりの中にヒントがあると感じます。例えば保育士が、一人一人の子どもの発達（できること、できないこと）を把握し、見守ったり少しだけ手を貸したりするような、その場その場での細やかな関わり方をすることで、安心した生活を送ることができます。そのような環境を整えるためには、日常のちょっとしたエピソードの中から、色々な場面で上手くできたこと、上手くいかないこと、得意なこと、苦手なことを日誌などに記録し、保育士と共に経験を積み重ねて、年2～3回(必要に応じて)の面談時に「子ども理解シート」でまとめておくことにより、一人一人の子どもの特性を理解し、次第に保護者に代わる第二の愛着関係を繋いでいくのだと考えます。これらのことから「すくらむ」が子育てを応援するツールになります。

エール保育園では開園当初より（平成16年開園）乳児期（0歳～2歳）の子どもは担当保育士による保育を三年間、幼児期（3歳～5歳）の三年間を特定の保育士（3年間変動なし）との異年齢混合保育を行っています。

特定の保育士との関わりを土台にしつつ、異年齢混合保育の環境は、特別な教育的支援を必要とする子どもたちにとっても過ごしやすい環境を提供できていると感じます。それは、同年齢の子ども同士ではうまく関われなくても、異なる年齢の子どもたちが周りにいてくれることで、人と関わる幅が広がり、この環境（人的）で様々な刺激を受けることにより、できなかったことができるようになっていく姿にはいつも感動させられます。そんな子ども同士の関わり（刺激）がどれほど影響力を与えていくのかは、私たちの想像を超えています。子どもたちにとっては、誰が特別な教育的支援を必要としているかはわからなくても、大人（保育士）がどのように関わっているかを、見ている子どもたちが自然に助けなくてはいけないことに気が付き、助けていたり、それが自然に支援につながったりしている姿があります。そのような姿を見ると日常の大人の関わり方も重要であり、支援計画を立てる中にも、周りの子どもたちを巻き込みながら、どのように支援に繋げていけるか等、人的環境と物的環境を活かしながら必要な手立てに盛り込んでいくよう考慮していくことが大切です。

「子ども理解シート」（様式6）を全園児が面談時に使用する意味も、一人一人を丁寧にみるための1つのツールになります。保育士がまとめたシートを保護者と共有したことで、「より我が子の理解につながった」「子育ての仕方が分かった」という意見、「保育士の専門性を感じられた」と言う声もいただいています。就学前の引継ぎの際にも、その子どものよさと苦手なところを伝えつつ、どのようにしたら集団の中で過ごせたか、本人ができるところを就学前の姿として、これまでの支援

## ◆特集 早期における取組◆

を小学校へ繋いで行きたいと考えています。

面談の中での情報共有だけではなく、保護者が、我が子の育てにくさを抱えながら、私たちには想像もつかないほどの心情を味わい、それを乗り越えようとしながら忙しい毎日を過ごしていることを知った上で、これまでの子育てに対してねぎらいの気持ちを伝えつつ、日常の中で得られた育て方のコツを聴くことが、私たちの学びの場になっているとも言えます。支援の中で子どもたちの自己肯定感を育てることが大切のように、大人（保護者、保育士）も上手くいった成功体験を共有する中で、自信をもって関わっていく姿が見られます。このことから、面談を通して子どもに対する支援と共に、その保護者、家族に対する支援も同様に行っているとも言えるのではないのでしょうか。

一人一人の子どもたちを大切に作る支援とは、子どもと同様にその家族の思いも大切にしていくことであると考えます。我が子ができるようになったことが増えていくこと、集団の中で受け入れられながら過ごしている姿が見られること、これは、保護者、家族の喜びであります。そういう意味でも就学前の子どもたちと関わる私たちの役割は重要です。それは、私たちの課題でもあり、喜びとなるのではないのでしょうか。



## 芽室町発達支援システム ～早期からの支援の充実～



芽室町子育て支援課子育て支援係  
主査 清末 有二

### 1 はじめに

芽室町は、帯広市の西に位置する人口19,039人（平成27年8月）の町です。平成21年度より「芽室町発達支援システム」として、発達支援を要する児童の早期発見から青年期までの各機関の取組を機能的につなぎ、一貫性と継続性のある支援体制を作ることを目標に取り組みました。

### 2 芽室町発達支援システムとは

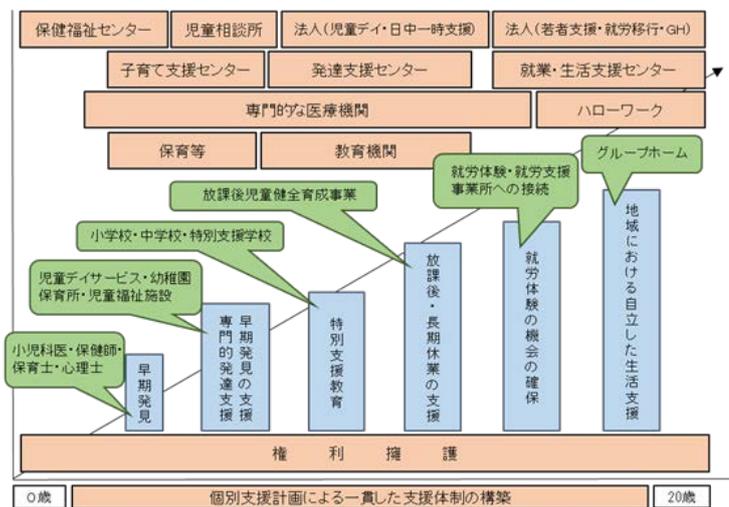


図1

一貫性と継続性のある支援には、主に二つの方向性があります。保健・保育・教育・福祉・医療・就労の関係機関、または外部機関協力を仰ぐ「横の連携」による一貫した支援の提供と、就学前から学齢期、さらに就労に至るまで、ライフステージをまたぐ「縦の連携」による継続した支援の提供です。早期に発見し、一貫性と継続性のある支援を学齢期・青年期へとつなぐことは、発達障害者支援法において自治体の責務とされています。また早期発見、早期支援が、その児童の予後の適応を高めることは、多くの調査・研究で示唆されています。

これまでどの機関においても、熱心な配慮等を行った保育、教育が実践されてきました。それらの丁寧な取組を積み上げ、機能的に「つなぐ」ことを目的としたのが芽室町発達支援システムです。

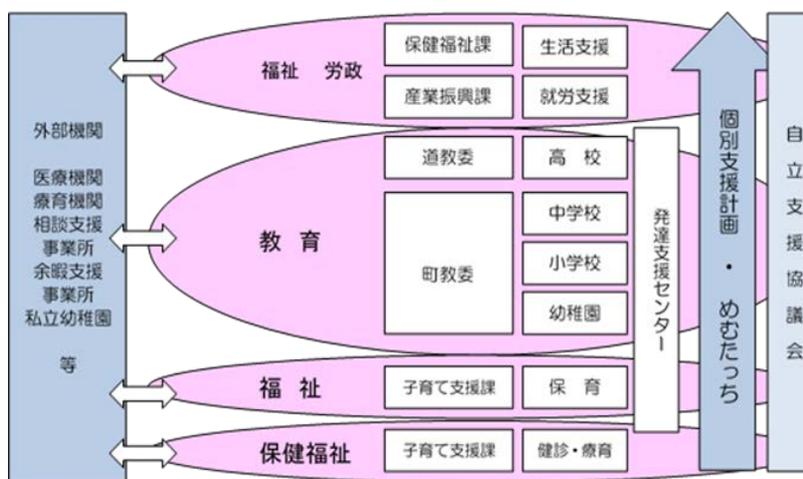


図2

このシステムにおいては、各分野をまたぐ総合的な取組が望まれます。情報ツールだけあっても相談体制がなければ活用されません。協議会だけあっても形骸化します。人を配置さえすれば解決する

## ◆特集 早期における取組◆

問題ではありませんし、一つの機関だけで解決することもできません。各分野が密接した総合的な取組と各実践が機能的に働くことで、発達支援を要する子どもたちへ一貫性と継続性のある支援を保障することができると考えています。

### 3 3つの連携内容と、3つの連携方略

一貫性と継続性のある支援構築のため、以下の3つの内容をつなぎたいと考えています。

- (1) 情報をつなぐ：その子どもの情報を正確に、必要な人・機関へタイムリーにつなぐ。
  - (2) 支援をつなぐ：その子どもが必要とする支援を、様々な活動場所またはライフステージをまたいでも保障されるようつなぐ。
  - (3) 人をつなぐ：その子どもを支援する様々なスタッフ同士、同じ悩みを抱える保護者間をつなぐ。
- この3つの内容を機能的につなぐために、以下の3つの方略で推進しています。
- (1) 人でつなぐ：従来の担当者間の引継ぎや保健師の子育て支援に併せて、地域コーディネーターや発達心理相談員を子育て支援課に配置、スクールライフアドバイザーを教育委員会に配置。
  - (2) ツールをつなぐ：子育てサポートファイル「めむたっち」（以下めむたっち）、芽室町個別支援計画などを用いてつなぐ。
  - (3) 場でつなぐ：保育と教育の架け橋をつくるカンファレンス（年3回）、特別支援教育連携協議会、芽室町発達相談事業などの実施。

これらの3つの連携方略から、早期支援に関わる取組についていくつかご紹介します。

### 4 人でつなぐ：地域コーディネーターと発達心理相談員の役割

#### (1) 地域コーディネーター

町内小学校からの割愛人事により、特別支援教育に精通した現職教諭を、子育て支援課に地域コーディネーターとして配置することで、以下のようなメリットがありました。

- ア：支援の一貫性と継続性を目指した「個別支援計画」の作成に係る庶務、相談、研修等を担い、町内の支援の充実を図ることができる。
- イ：発達相談を経て、当該児童に適正なサービス提供が可能な環境を調整することができる。
- ウ：特別支援教育への専門的な相談体制を確保することができる。
- エ：発達支援システム全体を見渡し、発達支援システム運営会議において関係課に必要な調整ができる。

#### (2) 発達心理相談員

発達に係る専門的な相談や検査を受けたいと思うと、以前は児童相談所の巡回相談（年3回）を待つか、児童相談所を訪れる必要がありました。

各ライフステージや機関をまたいで連携する際に、専門的な児童の実態把握は必須です。心理士資格を持った、専門的学識に基づく心理判定業務職員「発達心理相談員」を子育て支援課に配置することで、以下のようなメリットがありました。

- ア：身近な地域で専門的な相談・検査を、タイムリーに受けることができる。
- イ：健診やあいあい広場、幼稚園保育所巡回相談事業等において、発達状況を客観的に判断し、発達障がい等のスクリーニング機能を強化できる。
- ウ：専門的な相談・検査の後も、本人・保護者と継続的にかかわることができ、場合によっては幼稚園・保育所・学校・学童保育所などの所属機関まで出向いて支援することができるなど、継続的な専門相談が可能になる。

## 5 ツールでつなぐ：子育てサポートファイルめむたっちと芽室町個別支援計画

### (1) 子育てサポートファイル「めむたっち」

児童の情報が一冊のファイルにまとまっていることで、必要な時に必要な人・機関へ、正確な情報を引き継ぐことができます。母子健康手帳を補完するような様式、各ライフステージごとの記録、医療や相談の記録、預けるときに相手方に知っておいてほしいことなどが様式として含まれている綴りファイルを、母子健康手帳の交付と同時に、町内の全ての子どもに配布しています。

「めむたっち」は、所属する機関や担当が変わったときの情報共有に活用できます。または託児に子どもを預ける際、居宅支援事業所利用の際、巡回相談のコンサルタントへの情報提供などの活用が考えられます。

障がいにて化したサポートファイルには、渡すことに非常に配慮を要したり、渡されることが何か障がいの診断か判定を受けたかのように響いてしまう方へ、本来の目的を損なうおそれがありました。「めむたっち」は全戸配布であることから、子育て支援事業であり、障がい福祉施策ではなく児童福祉施策です。様式策定委員会には、町内の育児団体や小中PTA連合会も参加してくださいました。

### (2) 芽室町個別支援計画

発達支援を要する児童への支援に一貫性と継続性を保障するためのツールとして町内の幼稚園、保育所、小中学校、発達支援センターが個別支援計画の作成をしています。芽室町では平成 21 年 4 月に「芽室町個別支援計画の作成に関する要綱」を定め、一人一人の特性に合わせた目標と手立て・評価を引き継いでいく体制を目指しています。開始に際しては、広報で全町的に案内しました。作成マニュアルを各機関に配付し、毎年作成学習会を開催し運用を進めています。

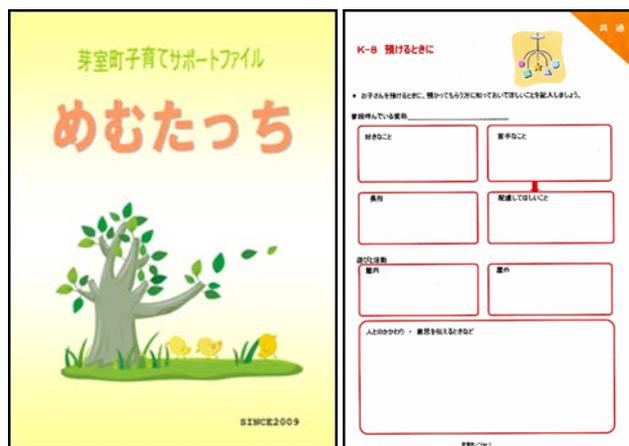


図 3

## 6 場をつなぐ：保育と教育の架け橋を作るカンファレンス

発達支援を要する児童にとって、幼稚園・保育所から小学校への移行は、幼少期に迎える最も大きなライフステージの節目です。幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな移行を目指すため、芽室町個別支援計画、「サポートファイルめむたっち」など紙ベースのつなぎツール、地域コーディネーターや発達心理相談員、スクールライフアドバイザーなど人員配置によるつなぎ、特別支援教育連携協議会やコーディネーター会議など協議体でのつなぎ機能がありますが、合わせて芽室町では、幼稚園、保育所と小学校をつなぐ「保育と教育の架け橋を創るカンファレンス」が開催されています。就学前の引継ぎは多くの自治体でなされていますが、子どもの就学後の適応を、その子どもが通っていた幼稚園・保育所と、教育委員会・子育て支援課、発達支援センターが7～8月に小学校を訪れて情報共有する「入学後カンファレンス」までの3回が設定されていることが特色です。

## 7 発達支援センター機能

芽室町における早期療育の中核を担い、合わせて専門的な保護者支援と地域啓発に取り組むのが芽室町発達支援センターです。また乳幼児健診・就学時健診への参画や親子教室「あいあい広場」への

◆特集 早期における取組◆

参画を通じた早期発見機能、芽室町巡回相談事業への参画や保育所等訪問支援事業を通じた所属支援を推進しています。

8 子育て支援施策との緩やかな包括

発達支援は一人一人に特化した取組であり、個に応じたアセスメントと支援を重視しています。このことは大変重要なことですが、しかし、次のような場面においては支援の機能が低下することもあります。

- ・ 個別的な配慮や支援に併せて、全体的な場での支援を要するケースが多々ある。
- ・ 特に保護者の拒否感や防衛的な姿勢を招くなど、支援の入口としては児童を個別的な支援をすることが逆効果になる場合がある。
- ・ 全体的な場での支援において、個別的な配慮点や必要な支援が包括できることで、専門職の業務が軽減されたり、合理的な運用が可能になる場合がある。

このことについて、芽室町子育て支援施策との緩やかな包括として、図5のとおり視点を明確にすることで、以下の成果を目指しています。

- ・ 全体的な子育て支援から、個別的な支援への接続をスムーズにし、当該児童に最大の利益が起ころよう発達支援システムを運用する。
- ・ 保護者の安定的な児童理解を実現する。
- ・ 周囲の児童も含め、全ての子どもが安心して有意義な時間を積み上げられるよう事業が展開される。
- ・ 専門職の業務を整理し、必要とされる機能をより効果的に運用する。

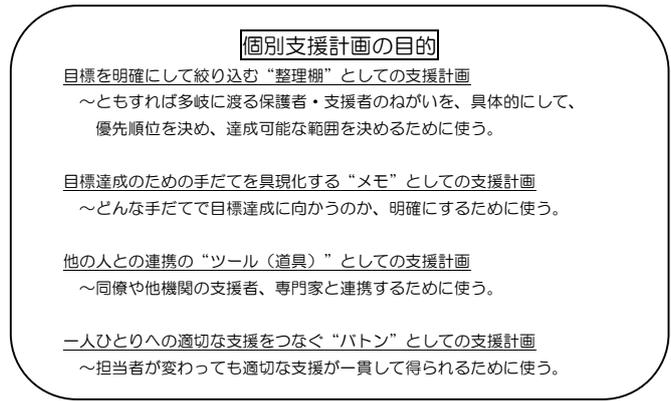


図4

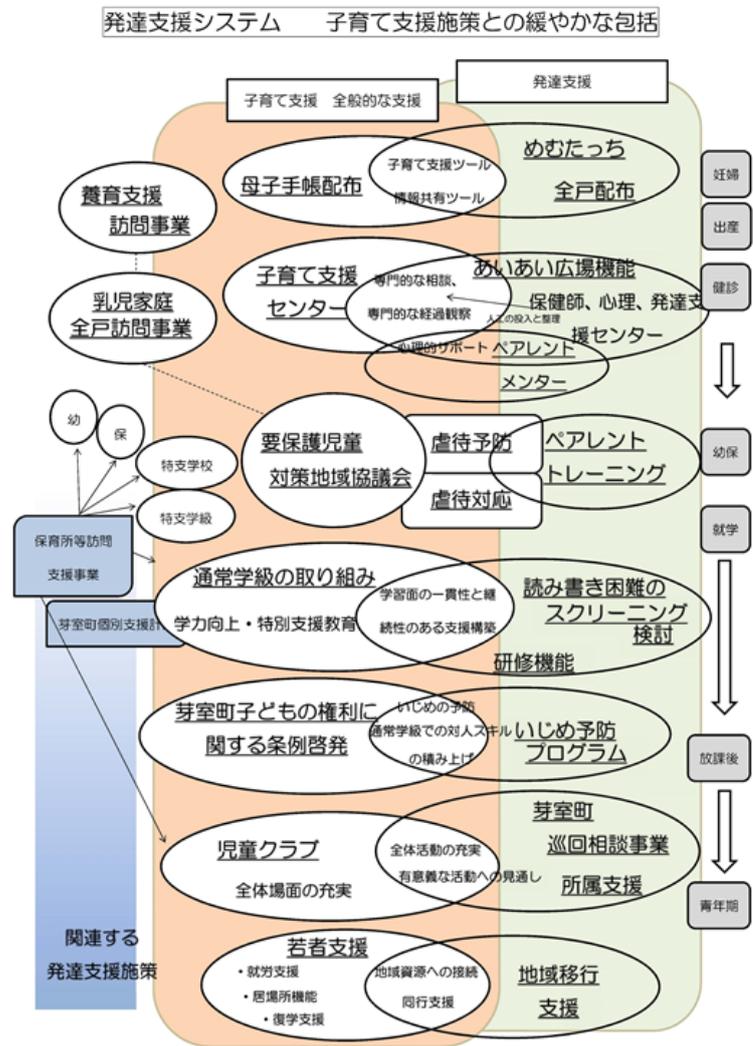


図5

9 今後の課題：芽室町読み書き支援スクリーニング事業

教科学習に係る困難について、就学前に発見することは難しいとされています。しかし、学習上の困難についても、早期発見、早期支援が成果を上げています。

◆特集 早期における取組◆

平成25年度より、小学校1、2年生のうちに早い段階で子どもの状態を把握し、学級担任の先生をチームで支え、内外の専門家と連携し、その子の状態に応じて、根拠と見通しのある学習支援の内容を計画することを目指して、芽室町読み書き支援スクリーニング事業に取り組んでいます。この事業の中核は校内支援委員会であり、学校です。今後事例を重ねながら、一層の充実を目指していきます。

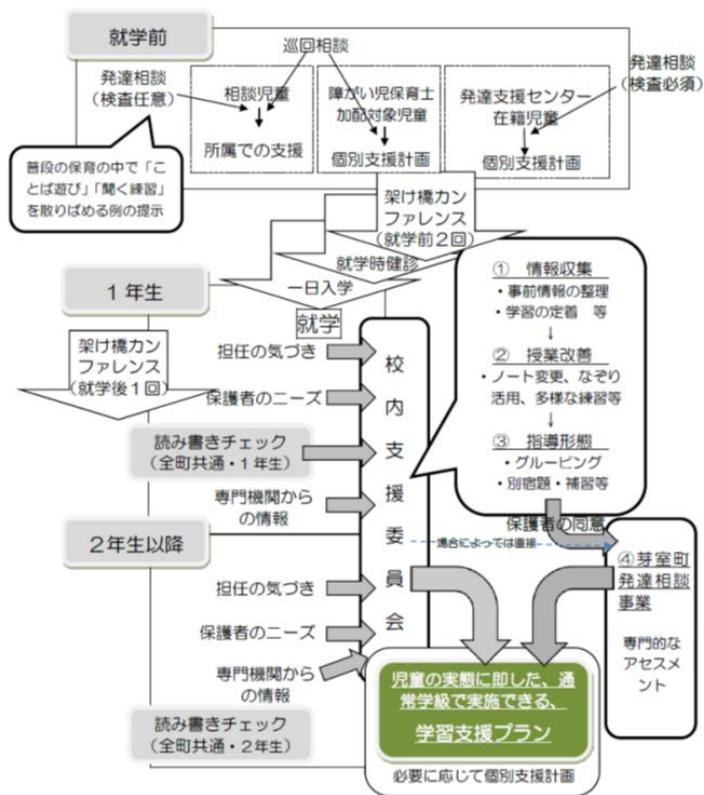


図 6

「特別支援学校における支援機器を活用した言語活動の充実に関する研究」  
～ 肢体不自由教育における支援機器の活用による授業の改善・充実～

研究の目的

ICT等の支援機器の活用

- 思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、特別支援学校（肢体不自由）に在籍する児童生徒の言語活動の充実の視点を明らかにする。
- 特別支援学校（肢体不自由）において、教員の共通理解に基づいた言語活動の充実を図るための方策を明らかにする。

研究の内容

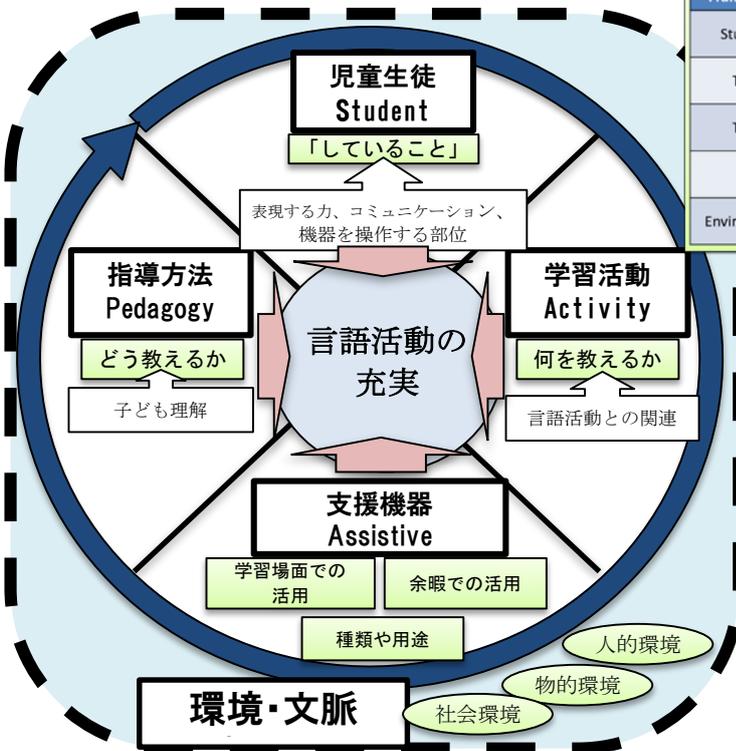
- 文献研究
  - ア 言語活動の充実や支援機器の活用など、授業の改善・充実を図るための視点や手立てについて文献研究を行う。
  - イ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の、教員の共通理解に基づいた効果的な支援機器の活用について文献研究を行う。
- 調査研究
  - ア 研究協力校を対象に、言語活動の充実及び支援機器の活用に関する調査を行い、結果を考察する。
  - イ 研究協力校における言語活動の充実及び支援機器の活用に関する実践事例の収集やWebアンケートを実施し、支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点や手立てについて検討する。

本研究における「言語活動」

発達の段階や身体の動きに応じて、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、表情や発声、身振り等を含む広い意味での言語を、教科等の目標を達成するための手立てとする学習活動

支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点

SAAPeCフレームワーク



事例シートの背景となる考えや枠組み		教師の指導や支援に必要な視点		支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点
SETT Framework	HAAT Model	TPACK		
Student	Human	Content Knowledge		児童生徒 (Student)
Task	Activity	Technological Knowledge		学習活動 (Activity)
Tool	Assistive Technology	Pedagogical Knowledge		支援機器 (Assistive Technology)
Environment	Context	Contexts		指導方法 (Pedagogy)
				環境・文脈 (Context)

本研究では、支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点を、5つの視点の英語表記の頭文字から、「SAAPeC」と呼ぶこととしました。

「SAAPeCフレームワーク」は、「児童生徒」「学習活動」「支援機器」の順に情報を整理し、「指導方法」を設定する流れを図式化したものです。さらに、この流れの背景には、「環境・文脈」を考慮する必要があることを点線で示しています。

## SAAPeCアセスメントシート

「SAAPeCフレームワーク」を実際の指導につなげるために、手順を明確にし、組織的に情報を整理したり目標や手立てを設定したりするために、「SAAPeCアセスメントシート」を作成しました。

**SAAPeCの視点による情報の整理**

コミュニケーションの状態や支援機器を活用している部位に関するチェックリストで、児童生徒に関する情報を整理します。

支援機器の活用や個別単元目標、手立てに関するブレインストーミング

個別の単元目標と手立ての設定

指導の手立て等の見直し

評価

- ・個別の単元目標は達成されたか
- ・支援機器の活用は有効であったか

○ SAAPeCアセスメントシートは当センターWebサイトより、EXCEL形式でダウンロードすることができます。

[http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page\\_id=45](http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=45)

## 研究の成果と課題

### 1 成果

- (1) 特別支援学校（肢体不自由）における支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点の整理
- (2) 「SAAPeCアセスメントシート」の開発
- (3) 「SAAPeC」の視点による事例の整理

### 2 今後の課題

- (1) 組織的な取組による授業の改善・充実の一層の推進

詳しくは研究紀要第28号をご覧ください。



## 北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

### 冬季講座と公開講義のご案内

#### 冬季講座

今年度は、12月25日、1月6日・7日・8日、1月12日・13日・14日に開催します。

一日又は半日を通して受講していただくコース制となっています。それぞれのコース内容と対象は、下記の通りです。当センターへ直接FAX又は電子メールで申込用紙を送信、もしくはWebページ上の申込フォームからお申込みください。

受講の可否については受講希望者あてにFAXで通知します。

なお、詳しい日程につきましては平成27年度事業案内のP28～29をご覧ください。（当センターWebページにも掲載しています。）

	コース（定員）	対 象	コース内容
12月25日 （金）	幼児期における子ども理解の視点と指導・支援の充実講座（エクストラ講座）	幼稚園・保育所職員等	特別な教育的支援が必要な幼児の指導・支援の充実を図るため、心理アセスメント等の結果を活用した子ども理解について研修します。
9:45 ～16:30	田中ビネー知能検査Vの理解（20名）	幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	田中ビネー知能検査Vの基礎的な理解について研修します。
	WISC-IV知能検査の理解（20名）		WISC-IVの基礎的な理解について研修します。
	フロスティググ視知覚発達検査の理解（10名）		フロスティググ視知覚発達検査の基礎的な理解について研修します。
1月6日 （水） 14:00 ～17:00	発達障がい専門性向上研修コースⅠ（45名）	幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	発達障がいの理解と対応や、発達障がいのある幼児児童生徒への授業の実際について研修します。
1月7日 （木） 9:00 ～17:00	発達障がい専門性向上研修コースⅡ（30名）	幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	発達障がいのある幼児児童生徒への支援の実際や校内体制の構築や学級経営について研修します。
1月12日 （木）  9:00 ～16:00	特別支援学校専門コース 聴覚障害 （20名）	幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	聴覚障がいに教育における現状と課題、手話を活用した授業づくりの実際等について研修します。  16:20からトワイライト研修が行われます。 （特セン研究成果報告）
	特別支援教育管理職研修コース（45名）	管理職もしくは、学校内において指導的立場の教諭	特別支援教育を推進するための学校経営・学校運営の在り方等について研修します。  16:20からトワイライト研修が行われます。 （特セン研究成果報告）

1月13日 (水)	特別支援学校専門コース 9:00 ～16:00	肢体不自由 (20名)	幼稚園、小・中学校 教職員、高等学校教 職員、特別支援学校 教職員	身体の動きに関する実際把握や教科 指導の実際、ICTの活用による授業 改善等について研修します。  16:20 からトワイライト研修が行われます。 (特セン研究成果報告)
	教育相談指導者養成フオ ローアップ研修コース (2日日程)(20名) 9:00～16:00		幼稚園、小・中学校 教職員、高等学校教 職員、特別支援学校 教職員	平成24年度より実施している教育相 談指導者養成講習修了者を対象とした コースです。就学相談の進め方や、パ ートナーティーチャー派遣事業の取組 について研修します。
1月14日 (木)	キャリア教育推進者研修 コース(30名) 9:00～17:00		幼稚園、小・中学校 教職員、高等学校教 職員、特別支援学校 教職員	キャリア発達の意義と各学部段階で のキャリア教育の推進や組織的対応に よる一人一人の段階に応じたキャリ ア発達を促す具体的な取組について研修 します。

## 公開講義

研修講座で開催される基調講義や講義の一部を公開しています。講義ごとに受講することが可能です。「公開講義受講申込書」(当センターWebページからダウンロードできます。)に必要事項をご記入の上、当センターに直接FAX又は電子メールで送信、もしくはWebページ上からお申込みください。受講できない場合のみ連絡します。

講義番号	日時	公開講義名(定員)	講師
A15	1月7日(木) 9:00～12:00	幼児児童生徒のよさを生かした指導～心理 検査の活用を通して～(15名)	北海道教育大学札幌校 教授 青山 真二
A16	1月8日(金) 9:00～10:50	事例から考える発達障がいのある幼児児童 生徒への対応(45名)	センター所員
A17	1月12日(火) 13:00～16:00	エンパワメントと虐待防止(45名)	エンパワメント・センター 主宰 森田 ゆり
A18	1月13日(水) 15:20～17:00	キャリア教育の教育課程上の位置付け (65名)	センター所員
A19	1月14日(木) 13:00～16:00	キャリア発達を支援する学校教育の役割 (35名)	東北大学 名誉教授 菊池 武 剋
A20	1月14日(木) 13:00～17:00	特別支援学校におけるキャリア教育の実際 (35名)	教員 センター所員
A21	1月15日(金) 9:00～10:50	特別支援学校におけるキャリア教育の実際 (65名)	教員

## 編集後記

今年度の「特別支援教育ほっかいどう」は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築へ向けた取組という観点から、各学校や地域の取組を紹介いたします。

今回寄せられた、個別の支援計画を活用した早期からの充実した支援の取組や、町が一丸となって、町の子どもたちのために特別支援教育に取り組んでいる実際の様子から、北海道においても、各地で着実にインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組が推し進められていることを確認することができました。

「特別支援教育ほっかいどう」21号は、3期に分けて発行する予定です。今後も各学校や地域において、「合理的配慮」をキーワードとして、特別支援教育に関する実践などを紹介していきます。その取組を参考にさせていただき、読者の皆さんの教育実践の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、玉稿をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

### お知らせ

当センターでは、メールマガジンを定期的に発行しております。御希望される方は、当センターWebページから登録いただきますようお願いいたします。

## 特別支援教育ほっかいどう21号(1)

発行：平成27年12月

編集：北海道立特別支援教育センター

〒064-0944 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

電話 011-612-6211 (代表) F A X 011-612-6213

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

URL <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

発行者：北海道立特別支援教育センター 所長 木村 宣 孝



第21号(2)

(通巻第65号)

平成27年12月

# 特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO

A green silhouette map of Hokkaido, Japan, is centered on the page. The text '特集' is overlaid on the map.

特集

特別支援教育における「合理的配慮」の  
拡充を目指して

～共生社会の形成に向けた

インクルーシブ教育システム構築のために～

北海道立特別支援教育センター

# 特別支援教育ほっかいどう (通巻第65号)

## 特集

特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して  
～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために～

### 実践3

合理的配慮の拡充を目指した市町村の役割とは  
～苫小牧市における取組の実際～

苫小牧市健康こども部こども育成課

主任主事兼主任幼児教育支援員 佐藤 美香子 …1

### 実践4

普通高校における通級指導教室の設置に関する研究開発について  
～個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業の取組～

北海道上士幌高等学校 教頭 佐野 住夫 …10

## 道立特別支援学校の取組

本道の視覚障がい教育の充実をめざして

北海道札幌視覚支援学校 主幹教諭 榎山 正太 …16

## 北海道立特別支援教育センター研究報告

研究紀要ダイジェスト

「視知覚認知に課題のあると考えられる幼児児童生徒へのアセスメントの在り方について」

～新たなアセスメント活用の可能性を探る～ …24

「発達障がいのある心理的な支援が必要な児童生徒の理解と指導・支援の在り方に関する研究」

～通常の学級に在籍する心理的な支援が必要な児童生徒への指導・支援の在り方～ …25

## 北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

センター刊行物、ウェブページ、メルマガの案内

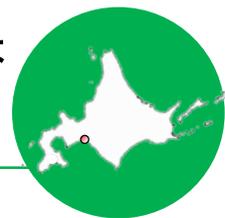
…26

## ◆早期における取組◆



### 合理的配慮の拡充を目指した市町村の役割とは

～苫小牧市における取組の実際～



苫小牧市健康こども部こども育成課  
主任主事兼主任幼児教育支援員 佐藤 美香子

## 1 はじめに

苫小牧市は、北海道の胆振管内にある、東西 39.9km、南北 23.6km の細長い街です。

主な市の特徴として、紙パルプ、自動車部品、金属などの工業基地、石油備蓄基地や道内唯一のガス油田をかかえるエネルギー基地、次世代を担うリサイクル産業基地などをかかえる工業都市です。

近年の少子高齢化といわれる社会の中で、本市の人口 173,776 人のうち 0 歳から 14 歳までの子どもは 22,949 人で、全体の 13.2% を占め、そのうち 0 歳から 6 歳までの乳幼児は 7,395 人で全体の 4.3% となっています。また、30 代～40 代の世代が比較的多く、人口の約 4 分の 1 を占めています（平成 27 年 4 月 30 日現在）。

苫小牧市としては、平成 26 年 4 月の機構改革により幼稚園の管轄が教育委員会から健康こども部に移り、子ども・子育て支援制度を見据えた、幼稚園・認定こども園・保育園の窓口の一本化の実現や、こども育成課の新設、平成 27 年度から 5 か年の「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」の策定など、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることとしたところです。

なお、平成 27 年 5 月現在、本市には、幼児期の教育及び保育施設は、幼稚園・認定こども園・保育園を併せて 42 園あり約 4,000 人の幼児が在園しています。

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

幼稚園	認定こども園	保育園
18 園	4 園	20 園
2,911 人	174 人	950 人

※保育園は 3～5 歳児の人数。

※こども園は 1 号（幼稚園部分）及び 2 号（保育所部分 3～5 歳）の人数。

苫小牧市における幼児期の教育及び保育施設は、平成 26 年 3 月末、苫小牧市立はなぞの幼稚園の閉園により、市内の幼稚園が全て私立幼稚園となりました。

## 2 取組の視点

本市が目指す理想の都市及び市政を総合的かつ計画的に推進するための施策の方向を明らかにする基本構想『苫小牧市総合計画』では、幼児教育の現状と課題に「様々なニーズへの対応が必要」、「希望するすべての幼児に充実した幼児教育を受けられる機会が確保されるよう、支援を行うことが必要」とあります。また、幼児教育の充実を目指し、「一人一人の特性や発達の段階に応じた教育の推進」、「発達の遅れや障がいの疑いのある幼児に対するきめ細かな対応」を挙げ、幼児期の特別支援教育の推進に努めることとしています。併せて、職員研修の充実など、教員の専門性の向上や、教育水準の維持・向上を図るとともに、幼稚園等において

## ◆早期における取組◆

発達の遅れや障がいの疑いのある幼児に対してきめ細やかな教育が行われるよう、必要な支援を行うことにも取り組むこととしました。

これらの計画をより具体的なものにし、幼児期の特別支援教育における「合理的配慮」の充実のために、今回、幼児（保護者）、園（教育・保育施設）、教諭や保育士の3つの視点から支援を考え、取組の整理を行いました。

これらの3つの視点で支援方法を明確にして取り組むことで、子どもにとって必要な支援の充実を図っていけないのではないかと考えています。（図1『合理的配慮の拡充にむけたイメージ』参照）

### (1) 幼児（保護者）

幼児期は、幼児が自身の特性の理解や将来の願いなどを明らかにすることが難しい発達段階です。保護者は幼児に代わり、困難さや必要な支援を整理しつつ、基本的な生活も支えていく必要があります。例えば、小学校就学時に保護者が幼児に代わり、合理的配慮を求めていく際には、家庭以外の特に教育・保育施設等で集団生活における必要な支援について整理していくことが重要になります。

### (2) 園（教育・保育施設）

教育・保育施設では、障がいのある幼児の指導に当たり、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮しています。しかし、実際には障がいのある幼児以外にも発達の遅れや障がいの疑いのある幼児がいることも多く、現場での苦労は大きいものです。

障がいのある幼児一人一人について、配慮事項などを示した計画の作成や、指導について、職員間の共通理解のもと、園全体での取組の推進や関係機関との連携など組織的な整備も必要になります。

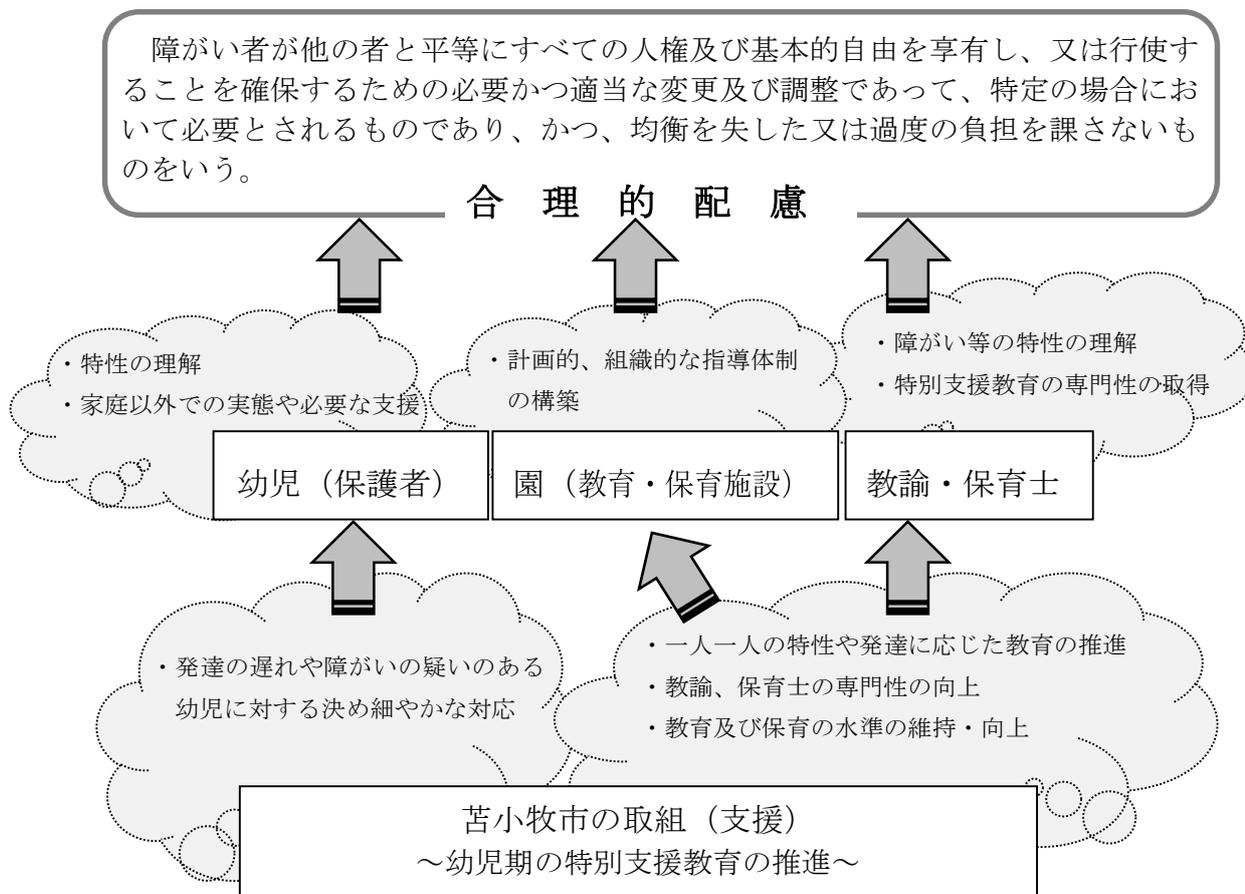
### (3) 教諭や保育士

幼稚園教育要領解説では、「障害のある幼児の指導に当たっては、何よりも幼稚園の教師が障害のある幼児に対する理解を深め、その教育についての知識と経験を豊かにすることが大切である。」とされています。日々の保育の中での障がいのある幼児への対応は困難な場面もあると予想されますが、先生方自身が知識と経験を豊かにすることは、幼児だけでなく先生方自身を助けることにつながります。教諭や保育士が、幼児期における特別支援教育についての専門性を身に付けることが大切になるでしょう。

取組を行う際には、行政が一方的に行うことのないように留意し、私立幼稚園協会等の関係団体との連携を図ったり、園や保護者が、それぞれ望んでいることや困っていることについて聞き取りをしたりするなどして、情報収集に努め、取組に反映するようにしています。情報収集の手段としては、アンケート調査や訪問または電話での聞き取りが主なものですが、他課や他機関から情報が得られることもあり、これらの関係機関との連携も重要だと考えています。

◆早期における取組◆

<図1 『合理的配慮の拡充にむけたイメージ』>



3 苫小牧市の取組の実際

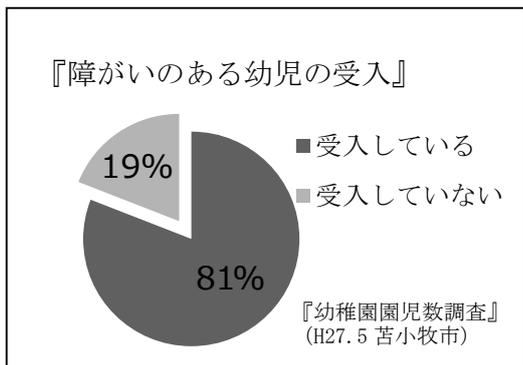
(1) 幼稚園における障がいのある幼児の受入状況調査

行政が適切な支援をしていくためには、各幼稚園の実態を把握することが必須となります。苫小牧市では、毎年学校基本調査の時期に合わせて園児数の調査をします。その際に障がいのある幼児の受入人数についての報告も別途依頼するようにしています。市内のほとんどの幼稚園において、障がいのある幼児の受入れをしています。しかし、障がいのある幼児の具体的な人数について未回答とする園もあり、正確なデータとはなっていません。（図2『障がいのある幼児の受入』・図3『障がいのある幼児の受入数』参照）

また各園において個別に聞き取りをすると、「障がいの有無について判断がつかず回答できない」、「保護者の理解が得られている幼児のみ回答した」という声も聞かれ、実際の受入数はさらに多いことが伺えます。

◆早期における取組◆

<図2>



<図3 『障がいのある幼児の受入数』>

	障がいのある幼児数	障がいのある幼児数の割合	園児数	備考
H23	70人	2.4%	2,896人	未回答園あり
H24	54人	1.9%	2,888人	未回答園あり
H25	106人	3.6%	2,934人	
H26	74人	2.5%	3,067人	未回答園あり
H27	109人	3.7%	2,911人	

※図2～幼稚園及び幼稚園から移行したこども園の数値。(H27年度園児数調査より)

※図3～平成27年度は幼稚園のみの数値。認定こども園を除く。

(2) 個別の教育支援計画作成の推進 【視点：幼児（保護者）】

幼児一人一人に応じた効果的な指導や支援の充実を図るため、個別の教育支援計画の作成・活用の推進が求められています。苫小牧市の小・中学校については統一様式があり、作成・活用が進んでいますが、幼児期の教育・保育施設での作成・活用の状況については十分な情報をつかむことができませんでした。そこで定期的に「私立幼稚園等の特別支援教育に関する調査」を実施するなどし、実態の把握に努めています。

平成25年度に実施した調査では、図4のように半数以上の幼稚園で個別の教育支援計画が作成されていました。また、この調査は、障がいのある幼児の受入がないと回答した園にも実施したため、障がいのある幼児を受入れている園のほとんどが作成しているということも見えてきました。また個別の聞き取りから具体的な声も聞かれました。

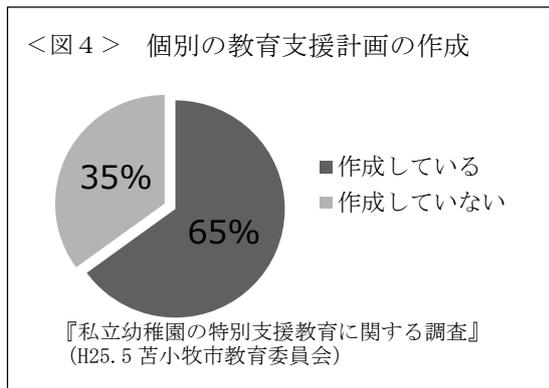
◆作成をしていると回答した園の声

「記録はとっているが独自の様式で、就学先への引継ぎについて課題や不安を感じる」  
「自園独自の様式では不安」「活用の幅を広げたい」

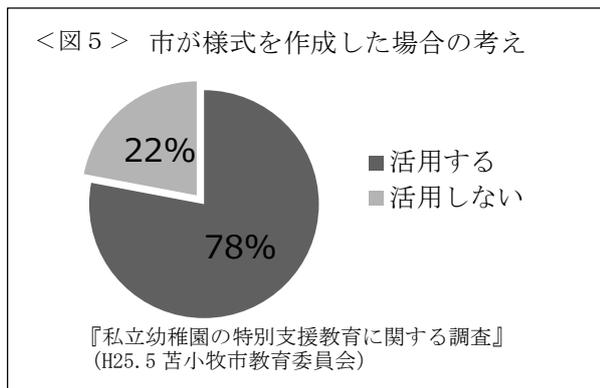
◆作成をしていないと回答した園の声

「作成するかしないかの判断がつかない」「作成の方法が分からない」  
「個別の教育支援計画と指導計画の違いが分からない」

<図4> 個別の教育支援計画の作成



<図5> 市が様式を作成した場合の考え



また図5のように市が様式を作成した場合、活用すると答えた園が多く、求められている具体的な支援が見えてきました。

以上のことから次の2点について取組を進めていくことにしました。

## ◆早期における取組◆

### ① 個別の教育支援計画についての周知

私立幼稚園協会と連携し、平成 26 年度同協会設置者・園長研修のテーマとして個別の教育支援計画の作成・活用を設定し、講師に北海道教育庁胆振教育局指導主事を迎え、園関係者に向けたお話をさせていただきました。

### ② 幼児期の個別の教育支援計画の様式作成と配付

幼児期から就学先への一貫した支援の実現のため、既存の小・中学校の様式を参考に、苫小牧市こども育成課モデルとして様式を作成しました。その際、胆振教育局指導主事に指導助言を依頼しました。

当初、個別の教育支援計画の作成については、幼稚園を対象として考えていました。しかし、課内の協議で、個別の教育支援計画は、障がいのある幼児と保護者のためのものであり、認定こども園や保育園も、作成・活用に向けた周知が必要という結論に至りました。

それを踏まえて「個別の教育支援計画」を「個別の教育（保育）支援計画」に名称変更し、周知・作成・活用に向けた取組を進めています。（図 6 『幼児期の個別の教育（保育）支援計画の推進イメージ』参照）

#### ◆ 先行導入とモデル園

平成 27 年 5 月に行った園児数の調査で障がいのある幼児が在籍する園を抽出し、先行して「個別の教育（保育）支援計画」の作成に協力してくれる園を募りました。

モデル園は幼稚園 2 園、保育園 1 園の計 3 園となりました。モデル事業の目的は、記載事例や作成した支援内容の収集で、平成 28 年 4 月から各園が作成していく上で参考となる「作成支援の手引」や「個別の教育（保育）支援計画」作成に向け、各園の職員を対象とした説明に活用する予定です。

現在、モデル園と緊密に連携を図り、「個別の教育（保育）支援計画」作成について支援を行っています。

＜図 6 『幼児期の個別の教育（保育）支援計画の推進イメージ』＞  
(予定含む)

平成 27 年 1 月	○様式の完成 (苫小牧市こども育成課モデル様式)
平成 27 年 3 月	○幼稚園関係者に向けた周知
平成 27 年 8 月	●先行導入モデル園の決定
平成 27 年 11 月	○認定こども園・保育園へ向けた周知
平成 28 年 1 月	○教諭・保育士向け研修実施 (周知に向けた講話)
平成 28 年 2 月	○様式の配付
平成 28 年 3 月	○作成説明会開催 ○「作成支援の手引」を配付
平成 28 年 4 月	○各園作成開始 ○当課に作成支援の窓口を開設
平成 29 年 1 月	○小学校への引継ぎ方法について協議
平成 29 年 2 月	○小学校校長に向けて取組についての説明
平成 29 年 3 月	○（保護者の同意により）就学先への引継ぎ開始

### (3) 子ども・子育て相談ナビの開設 【視点：幼児（保護者）】

当市では、子育て家庭のニーズに合わせて、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員（利用者支援員）が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進しています。これは、国の「子ども・子育て支援新制度」に基づいて当市が「苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」に従い実施するものです。

## ◆早期における取組◆

平成 27 年 7 月から相談窓口を開設し、専門支援員が各家庭のニーズに合わせたオーダーメイドの対応をご提案しています。また、教育・保育施設やその他の子育て施設のパンフレットを配置しています。（下記写真 1、2 参照）

相談の中では、幼稚園等の教育施設情報に関するものが最も多く、特別支援教育に関するものとしては、「障がいのある幼児を受入れしてくれる園はないか。」「特性に合わせて小規模の園に入園させたいが…。」「通っている園で、集団行動ができず不安。どのような手立てがあるのか。」などの相談がありました。



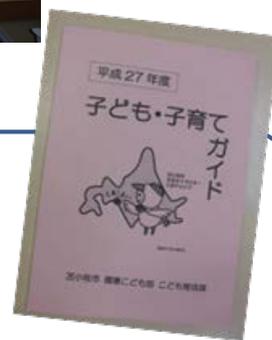
写真 1



写真 2

### ◆ 子ども・子育てガイド

各教育・保育施設（こども園、保育園、幼稚園、認可外保育所）の情報や一時預かり等の子育て情報を掲載しています。配布場所は、市役所、子育て支援センター、各子育てルーム、各児童センターとなっており、希望者に無料で配布しています。



## (4) 幼稚園等における特別支援教育に関する訪問相談事業【視点：園（教育・保育施設）】

教育・保育施設に通園する、発達に遅れや、心身に障がいのある幼児の小学校就学に向けた相談等を、各園に訪問し実施するものです。

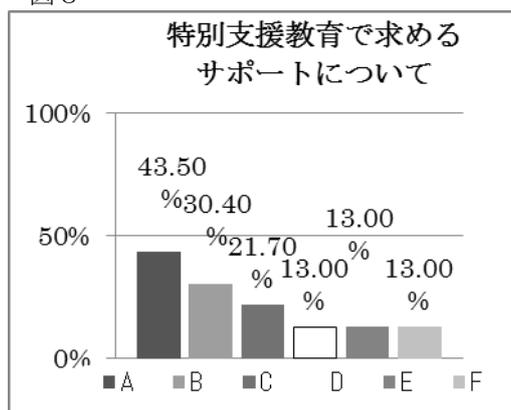
図 7

＜特別支援教育で求めるサポートについて＞

- A 園に来て指導についての援助
- B 保護者相談やその他保護者支援
- C 人員配置のための経済的支援または人員配置
- D 個別の教育支援計画または指導計画の作成支援
- E 障がい児の相談がすぐにできる窓口の設置と啓発
- F 特別支援教育に関する研修の実施

『私立幼稚園の特別支援教育に関する調査』  
(H25.5 苫小牧市教育委員会)

図 8



各園からの要請に基づき、市教育委員会指導主事、教育相談員、こども育成課幼児教育支援員が訪問し、対象園児を行動観察して、教諭や保育士の支援方法や保護者へのアプローチ方法等について助言します。こうしたことにより、園はもとより、幼児や保護者に対しても間接的ではありますが、支援を行うこととなります。

◆早期における取組◆

図 9

- ＜相談事業内容＞
- ①発達に関する支援についての相談
  - ②ケース会議などへの参加と相談
  - ③小学校就学や、小学校との連携に関する相談
  - ④家庭での支援方法へのアドバイス
  - ⑤特別支援教育等に関する研修会での提言

(5) 幼児教育・保育研修会【視点：教諭・保育士】

平成 26 年度から幼児期の教育・保育に携わる方のための特別支援教育に関する研修会を開催しています。幼稚園教諭等の専門性の向上を目指し、市の幼児教育・保育の水準の維持・向上を図る目的で実施しています。

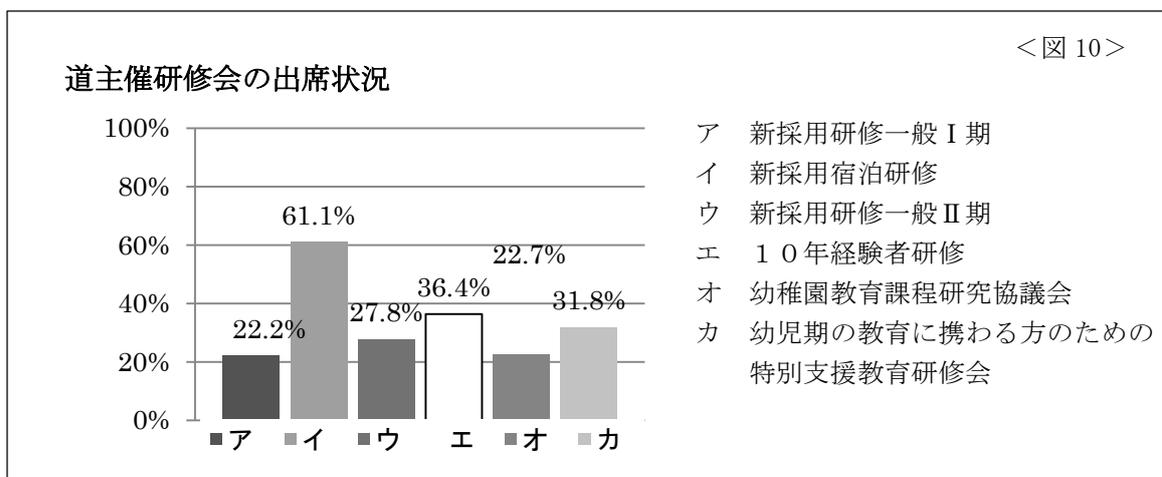


写真 3



写真 4

平成 25 年度の段階で事前にアンケート調査を実施し、必要性の検討や研修内容等をイメージしました。受講したい内容は、特別支援教育がもっとも多く、研修の充実を望む声が聞かれました。また研修を受講したくても時間や予算等の理由から行くことができない実態も伺えました。結果、「市内で特別支援教育に関する研修会を長期休業時期に開催すること」の需要があることがわかり現在に至っています。



## ◆早期における取組◆

＜図 11＞

＜研修の開催についての意見＞

- ・市開催の研修を要望する（91%）
- ・時期は長期休業中がよい（82%）

＜希望する研修内容について＞

- ・特別支援教育（86.4%）
- ・保育実践（72.7%）
- ・初任者向け（36.4%）
- ・園評価（18.1%）

「幼稚園教諭向け研修に関する調査」  
(H25.11 苫小牧市教育委員会)

企画当初、幼稚園教諭向けの研修を企画していましたが、幼児期の特別支援教育の推進というねらいを考慮し、対象を認定こども園と保育園に拡大しています。現在は、研修終了後に受講者へアンケートの記入を依頼し、その声を貴重な意見としてくみ取り、次年度の研修テーマの参考にしています。

### (6) その他（他課の関連する取組として）

#### ①保育所等訪問支援事業（苫小牧市心身障害者福祉センター）

児童通所支援（おぞら園）の療育指導員が、教育・保育施設を訪問し、対象幼児の集団生活への適応を促すための専門的支援を行っています。幼稚園等訪問相談事業は、主に園（教育・保育施設）側を支援するのに対し、この事業は保護者との契約により、対象幼児に対し集団適応に関する療育支援であるという違いがあります。

#### ②子どもの成長記録『はぐねっと』の配付（苫小牧市「はぐねっと」推進事務局）

家族とお子さんの貴重な成長ファイルです。家族の情報、妊娠中から出生時、乳児期から学齢期までのお子さんの育ちの様子を家族の方が自由に記入する形式となっています。乳幼児健診や母子手帳と一緒に使うことで、子どもの成長を総合的に捉えることができます。希望者に無料で配布しています。

## 4 今後に向けた課題

### (1) 関係機関との連携

関係機関との連携の必要性について理解は進んでいますが、具体的にどのように連携していくとよいかについては曖昧であるように感じます。目的や方法を整理し、連携していくことが大切ではないかと考えます。

苫小牧市では、育児の悩みや発達に関する相談窓口がいくつもあります。具体的には、保育園・子育てルーム・児童館で保育士が行っている相談、療育施設や母子保健担当課で療育指導員や保健師が行っている相談、教育委員会で指導主事や教育相談員が行っている相談、福祉担当課やこども支援担当課の専門相談員が行っている相談など、それぞれの担当課で相談や支援の事業を行っています。この理由の一つとして、育児の悩みや発達に関する相談が大変幅広い分野であることがあげられます。しかし、それぞれの機関の相談や支援に関する内容の把握が十分ではなく、保護者の相談に対する相談の場の周知も不十分であり、機関同士が連携することで、さらに相談や支援が充実すると予想されます。

例えば、保育園等の育児相談では幼児の発達段階を熟知している保育士が対応しますが、発達の遅れや障がい疑われる場合となると療育指導員や心理士等の専門性が求められ、就学に関することだと教育委員会、乳児の成長や予防接種など母子保健に関することは保健師、貧困や虐待などは専門相談員、教育・保育施設の保育料や幼児教育に関することとなると当課の利用者支援員や幼児教育支援員がより適した支援ができるでしょう。このように各課単

## ◆早期における取組◆

独で行うよりも連携することがより適切な支援につながります。

そのためには、お互いの得意とする分野や内容を明確にし、相互に協力し合える関係作りが必要です。各課各施設で互いに情報交換を目的とした打合せをしたり、相談者にとって最も適した相談窓口が分かるよう相談窓口マップなどを作成することもできます。

支援を必要とする方がもっとも適した支援が受けられるように、また、様々な取組をより効果的なものにするため、このような連携が大切だと実感しています。

### (2) 教育委員会との協力体制の強化

幼稚園の管轄が市教育委員会から健康こども部に移り、教育・保育施設担当課が一つになったことで、入所申込や施設情報提供など市民サービスの向上が図られている一方、以前幼稚園の管轄であった教育委員会との連携は難しくなっていると感じています。具体的には、管轄が移る前は、教育委員会主催の研修講座に幼児期に関するテーマもあり、幼児期の教育・保育施設の関係者の受講も募られていましたが、現在は小・中学校に特化したテーマとなり、参加対象者も幼児期の教育・保育関係者は除かれています。

実際、教育委員会で唯一の幼児期に関する既存事業『幼稚園等訪問相談事業』では教育委員会が主務になり、健康こども部が業務協力し進めています。幼稚園等幼児期の担当と就学期の担当が、同じ場面を観察した時、着眼点が異なることも多くあり、そのポイントをつなげて多角的に見ていくことで支援方法がより充実したものになっていきます。

『円滑な小学校への接続』『幼保・小連携』など、合理的配慮の拡充を目指すとき、大切な接続時期である幼児期と就学期の協力・連携により得られる効果は大きいものと予想されます。義務教育と異なり、小学校就学前は、教育・保育施設といっても様々な形態があり特色の違いもあります。これらを理解し、お互いを尊重し合いながら、垣根を越えて業務等を進められるよう体制作りが必要となっていくのではないかと考えています。

### (3) 継続と見直しの必要性

行政では、職員に定期的な人事異動があります。せっかく連携が進み、充実した取組となっても担当者が変わったことで継続できない、もしくは現状に合わないものになってしまうことのないように、体制作りを工夫する必要があります。企画立案し、取組が始まった時には、次に担当者が変わっても継続できるという視点と、現状に合った取組となるよう業務の再構成を定期的にするという視点をもつことが大切ではないかと考えます。

例えば、教育・保育施設への実態調査や意見要望の聞き取り、個別の教育支援計画様式の見直し等が考えられます。また、現場意見の収集や施設間の連携の推進目的で、情報交換会などを開催することも考えられます。どのような取組であっても目的を明確にし、進めていきたいと思えます。

## 5 おわりに

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであるという観点から、個々の幼児の特性に応じた最善の環境が与えられるよう、合理的配慮の拡充を目指し、幼児期の教育・保育現場の在り方について、行政としての役割を全うできるように努めていきたいと考えます。





## 普通高校における通級指導教室の設置に関する 研究開発について

～個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業の取組～



北海道上士幌高等学校  
教頭 佐野 住夫

### 1 はじめに

本校には、LDやADHD等の発達障がいの可能性のある生徒など、特別な教育的支援を必要とする生徒が、医師からの診断を受けていない者も含め10名程度在籍しており、その入学者数は増加傾向にあります。本校は、特別な教育的支援を必要とする生徒への支援として、平成25年度から「高等学校における特別支援教育支援員配置事業（道教委）」の支援員配置校の指定を受け、特別支援教育支援員による学習面、生活面等の支援の他、本校の教員と中学校の教員との情報交換、特別支援学校の教員を定期的に招いて支援方法について助言をいただく機会の設定など、特別支援教育の充実に努めています。

一方、一人の支援員が複数の生徒を日常的、継続的に観察・支援することが難しく、特別な教育的支援を必要とする生徒に対する卒業後を見越した社会性向上のためのトレーニングの必要性が高まりました。また、発達段階を考慮した指導内容や指導方法等について、専門的な知見からの具体的な支援方法を学校全体として検討する必要性がありました。

### 2 地域・学校を選択

本校は北海道十勝地方の最北部に位置し、自然豊かな環境にあります。上士幌町の人口は約 4,900 人で、上士幌町より「交通費全額補助」という支援策もあり、バスで 70 分ほど離れた帯広、音更方面からの入学生が増えつつあります。

学校の概況については、図1～3に示したとおりです。

本校では、キャリア教育に力を入れ、国公立大学合格など進路実現に繋がっています。上士幌町からは、見学旅行費半額補助、部活動補助、検定料合格者全額補助等々、手厚い支援をいただいています。

図1 教職員の状況

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	非常勤支援員	特別支援教育講師	合計
1	1	16	1	1	1	1	25
事務長	主任主事	公務補					
1	1	1					

図2 学年・課程・学科別生徒数、学級数（平成27年10月現在）

課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	普通科	74	2	61	2	57	2	192	6

## ◆高等学校における取組◆

### 3 研究指定の実践事項

平成 26 年度から 3 年間、文部科学省の研究指定事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」を受け、一斉授業における指導内容や指導方法等の工夫・改善を図り、「自立活動」の領域を設定することとなりました。自立活動ではソーシャルスキルトレーニング等の授業を行うなど、個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に向けた取組を行っています。また、定期的に大学教員等による専門的な助言を受け、校外研修に積極的に参加し、特別支援教育に関する教員の専門性の向上とともに校内指導体制の構築を目指しています。現在の 2 年生が主な対象となり、3 年間かけてソーシャルスキルトレーニングなどに取り組み、その効果を検証します。

研究指定の実践事項は次のとおりです。

- ① 特別な教育課程の編成・実施
- ② 自立活動「スキルトレーニング」実施
- ③ 校内研修を通しての授業改善と教員のスキルアップ
- ④ 校内支援体制の構築及び地域の専門家とのネットワーク構築
- ⑤ 全校生徒が利用できる部屋（リソースルーム）の設置

この研究指定事業を、一部の生徒の困難さに対応するだけではなく、全校生徒にとっても役に立つよう、通級指導教室がリソースルームを兼ねるようにしました。この部屋の名称を

図 4 のとおり『SR』と名付け、誰もが利用できる部屋であると周知しました。

SR を開設したことで、教室に居づらい生徒が、休み時間ごと SR に通い、サポートティーチャー（SR に一日 5 時間勤務する時間講師）と何気ないコミュニケーションを積み重ね、安心して過ごせる居場所となりました。

サポートティーチャーは不登校生徒との面談にあたるなど担任のサポートも行い、また、困難さを抱える生徒を複数で支援できる体制を構築しつつあります。

### 4 自立活動「スキルトレーニング」について

#### (1) 特別な教育課程の編成について

- ① 自立活動（本校での名称「スキルトレーニング」）を通級による指導の形態で実施。
- ② 1 年次は、後期から放課後に 1 単位時間×35 週実施。

図 3 過去 3 年間の進路状況

	24 年度			25 年度			26 年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
就職	3	4	7	11	8	19	10	11	21
進学	10	10	20	26	14	40	26	14	40
その他	0	0	0	2	1	3	4	2	6
合計	13	14	27	39	23	62	40	27	67

図 4 SR について

#### 通級指導教室『SR』について①

SRとは Support & Switch & Step up Room  
サポート & スイッチ & ステップアップ ルーム  
を意味します。

何か困ったことがある、感情のコントロールがうまくいかないときなど、先生のサポートを受け、自分のやる気スイッチをONにし、授業など学校生活を前向きに頑張ることができるよう、皆さんのオアシスとなるような部屋を目指しています。

#### 通級指導教室『SR』について②

##### 《SR利用のルール》

- (1) 全校生徒が利用することができます。
- (2) 担当教員に利用目的を伝えてから利用してください。  
なお、授業時間の場合は、教科担任にSR利用の事情を必ず伝え、許可を得てください。
- (3) クールダウンなどの利用時間は、授業出席となるよう努めること。
- (4) 怪我、病気などでの利用はできません。  
その場合は保健室を利用してください。
- (5) 生徒のみでの利用はできません。必ず先生がつきます。
- (6) 教室内の物品の持ち出すことはできません。



## ◆高等学校における取組◆

- ③ 2～3年次は、選択科目の裏で1単位時間×70週実施。
- ④ 上記の内容を単位として認定。 ※現3年生は、対象ではない。

### (2) 「スキルトレーニング」受講生徒の決定までの流れ

- ① 保護者へ研究指定の説明文書を配布。
- ② 校長より全校生徒に研究指定について説明。
- ③ 対象学年（1年生）の生徒に、HRにて通級指導担当者より説明とアンケート調査。  
他学年には、HRにて通級担当者より説明。
- ④ 対象学年の保護者への通級指導希望調査を実施。
- ⑤ 「通級指導を希望した生徒」や、「保護者が通級指導を希望した生徒」、「個別面談を希望した生徒」と面談。「通級指導を希望した生徒の保護者」「通級指導を希望した保護者」「面談を希望した保護者」と面談又は電話での確認。
- ⑥ 個別の説明を経て、改めて受講の希望がある生徒・保護者に対して、教頭同席のもと、期待される効果と予想される問題点を説明した上で、承諾を得る。（承諾書提出）
- ⑦ 学年会議→校内支援委員会→職員会議を経て決定。

### (3) 指導の実際

自立活動「スキルトレーニング」の概要については図5に示したとおりです。

受講生徒の一人が困っていることは、人と話すことが苦手なことでした。入学当初から、人から話しかけられない限り誰とも話をせずにご過ごすことが多く、生徒の「普通に話せるようになりたい」「将来、就職したい」という願いから、個別の目標を設定しつつ、グループ学習を取り入れた授業を展開しました。当初、身体作りとコミュニケーショントレーニングを軸に取り組みましたが、運動もグループ活動も苦手な生徒が多く、自ら主体的に取り組むことにはつながりませんでした。

図5 自立活動「スキルトレーニング」について

	H26年度（1年次）	H27年度（2年次）
指導時間	10月～放課後実施 50分×35回（1単位）	4月～通常授業の時間帯に実施 50分×70回（2単位）
使用教室	S R（会議室借用）	S Rおよび調理室など
主 担 当	本校教諭 特別支援教育コーディネーター（家庭科）	
	本校教諭 特別支援教育コーディネーター（数学科）	
指 導 者	上士幌町教育委員会子ども課子ども発達支援センター相談専門員	
	サポートティーチャー（非常勤講師）・学習支援員（非常勤講師）	
授業形態	個別学習およびグループ学習	
受講生徒	現2年生 4人（男子3名、女子1名）	
指導内容	S S Tワークシート、短文作成プリント、ストレッチ、バランスボール、ミニハードル、ビー玉運び、おはじき・けん玉などの伝承遊び、人生ゲーム、調理実習、疑似仕事体験	

そこで「スキルトレーニング」の授業は、教師も生徒と共に活動するよう心掛けました。生徒にとって教師は身近なモデルとなるからです。そして、授業展開のパターン化を図り、生徒が見通しをもって取り組めるようにしました。また、生徒が「できた」「わかった」など達成感が得られるよう体験的な学習を取り入れるように工夫しました。（スモールステップ）

◆高等学校における取組◆

(4) 効果と課題

「スキルトレーニング」を受講する前は、人とのコミュニケーションが苦手で、HRでは誰とも会話しない生徒が、「スキルトレーニング」の学習を通して、表情が豊かになり、笑顔で活動することが増えました。

また、受講生徒同士が互いに協力しながら取り組む場面が多くなり、徐々に周囲との関わり方に改善が見られ、通常の授業では見られない生徒の一面も見られるようになりました。

教師にとっても、少人数での指導は「生徒の得意なことに気付きやすく、その得意なことを生かせる場面設定が行えるようになりました。

一方、個別指導や楽しい雰囲気でのコミュニケーショントレーニングにより、生徒と担当教員との信頼関係が構築されつつありますが、一部の生徒は、甘えたり、反抗したりするなどの課題も見られはじめました（発達の過程）。生徒自身が自分の特性や困難さを理解できていない部分があったり、自ら積極的に改善しようという意欲が低かったりする場面もあり、「自分でやる」ではなく、「やらされている」感がありました。

そこで、今後の指導の工夫として、活動の成果を求め過ぎず、楽しみながら取り組める教材や指導の工夫に努めると同時に、進路学習と連携したトレーニングを積極的に取り入れ、進路実現のために必要なスキルを生徒自身が身に付けたいと思えるしかけを取り入れる必要があると考え、図6のようなキャリア教育を踏まえたトレーニングを実施しました。



図6 人とのコミュニケーショントレーニング ～仕事編～

場面	実習方法
1 出勤し、職場の人と会った	1回目：プリントを活用し教師のモデルを見て実習 2回目：プリントで確認し、ペアになり実習 3回目：2名でペアになり実習 4回目：校長室に一人一人出向いて実習
2 準備ができたなら担当者に声をかけるよう指示された	
3 担当者から仕事の説明を受けわからないことがある (省略)	
6 仕事でミスをしてしまった	
7 退勤する (職場の人は仕事中)	



写真1 スキルトレーニング窓ふきの様子



写真2 スキルトレーニング布巾干しの様子

◆高等学校における取組◆

教室での単なるSSTではなく、3回ほど同じ実習を繰り返し、最後に校長室で作業を行う形式をとりました。生徒は緊張と不安を抱える一方で、何度も練習を重ね、本番を迎えます。そして、校長先生からの指示を聞いて作業を行い、校長先生に「ありがとう」とねぎらいの言葉をかけてもらい、安堵の表情を浮かべ、いくつかの質問にも返答し、少しずつ人とのコミュニケーションに自信がもてるようになっていきます。

スキルトレーニングの授業の進め方・配慮事項の例は図7に示したとおりです。

これからは家庭と連携し、衣食住に必要な「生活での自立」を考えたプログラムを取り入れる予定です。実施に当たっては保護者と定期的に面談し、共に考えるスタンスで取り組みたいと考えています。

さらに、地域と連携し、学校外での人々との交流、職場見学、職場体験実習など取り入れた「社会での自立」を考えたプログラムを検討しています。そして、上士幌町とも連携した『地域型インクルーシブ教育』に発展させたいと考えています。

図7 スキルトレーニングの授業の進め方・配慮事項の例

過程	主な学習活動	生徒の動き	特別な支援を必要とする生徒への配慮	備考
授業前		<ul style="list-style-type: none"> <li>椅子と机を配置する。</li> <li>ファイルを机の上に置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業前の10分休みに、教師とコミュニケーションを図る。</li> </ul>	
<p>HRでは人とのコミュニケーションが上手くできない生徒が、SRに来ると安心し、教師に対してじゃれ合ったり、ふざけ合ったりする言動が見られる。始業前に該当生徒が、ある程度満足するくらい教師と関わることで、授業にスムーズに入ることができるため。</p>				
導入	○本時の目標と学習内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>プリントに名前を記入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒板に目標と流れを提示する。</li> <li>プリントに目標と流れを記載する。</li> </ul>	
	○場面設定を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師の説明を聞く。(見る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師の指示を理解できていない様子の時は、サポート教員がサポートする。</li> <li>授業に集中できない場合は、1つずつやるべき事を確認し、取り組ませる。</li> </ul>	
<p>常に複数で指導にあたり、個別指導ができる体制をとる。苦手なことがあると、その場から逃げる場面もあるため、できそうなことを見つけ取り組むよう促す。サポート教員は生徒の様子を観察・記録する。</p>				
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークシートの説明・記入の指示</li> <li>○望ましい行動・発言の提示(生徒の発表を踏まえて)</li> <li>○教師が手本を見せる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークシートに自分の考えを記入する。</li> <li>自分の考えを発表する。</li> <li>ワークシートに記入する。</li> <li>教師をモデルに行動してみる。(発言する) ※グループまたは個別</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>場面緘黙の生徒に対しては、話すことができないようであれば、書いてみるよう促す。書くことも無理であれば、選択肢を提示し、選択させる。</li> </ul>	

## ◆高等学校における取組◆

まとめ	○本時の振り返り プリントに記入	・プリントに記入	・学習目標に沿った振り返り項目（達成度を選択式）を設定する。 ・感想等、丁寧に書くよう促す。（人が読みやすい文字の大きさ、濃さ。消しゴムの消し残りの有無など確認）
授業後		・机と椅子を所定の場所に片付ける	・教師が振り返りシートに頑張っていたことや上手にできたことなどコメントを記入する。できなかったことについては、どうすればよかったか具体的な助言を行う。

「特になし」や未記入で終わらないルール。困っているときは教師を頼り、まずは何か一言でも書いてみよう等促す。

## 5 校内研修について

本校では、特別支援教育に関わる教員研修の機会を増やし（平成26年度7回実施）、それぞれの教師が授業をユニバーサルデザイン化の視点で改善し、障がいに対する合理的配慮が求められた際、教員一人一人が適切に理解・対応できるようスキルアップに努めています。

実施時期	校内研修の内容
第1回 5月	「多様な生徒に対応する指導の工夫について」 講師：大学准教授ほか
第2回 7月	「応用行動分析を学ぶ」 講師：児童発達支援事業所
第3回 8月	「多様な生徒に対する指導の工夫について」 ～視察・研修報告と意見交換～
第4回10月	「これからの上士幌高校の方向性について考える」 ～事例研究をとおして～
第5回11月	「これからの上士幌高校の方向性について考える」 ～授業改善について～ 公開授業・模擬授業など
第6回11月	「個に応じた指導について」
第7回 2月	「特別支援教育を踏まえて上士幌高校の取り組みについて考える」 次年度の各教科の授業改善 目標設定など

## 6 まとめ

このように、本研究指定をきっかけに学校全体の取組が変わりつつあります。現在は、早い段階から保護者や中学校から引継ぎを行い、支援を必要とする生徒の個別の指導計画の作成に努めています。また、どの授業においても明確な目標設定による分かりやすい授業や、観点別評価の充実に向け改善中です。さらに、地域とのつながりを重視し、高校卒業後も地域でつながれるようネットワークを構築し、途切れない支援体制の構築を目指しています。

普通高校において、特別支援教育の免許所有者も不在の中、通級指導教室（自立活動）を開設にするまでには、様々な苦勞がありました。研究指定という予算（人的措置と関係機関への視察）がなければ、ここまでの指導にはたどり着きませんでした。まだまだ課題が多い中の取組ではありますが、その課題を明らかにすることで、全国の高等学校における合理的配慮、支援を必要とする生徒への指導の参考になればと思います。

H26年度の校内研修を踏まえ、  
H27年度より取り組んだ主な内容

多様な生徒が在籍する中、授業に関する共通ルールを確認、  
生徒にわかりやすく視覚的にも提示、学習環境の整備



- ①年間指導計画の見直し  
（単元ごとの目標を明確化、観点別評価の研究）
- ②教務部より「授業に関するルール」を文書で明確にし、生徒へ配布＆説明
- ③学習環境の整備の呼びかけ（黒板周辺の掲示物の整理）
- ④『連絡メモ』の活用（担任への生徒情報の伝達）
- ⑤『上高ノート』導入（自分の記録をつけ、振り返りと計画）



## 本道の視覚障がい教育の充実をめざして



北海道札幌視覚支援学校  
主幹教諭 榎山 正太

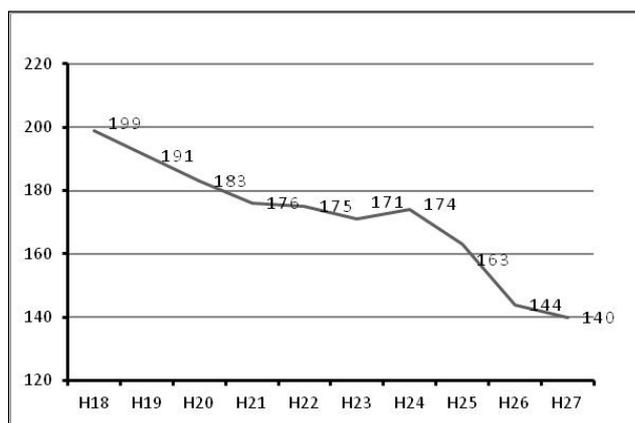
### 1 はじめに

全国的に視覚障がい特別支援学校（以下、盲学校）においては、在籍する幼児児童生徒の減少に伴い、閉校や他の障がい種の特別支援学校との合併などが課題となっています。本道においては、在籍者数が10年前の199名から平成27年度に140名と約30%減少しており、少人数化の傾向が深刻化しています（表1）。この少人数化により、子ども同士で学び合う機会が減少し、社会性の育成や学習意欲の向上等が難しくなっているほか、指導する教職員には点字や弱視レンズなどの指導機会をもつことができない者が多いなど、視覚障がい教育における専門性の維持・向上・継承が喫緊の課題となっています。

こうした課題への対応として、北海道教育委員会では、本年4月、北海道札幌盲学校と北海道高等盲学校を移転・統合し、視覚障がい教育の先導的な役割を担う学校として幼稚部から高等部、附属理療研修センターを設置する全国初の視覚障がい教育センター校構想を掲げ、一定規模の幼児児童生徒数の確保や教職員の専門性の向上を目指して、札幌市中央区に「北海道札幌視覚支援学校」を開校しました。

このような背景を踏まえ、本稿では、本校の役割や機能について説明するとともに、本道の視覚障がい教育の充実に向け、この半年間の取組について報告します。

表1 道内盲学校の在籍者数の推移



### 2 北海道札幌視覚支援学校の概要

本校は、基本理念として「視覚障がい教育の専門性を発揮し、教育機能、理療機能、支援機能を推進する学校」を掲げ、「将来に向かって『意欲的に学び考える人、心を豊かに伝え合い、思いやりのある人、健康でたくましく活動する人』を育てる」ことを教育目標としています。

現在、幼児児童生徒数は94名（表2）で年齢構成は3歳から55歳までと非常に幅広い状況にあります。在籍者数では、全国に67校ある盲学校の中で7番目に多い学校となりました。



写真1 北海道札幌視覚支援学校の全景（CG）

## ◆特別支援学校の取組◆

また、在籍者の出身地について、小・中学部は、道央圏（石狩、空知、後志、胆振、日高）が校区域ですが、高等部は、道内盲学校で唯一の高等部を設置し、全道一円より生徒が入学していることから、全国に類を見ない、広範囲の地域より幼児児童生徒等が集まっています。そのため 80 名定員の寄宿舎には児童生徒の約 73%が入舎しています。

表 2 北海道札幌視覚支援学校の幼児児童生徒数等

平成 27 年 10 月 1 日現在

	性別			使用文字				通学・入舎		
	男	女	小計	点字	普通字	口述	小計	通学	入舎	小計
幼稚園部	2	3	5	1	2	2	5	5	0	5
小学部	7	8	15	9	3	3	15	7	8	15
中学部	9	5	14	3	9	2	14	4	10	14
高等部普通科	13	12	25	7	14	4	25	0	25	25
高等部専攻科	24	11	35	1	33	1	35	9	26	35
合計	55	39	94	21	61	12	94	25	69	94

## 3 北海道札幌視覚支援学校の 3 つの機能

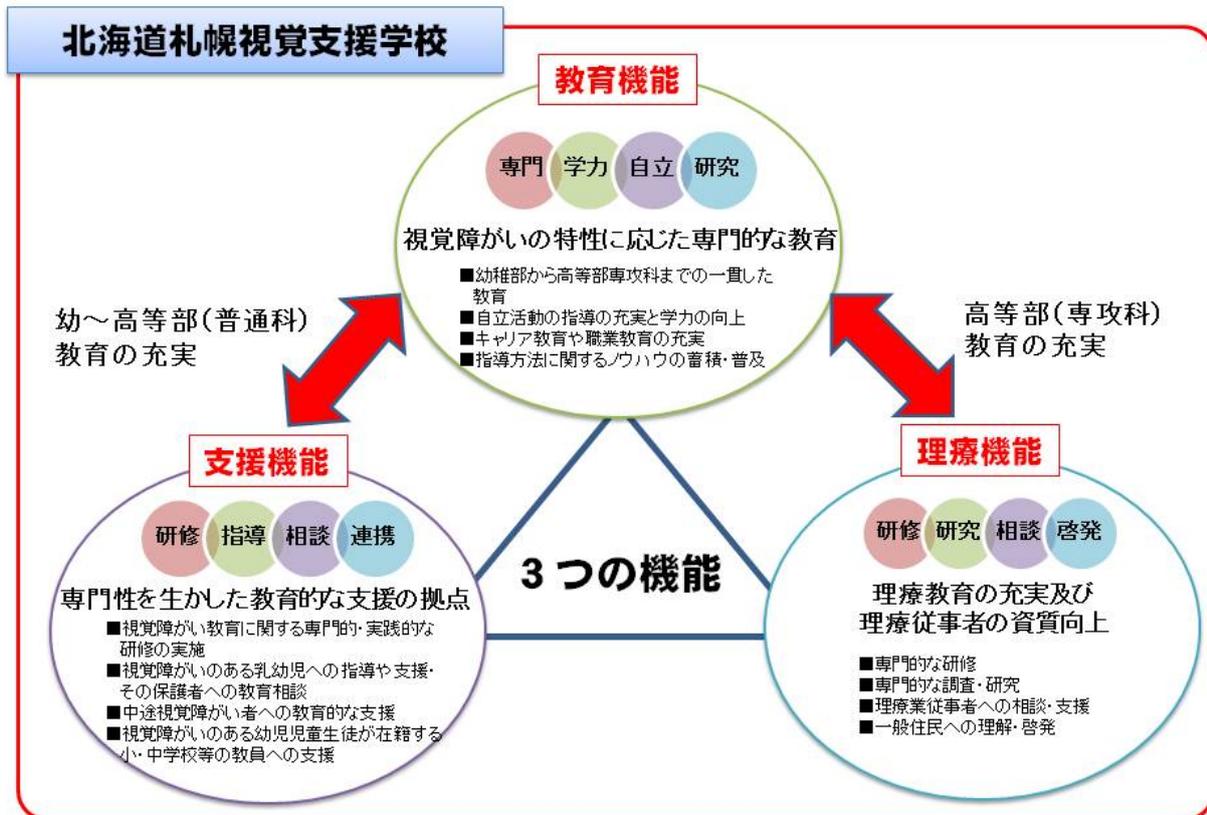
本道における視覚障がい教育の拠点としての役割を果たすため、「教育機能」「理療機能」「支援機能」の 3 つの機能（表 3）を有機的に発揮できる学校経営に努めています。

表 3 北海道札幌視覚支援学校の 3 つの機能

教育機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園部から高等部専攻科までの一貫した教育を行う。</li> <li>・自立活動の指導の充実を図るとともに、学力向上を目指した教科指導を行う。</li> <li>・社会的・職業的自立と社会参加を目指したキャリア教育や職業教育を行う。</li> <li>・上記の教育実践を通して培った指導方法に関するノウハウを蓄積し、その成果を道内盲学校等に普及を行う。</li> </ul>
理療機能*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻科教員や理療従事者を対象として、理療に関する研修を行う。</li> <li>・理療に関する専門的な調査・研究を行うとともに、研究資料の収集や提供等を行う。</li> <li>・理療従事者を対象とした臨床技術指導や総合的な相談、定期的な情報提供を行う。</li> <li>・一般住民に対し、治療や公開講座等を通して、理療に関する理解・啓発を行う。</li> </ul>
支援機能 (図3 P20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内盲学校の教職員を対象に、視覚障がい教育に関する専門的・実践的な研修を行う。</li> <li>・視覚障がいのある乳幼児への指導や保護者への教育相談を行う。</li> <li>・小・中学校等の教員に対して、弱視のある児童生徒への指導法に関する助言や教材・教具に関する情報提供等を行う。</li> </ul>

※理療とは…あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの治療を意味します。

◆特別支援学校の取組◆



4 教育機能

教育機能は、幼稚園から高等部専攻科まで一貫して、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や進路希望など多様な教育的ニーズに対応した専門的な教育を行うものです。ここでは本校ならではの取組について紹介します。

(1) 幼児児童生徒へのロールモデルとなる教職員の活躍

本校には 113 名の教職員が配置され、そのうち視覚に障がいのある者が専攻科を中心に 3 名所属し、全体の約 4 分の 1 となっています。文部科学省は<sup>(※2)</sup>「児童生徒等にとって、障害のある教職員が身近にいることは、障害のある人に対する知識が深まるとともに、障害のある児童生徒にとってのロールモデル（具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材）となるなどの効果が期待される」と述べています。

視覚障がいは、低発生障がいであり、ロールモデルとなる方が身近にいることは少ないのですが、本校では、こうした教職員が多数勤務しているため、幼児児童生徒や保護者が悩みを相談したり、将来に必要な力を共に考えたりするよい環境が整っています。

(2) 各学部間を越えた教員の相互乗り入れ授業

本校では視覚に障がいのある教職員が多数勤務しているメリットを最大限に生かした教育活動を展開するため、学部間における教員の相互乗り入れ授業を行っています。今年度は専攻科の教



写真 2 専攻科の教員が小学部の児童に音声による PC 操作の指導を行う様子

## ◆特別支援学校の取組◆

員が、小学部の自立活動の時間を担当し、点字や音声パソコンなどの指導（写真2）を行っています。視覚に障がいのある教員は日常的に点字や音声パソコンを使っているため、より実践的な指導を行うことができ、児童にとっては、非常に分かりやすい授業となっています。

### (3) 視覚障がい教育の専門性の担保

本校の教職員が視覚障がい教育の拠点校としての専門性を高めるために、「校内研究」「校内研修」「校外研究・研修」に組織的に取り組んでいます。特に校内研究は、学校教育目標の実現を目指し、「北海道札幌視覚支援学校における一貫した教育の在り方について」を研究主題として、その課題解決のため「自立活動（盲）」「自立活動（弱視）」「教科（準ずる教育）」「重複障がい教育」「キャリア教育」「個別の教育支援計画」「寄宿舎」の7グループを編制して推進しています。また、在籍する幼児児童生徒に対し、継続的・系統的な指導の在り方を検討するため、各研究グループの構成員について、学部間の垣根を越えた協議が必要となることから縦割りのグループ編制としています。

### (4) 視覚障がいの特性に配慮した学習環境

教室の廊下側壁にはガラス面を多く配し、廊下まで自然光が届く省エネ構造とするとともに、授業風景をいつでも見学できる、開かれた学校のイメージづくりを強調しています。ガラスは、幼児児童生徒の衝突事故防止のために全校的に強化ガラスを使用しています。

また、教室内の電灯は、幼児児童生徒個々の見え方に応じて室内4ブロックそれぞれの無段階調光が行えます。黒板は、窓から入る光の乱反射を防いで見やすい曲面黒板を使用し、チョークとのコントラストを考慮して限りなく黒に近い色を採用しました。拡大読書器やパソコンの電源は天井からのリーラーコンセントを使用し、足下で電源ケーブルにつまずくことを防止しています。



写真3 教室の様子

## 5 理療機能

理療機能とは、附属理療研修センターにおいて理療教育の充実や、視覚障がいのある理療従事者の資質向上、理療の普及啓発のために必要な取組を行うものです。

附属理療研修センターは、全国の盲学校の中で唯一設置されている特別な施設です。本センターでは、視覚障がいのある理療従事者（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師）への支援を目的として、全国より著名な治療家、医師等を講師として招聘し、研修講座を行うほか、理療の理解啓発として一般の方向けの東洋医学一般公開講座も行っています。また、附属理療研修センター臨床室では、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうによる治療を通じた臨床研究にも取り組んでいます。



写真4 理療研修センターにおける講座の様子

◆特別支援学校の取組◆

6 支援機能

北海道札幌視覚支援学校が本道の視覚障がい教育における拠点校としての役割を発揮するために重要な機能である、支援機能について説明します。

支援機能は大きく次の4つの事業によって成り立ちます。(図3)

(1) 視覚障がい児・者やその保護者、担当教員等への教育相談

4月から10月までに教育相談は、延べ69件行っています。内訳は、生後3ヶ月の乳児の養育に関する相談をはじめ本校への就学、高等部普通科への進学、中途視覚障がい者の方からの専攻科に関する相談など、非常に多岐に渡っています。

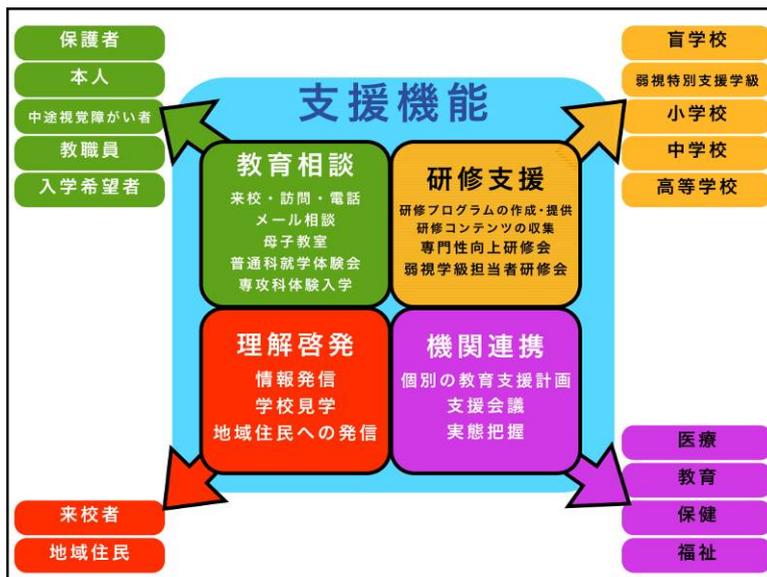


図3 支援機能の概要

親子教室（ぽかぽかルーム）の紹介

視覚に障がいのある子どもをもつ保護者の多くは、子育てや我が子の発達について、共通の話題・悩み等を情報交換する場が少ないことから、保護者相互の交流、情報交換の場として親子教室（ぽかぽかルーム）を年4回計画しています。その内容は、参加者の自己紹介からはじまり、弱視・全盲のある本校職員の体験談や、養育のポイントについてのアドバイス、座談会となっています。参加した保護者からは、「視覚障がいがあってもできることがたくさんあることが分かった」「子どもにはできないと思ったり、時間がかかってしまうことから、親が何でもしてしまっているが、様々なことに自分で取り組むことが重要であることが分かった」など、早期からの視覚障がい教育の重要性について理解を深めたり、保護者間の交流や情報交換を通して心理的安定を得られたりするなど、保護者が養育や自立に向けての見通しをもつ、よい機会になっています。



写真5 親子教室で、自身の体験談を話す弱視のある本校教員

(2) 来校者や地域住民への理解啓発

理解啓発事業は、主に学校見学の受け入れ、学校公開、理解啓発事業を行うこととしています。学校見学については、4月から10月までの半年間で31件のべ591名の方が来校され、教育関係者をはじめ、点訳ボランティア団体や、視覚障がい者が利用する福祉事業所、視覚に関する大学や専門学校、近隣小学校の総合的な学習の時間、他県議会議員団、海外の視覚障がい教育に携わる方など非常に多岐に渡っています。来校者からは、「視覚に障がいがある方が学びやすいよう学習環境への工夫や配慮が随所に見られた」「iPad など ICT 機器を活用した授業が見られた」などの感想が寄せられるなど、本校の見学を通して視覚障がい教育への理解啓発の促進につながっています。

## ◆特別支援学校の取組◆

### (3) 医療・教育・保健・福祉等の関係機関との連携

機関連携事業は、眼科や小・中学校及び高等学校、乳幼児保健センター、区役所保健福祉課などを訪問して担当者に本校の役割や機能について説明するとともに、学校概要や教育相談に関するリーフレットやポスターを受付窓口などに置かせてもらい、視覚に障がいがある方々に本校を紹介していただくことを目的に取組を進めています。今年度は札幌市を中心に 41 団体を訪問し、教育相談リーフレット 615 部、ポスター 41 部を配布しました。

### (4) 盲学校や弱視特別支援学級をはじめ、小・中学校及び高等学校の教職員への研修支援

今年度は、道内盲学校の教職員を主な対象とした「北海道視覚障がい教育専門性向上研修会」と、弱視特別支援学級及び、弱視通級指導教室の教員を対象とした「弱視特別支援学級指導者研修会」を企画・実施しています。小・中学校及び高等学校への研修支援については特別支援学校パートナー・ティーチャー派遣事業等を通して間接的に行っておりますが、今後より一層の充実が必要と考えています。

#### 1. 北海道視覚障がい教育専門性向上研修会の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 目的        | 視覚障がい児・者の教育に携わる学校職員等における歩行指導、点字や触読指導、ロービジョン補助具活用指導及び重複障がい教育等に関する指導力を高めるとともに、参集した職員間のネットワークづくりを通して、北海道の視覚障がい教育の充実を図る。 |
| 2 主催        | 北海道札幌視覚支援学校  |
| 3 後援        | 北海道特別支援学校長会 北海道盲学校長会 北海道盲学校教頭会   |
| 4 期日        | 平成 27 年 8 月 6 日（木）～ 7 日（金）   |
| 5 会場        | 北海道札幌視覚支援学校  |
| 6 参加対象      | 視覚障がい教育に携わる教職員等  |
| 7 研修テーマ     | 「視覚障がいの状態等に応じた教材教具の作成の在り方について」   |
| 8 日程及び内容    |  |
| 【1日目】       |  |
| 10:00～10:20 | 説明「今後の北海道視覚障がい教育専門性向上研修会の在り方について」  |
| 10:20～12:00 | 報告「視覚障害生活訓練等指導者養成課程 研修報告」<br>北海道旭川盲学校 教諭 千明 和紀 氏   |
| 13:00～16:00 | 講義「視覚障がいの状態等に応じた教材作成の在り方について」<br>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総括研究員 金子 健 氏  |
| 【2日目】       |  |
| 9:00～12:10  | 部会別研修（講義・演習・協議）<br>A:拡大教材作成グループ B:感覚教材作成グループ C:触図作成グループ  |
| 13:10～16:10 | 文部科学省委託事業「支援機器等教材を活用した指導方法充実事業」に関わる研修会   |

#### 参加者アンケートを踏まえた今後の対応

今回の研修会には、のべ 126 名の参加がありました。内訳は盲学校の教職員を中心に、弱視特別支援学級や、小学校の教員の参加となっています。

研修会終了後に研修会の充実・発展のために、参加者の皆様に研修ニーズ等に係るアンケート調査を実施しました。回答は 25 名の方から提出があり、講義内容に対しては、「満足」、「やや満足」を合わせると、82%以上という評価を得ました。



写真 6 ワークショップの様子

◆特別支援学校の取組◆

表4 「講義内容の満足度（各講義別の満足度評価の総計）」参加者アンケートより

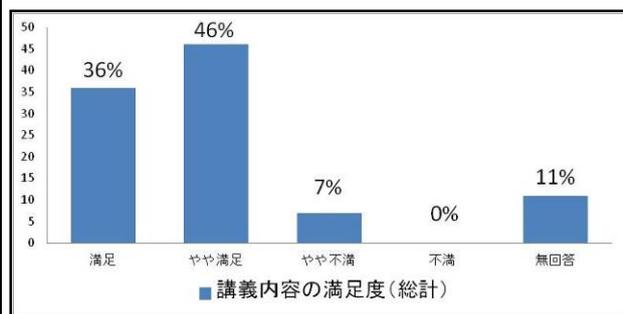
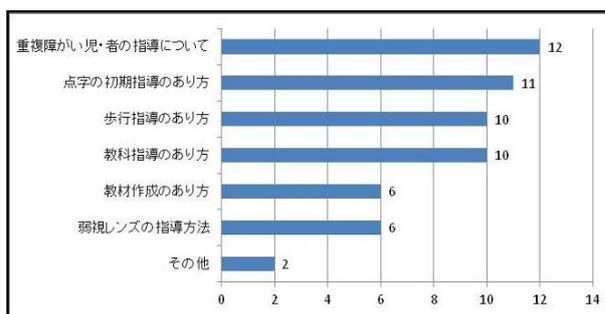


表5 「専門研に期待する内容」参加者アンケートより



また、参加者アンケートによる、今後の研修会に期待する内容については、表5に示すとおり多様なニーズがあることが分かりましたので、今後、できる限りこうした個々の研修ニーズに対応できるよう実施方法を工夫したいと考えています。

2. 弱視特別支援学級指導者研修会の概要

- 1 目的 弱視教育の在り方や実際の取組について研修し、地域における弱視のある児童生徒への適切な指導や支援を行うための資質の向上を図り、弱視特別支援学級間の連携を図る。
- 2 主催 北海道札幌視覚支援学校
- 3 日時 平成27年7月30日（木） 10:00～15:30
- 4 会場 北海道札幌視覚支援学校
- 5 参加対象 道内弱視特別支援学級担当の教職員
- 6 内容
  - 10:00～12:40 講義・協議「弱視のある児童生徒の指導について」
  - 13:30～15:00 演習「レンズ訓練」  
演習「視知覚訓練」
  - 15:00～15:30 質疑応答

参加者アンケートを踏まえた今後の対応

弱視特別支援学級は、全国的に設置数が急増しており、本道においてもH17年からH27年までの10年間で34校増え48校となっています。また、今後、インクルーシブ教育システム構築の進展に伴い、ますます弱視特別支援学級や同通級指導教室の設置数が増えることが予想されることから、小・中学校で学ぶ視覚障がいがある児童生徒やその関係者への支援が本校の重要なミッションの一つとなっています。

弱視特別支援学級担当者の視覚障がい教育経験年数は0～2年未満が8割以上を占め<sup>(※2)</sup>、指導経験の浅い方が担当するケースが圧倒的に多いことから、それらの先生方の研修ニーズに応える場としての本研修会を企画しました。

今回の研修会には16名の弱視特別支援学級担当者の参加があり、遠くは、道東の弟子屈町や佐呂間町などから来校いただき、期待の大きさを実感したところです。

## ◆特別支援学校の取組◆

弱視特別支援学級の在籍者は、学校に1学級1名という状況が大半であるため、在籍者のニーズに応じ柔軟な研修メニューを用意し対応する事が必要であると考えます。今回の参加者アンケートで伺ったニーズを元に、今後の研修会をさらに充実させる必要があると考えています。

今回の内容で良かったもの		今後、研修したい内容	
レンズ訓練	7名	自立活動	10名
視知覚訓練	6名	補助具の活用	8名
弱視のある児童の指導	5名	教科指導	5名
情報交流	4名	視知覚訓練	5名
		弱視児の進路	3名
		弱視児の歩行	1名



写真7 全体会の様子

## 7 今後の課題と改善の方策

開校当初は、二つの学校が一貫校として適切に機能していくのか不安もありましたが、縦割りのグループで取り組んでいる全校研究や、各分掌の業務等を通して、学部の垣根を越えてディスカッションする機会が増え、新しい学校づくりに向けた議論が活発に行われるようになってきました。ようやく幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育の在り方や、本校の長所を生かした具体的な取組の在り方について検討が始まったところです。

このような状況の中、4月から10月までの半年間で153件の教育相談と、591名の学校見学がありました。これの数字から道民の皆様の本校に対する期待の高さを実感することができます。こうした皆様の期待に応えるべく、校長のリーダーシップのもと、地域住民の皆様や関係機関担当者との連携や広く道民の皆様への理解啓発活動を一層活性化させながら、開かれた学校を築いて行く必要があります。

開校から半年が過ぎ、これから本校の教育理念や教育目標の具現化に向けて一層議論を深め、実績を重ねる必要があります。そのためには、一貫教育のメリットを最大限に発揮できるよう、キャリア教育の視点を生かした教育課程の改善・充実に取り組み、本校の幼児児童生徒の教育の充実を図るとともに、インクルーシブ教育システムが着実に進む中、視覚に障がいのある幼児児童生徒及びその保護者が道内の盲学校を学びの場として確実に選んでいただくため、本校の教育実践から得られたノウハウを道内盲学校に情報提供するほか、全道規模の研修会を定期的で開催するなどして、これまで以上に専門性の高い教育を提供できる学校となるよう、教職員一丸となって進んでいきたいと考えています。

### 参考文献

- (ア) 「視覚障がい教育センター校整備に関する検討会議（報告書）」平成22年12月 北海道教育委員会視覚障がい教育センター校整備に関する検討会議
- (イ) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」<sup>(※1)</sup> 平成24年7月23日 文部科学省中央教育審議会初等中等分科会
- (ウ) 「特別支援教育に関する基本方針(改訂版)」平成25年3月 北海道教育委員会
- (エ) 「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成24年度）研究成果報告書」<sup>(※2)</sup> 平成25年3月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

## Title (研究テーマ)

視知覚認知に課題のあると考えられる幼児児童生徒へのアセスメントの在り方について  
～新たなアセスメント活用の可能性を探る～

## Authors and Affiliation (著者名と所属)

飯野 宏 (視覚障害教育室長) 坪川 寛司 (研究員)

## Abstract (研究の要旨)

近年、国内外の研究者により発達障害と視知覚認知の関係について研究が進み、見え方に関するアセスメントや指導支援の方法について研究が進んできている。

当センター教育相談における視覚障害に関する相談件数は多くはないが、「字を上手く書けない」「板書を写すことが苦手である」等の書字の困難を主訴にしている事例の中には、視知覚認知に課題がある子どもが気付かれぬまま過ごし、学習上の困難という形で課題が顕在化して、教育相談を受ける事例もあり、視知覚認知等の見え方のアセスメントは潜在的ニーズは高いと考えられる。

そこで、近年研究が進んでいるビジョントレーニングや視知覚認知アセスメント等について、最新の情報を収集した。その成果を基に、当センターの教育相談において、最新のアセスメントである「WAVES」を試行し、その有効性の検討を行った。

## Keyword (キーワード)

視知覚認知、アセスメント、「WAVES」

## Summary and Conclusions (まとめと結論)

WAVESは試行を通して、DTVP<sup>(※)</sup>の適用を超える高学年においても活用できること、教育相談の時間の中で、検査の実施、結果の集計、保護者への説明、助言が可能であること、付属しているプリントを家庭学習に活用し、保護者・学校との連携の下に継続相談を進めていくことができること等の利点が明らかになった。

このことから、視覚障害のみならず、視知覚認知に課題があると考えられる子どもの教育相談において、DTVPとともに活用ができる検査と考えられる。また、WAVESは、医療機関や相談機関等の専門家だけではなく、各学校において教員が活用することも想定して開発された検査であるため、研修会等の機会に広く伝えていくことができるものであると考える。

今後の課題として、視知覚認知に課題があると考えられる子どもの教育相談の充実のために、WAVESを含めた視知覚認知アセスメントについての所内における共通理解、視知覚認知に課題のあると考えられる子どもへのアセスメント、支援の事例の蓄積、視知覚認知アセスメントに関する研修講座、研修支援への活用のための資料の作成、整理等が必要であると考えられる。

(※) DTVP : Developmental Test of Visual Perception の略。視知覚の発達について評価するための検査。

## References (参考文献)

- 1) 玉井 (2010) : 学習につまずく子どもの見る力ー視力がよいのに見る力が弱い原因とその支援ー 明治図書
- 2) 奥村 (2011) : 教室・家庭でできる見る力サポート&トレーニング 中央法規
- 3) 奥村・三浦 (2014) : 『見る力』を育てるビジョン・アセスメント「WAVES」 学研
- 4) 大阪医科大学LDセンター「視覚能力のアセスメントとトレーニングワークショップ」、「『見る力』を捉える新検査『WAVES』とは?」講義資料

## Title (研究テーマ)

発達障害のある心理的な支援が必要な児童生徒の理解と指導・支援の在り方に関する研究  
～通常の学級に在籍する心理的な支援が必要な児童生徒への指導・支援の在り方～

## Authors and Affiliation (著者名と所属)

澤田 崇史 (自閉症・情緒障害教育室長)、山内 功、平口山 木綿 (研究員)

## Abstract (研究の要旨)

発達障害理解推進拠点事業において、発達障害理解推進管理職セミナーの開催や拠点校のある道内4地域で全道セミナー等を実施した。これらのセミナーで参加者に実施したアンケート及び、拠点校の教職員を対象としたアンケートの結果から、心理的な支援が必要な児童生徒の現状や校内体制の整備など、発達障がいに関わる今日的な課題が明らかになった。

また、拠点校への学校訪問における指導・支援の実際から発達障がいのある心理的な支援が必要な児童生徒への心理的なアプローチ方法の検討を行った。

セミナーに参加した管理職や教職員を対象に行ったアンケートの結果から、発達障がいの児童生徒はもとより、ほとんどの学校に「児童虐待をはじめとした、養育上の課題を抱え、心理的な支援が必要な児童生徒」が在籍していることが明らかになった。このことを踏まえ、児童生徒への基本的なかわり方や校内支援体制等について、教育心理学における最新の内容を盛り込んだ指導資料の作成を行った。(当センターWEBページ「平成26年度文部科学省事業リーフレット」)

## Keyword (キーワード)

レジリエンス、コーチング、校内体制の整備

## Summary and Conclusions (まとめと結論)

心理面の回復は、最適な環境における指導・支援の実践が、すぐに効果として表れるものではない。日々の指導・支援を通して児童生徒と信頼関係を育み、心理面の状態に即した指導・支援を行うことが大切になる。

拠点校の教職員を対象に、「近隣の小・中学校で発達障がいのある児童生徒にかかわっている先生方にアドバイスしたいこと」についてアンケートを実施した。その結果、児童生徒の実態把握の重要性や、児童生徒の指導に直接的にかかわる内容と教員の取組を支える体制づくりなど、校内体制にかかわることが高い数値を示した。今後は、今回得られたアンケートの結果を踏まえ、研修講座や研修支援、学校訪問等における助言に役立てていくことが大切であるとする。

## References (参考文献)

- 1) 小学校学習指導要領解説総則編、文部科学省(2008)
- 2) 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部・高等部)、文部科学省(2009)
- 3) 発達障害のある心理的な支援が必要な児童生徒の理解と指導・支援の在り方に関する研究、北海道立特別支援教育センター(2014)
- 4) 問題解決ファシリテーター、堀公俊、東洋経済新報社(2003)
- 5) 組織変革ファシリテーター、堀公俊、東洋経済新報社(2006)
- 6) やってみようコーチングー8つのスキルで子どもの意欲を引き出す、石川尚子、ほんの森出版(2009)
- 7) 児童心理No.989 特集子どものレジリエンス、金子書房(2014)

# 北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

## Webページとメールマガジンのご案内

北海道立特別支援教育センターでは、Webページにより特別支援教育の最新情報やセンターからのお知らせ、研修資料等を発信しています。ホットニュースを毎日更新し、文部科学省や北海道教育委員会からの情報や道内特別支援学校の取組、道内で開催される研修会の案内等を掲載しています。特別支援教育に関する情報収集にぜひご活用ください。

Webページへの学校公開や見学会、研修会等の案内の掲載依頼を随時受け付けていますので、情報発信にもご活用ください。（お問合せ先：011-612-6327 広報啓発事業担当）

The screenshot shows the website's homepage with several callout boxes:

- 必要な情報に直接アクセスできます。** (Direct access to necessary information.)
- 電話相談を受け付けています。** (We accept telephone consultations.)
- メールマガジン「とくとくマガジン」への登録ができます。 ※詳しくは次のページへ** (Registration for the 'Tokutoku Magazine' newsletter is possible. See the next page for details.)
- メニューに、重要な情報をまとめました。特別支援教育に関する情報についてお届けします。** (We have summarized important information in the menu. We will provide information related to special support education.)
- 研修に関する情報はこちらです。** (Information about training is here.)
- 特センからの重要なお知らせをバナーで掲載しています。** (Important notices from the center are posted in banners.)
- 「ホットニュース」を毎日更新しています。特別支援教育や当センターの最新情報をお届けします。** (We update 'Hot News' daily. We provide the latest information on special support education and the center.)
- Webページから、自主的講座、公開講義、マイプラン研修の申込みができます。** (You can apply for voluntary lectures, public lectures, and My Plan training from the website.)
- 教育相談に関する情報はこちらです。** (Information about educational consultation is here.)

アドレス

<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

特別支援教育センター

検索

検索からは→ 特別支援教育センター



## 編集後記

今年度の「特別支援教育ほっかいどう」は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築への取組という観点から、各学校や地域の取組を紹介いたします。

今回寄せられた、合理的配慮の拡充に向け、市がイニシアチブを取りながら幼児期の特別支援教育の推進を図った取組や、文部科学省の研究指定事業を受け、高等学校における通級指導教室の設置に向けた先行的な取組、新設された札幌視覚支援学校を中心とする本道の視覚障がい教育の充実を目指した取組など、本道において、着実にインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組が進められています。

「特別支援教育ほっかいどう」21号は、3期に分けて発行する予定です。今後も各学校や地域において、「合理的配慮」をキーワードとして、特別支援教育に関する実践などを紹介していきます。その取組を参考にさせていただき、読者の皆さんの教育実践の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、玉稿をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

### お知らせ

当センターでは、メールマガジンを定期的に発行しております。御希望される方は、当センターWebページから登録いただきますようお願いいたします。

## 特別支援教育ほっかいどう21号(2)

発行：平成27年12月

編集：北海道立特別支援教育センター

〒064-0944 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

電話 011-612-6211 (代表) F A X 011-612-6213

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

URL <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

発行者：北海道立特別支援教育センター 所長 木村 宣孝



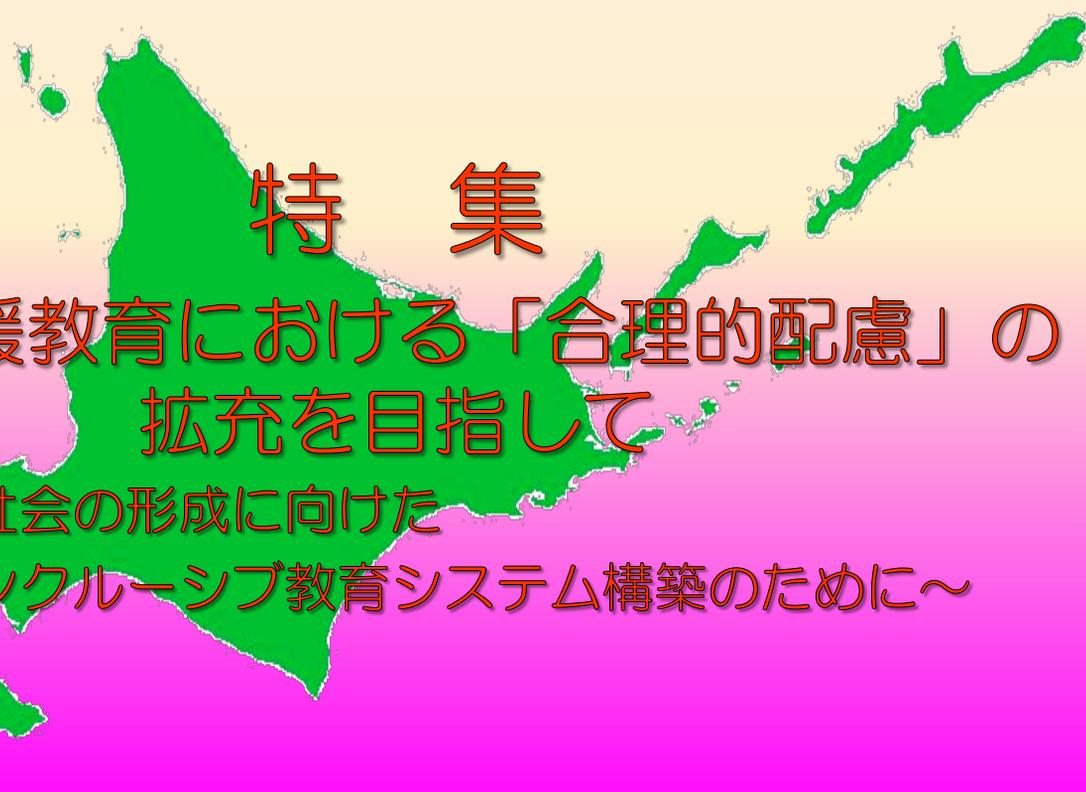
第21号(3)

(通巻第65号)

平成28年2月

# 特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO



特集

特別支援教育における「合理的配慮」の  
拡充を目指して

～共生社会の形成に向けた

インクルーシブ教育システム構築のために～

北海道立特別支援教育センター

# 特別支援教育ほっかいどう (通巻第65号)

## 特集

特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して  
～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために～

### 寄稿

インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取組に期待すること  
東北福祉大学教育学部教育学科 教授 大西 孝志 … 1

### 実践5

知内町におけるインクルーシブ教育システム構築モデル地域事業の取組  
～スクールクラスターの効果的活用や合理的配慮の提供～  
知内町教育委員会 教育長 田中 健一 … 8

### 実践6

「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組  
新ひだか町立三石小学校長 松井 伸樹 … 13

### 実践7

新十津川中学校における特別な教育的ニーズのある子どもの  
合理的配慮と環境整備について  
新十津川町立新十津川中学校 教諭 佐々木 睦美 … 17

### 最新情報

国立特別支援教育総合研究所「支援機器等教材普及促進事業」の事業紹介  
国立特別支援教育総合研究所  
教育情報部主任研究員 新谷 洋介 … 21

### 北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

教育相談の案内

…27

# 「インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取組に期待すること」

東北福祉大学教育学部教育学科 教授 大西 孝 志



## 1 はじめに

平成 19 年度から本格実施となった特別支援教育は、我が国の特殊教育(特別支援教育)の 60 年ぶりの大改革でした。盲・聾・養護学校は特別支援学校になり、それまでの障がいの種類と程度に応じて特別な場で教育を行う「特殊教育」は、一人一人のニーズに応じて、すべての学校で適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換することになったのです。

また、同年は、日本が「障害者の権利に関する条約」に署名し、インクルーシブ教育システムという言葉が普及するきっかけとなった時期でもあります。その後 9 年の歳月が流れ、現在、義務教育を受けている児童生徒(約 1000 万人)全員が、小学校に就学した時点から特別支援教育制度の下で学んでいるという状況を迎えました。

現在、私が大学で指導している学生は、平成 19 年当時、小学校 5 年生から中学校 2 年生であった者が大半で、特殊教育から特別支援教育の転換を、教育を受ける側として実際に経験しています。

そのため、「特別支援教育」について知っていることを発表させてみると、

- ・自分の担任が特別支援教育コーディネーターだった。当時はそれがどういうものか分からなかったが、入学式の職員紹介で担任がコーディネーターという横文字で紹介されていたのを聞いて不思議に思った。
- ・毎年、隣の養護学校と一緒に遠足に行っていた。ある年、学校の名前が急に「支援学校」と変わったので驚いた。
- ・総合的な学習の時間にアイマスクを付けて歩いた。盲導犬を連れた視覚障がいがある方の話を聞いた。
- ・「特殊教育」という言葉には馴染みがない。特別支援教育の方が聞き慣れている。

というような、実体験に基づいた意見を述べる者が少なからずいます。

これから我が国の担い手となる者がこのような環境で学んでいることを踏まえると、インクルーシブ教育システムやインクルーシブな社会が時間をかけて形成されていくことは、近い将来必ず実現すると思います。

一方、平成 28 年 4 月に施行される、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」とする。)においては、障がいのある者に対する合理的配慮の提供が義務付けられ、学校におけるインクルーシブ教育システムのさらなる充実はできるだけ早く整備すべき課題となっています。

本稿では、その嚆矢として各地で行われているインクルーシブ教育システム構築事業について解説するとともに、今後の特別支援教育に期待することを述べたいと思います。

## 2 インクルーシブ教育システム構築事業

我が国においては、障害者の権利に関する条約や改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が強く求められています。

インクルーシブ教育システムにおいては、可能な限り障がいのある子どもと障がいのない子どもが同

じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、文部科学省では、平成 25 年度から全国の自治体等に委託して、地域の実情、ニーズに合わせた、4 つの柱、7 つの事業で構成される「インクルーシブ教育システム構築事業(表 1)」を推進しています。

表 1 インクルーシブ教育システム構築事業の構成

<p>(1) インクルーシブ教育システム構築モデル事業</p> <p>① モデルスクール 【札幌市・新十津川町・新ひだか町】</p> <p>② 交流及び共同学習 【道内には実施地域・学校なし】</p> <p>③ スクールクラスター【知内町】</p> <p>(2) 特別支援学校機能強化モデル事業</p> <p>① 特別支援学校のセンター的機能充実事業 【道内には実施地域・学校なし】</p> <p>② 特別支援学校ネットワーク構築事業 【道内には実施地域・学校なし】</p> <p>(3) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 【美瑛町 H24、25・根室市 H26～】</p> <p>(4) 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進 【北海道札幌視覚支援学校・北海道岩見沢高等養護学校】</p>
--

### (1) インクルーシブ教育システム構築モデル事業

学校教育においては、平成 23 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会でとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下、「報告」と記す)の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として「合理的配慮」の提供を行う必要があります。

そこで、設置者及び学校が、障がいのある子どもに対して、その障がいの状態に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ(以下、「スクールクラスター」と記す)を活用した実践研究を行い、その成果の普及を目的として行われている取組が本事業です。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業は、以下の 3 つの形態を通して、障がいのある子どもの学びを支えていくための体制作りと指導や支援の充実を図り、それぞれの取組の中で合理的配慮を検討し、それらの事例を国立特別支援教育総合研究所においてデータベース化することを目的としています。

#### ① 学校の取組を総合的に支援 ～モデルスクール～

報告においては合理的配慮を行う前提として、学校教育に求めるものを次のとおり整理しました。

- |  |
|--|
| <p>a 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育</p> <p>b 一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育(確かな学力の育成を含む)</p> <p>c 健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育</p> <p>d コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育</p> <p>e 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育</p> <p>f 自己肯定感を高めていく教育</p> |
|--|

これらを踏まえて、モデルスクールの指定を受けた設置者及び各学校は、障がいのある子どもの状態や教育的ニーズ等を把握し、「個別の教育支援計画」等の作成と活用を図り、子ども一人一人に応じた「合理的配慮」の検討・提供を行っています。

合理的配慮は、たとえ子どもの障がいの程度が同じであったとしても、教育的ニーズ、集団を構成するメンバー、家庭環境、そして学校等の基礎的環境整備によって、その内容は異なるものとなります。

## ② 地域内で共に学ぶ「交流及び共同学習」の取組を総合的に支援 ～交流及び共同学習～

交流及び共同学習の充実は、児童生徒等の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有するとともに多様性を尊重する心を育むことにつながります。

この交流及び共同学習は、これまでも各学校・地域において取り組まれてきているものですが、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことを実現するための有効な手段であるという認識の下に取り組むことが大切です。

特別支援学校と、小・中学校等、(特別支援学校に在籍する児童生徒等が居住する地域の小・中学校等を含む。)との交流及び共同学習、並びに小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の計画的・組織的な実施について実践研究を行い、児童生徒等の相互理解を推進するに当たって、合理的配慮の検討・提供を行います。交流及び共同学習は、子どもにとって連続性のある多様な学びの場での学習経験になり、保護者や教職員等にとっては、就学先を検討したり、障がいの程度等の変化によって学びの場を変更することを検討したりするときの貴重な情報にもなります。

また、共生社会の形成の実現に向けて、障がいのない子どもたちにとっても特別支援教育の理解のためには非常に重要な学習の機会だと思えます。

## ③ 地域内の教育資源を活用した取組を総合的に支援 ～スクールクラスター～

子どもの障がいの重度・重複化、多様化に対応し、適切な指導と必要な支援を提供するためには、在籍する学級や通級指導教室だけでは十分な教育的ニーズに応えることが困難な場合があります。そのため、地域内にある特別支援教育の専門性を有している教育資源を組み合わせ、一人一人の教育的ニーズに応えていくことが大切です。報告においても、「多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」を図ることが重要であると示され、スクールクラスターによる支援の充実が求められています。

一方これまでも、特別支援学校がセンター的機能の一環として域内の特別支援教育の充実を図ってきた例は多く見られました。しかし、より地域に根ざした、日常的な支援を充実させていくためには、特別支援学校だけではなく、特別支援学級や通級指導教室等の専門性もネットワークの輪に加え、身近な地域や学校等での支援体制の構築が必要です。

そこで、本事業では多様な障がいに対応した指導や支援を提供するために複数の市町村や、市町村の全域又は一部がモデル地域となり、地域内のスクールクラスターを活用した、障がいのある児童生徒等に提供される合理的配慮について検討、事例の蓄積を行っています。

これら3つの事業においては、学校内外、関係機関との連絡・調整、特別支援教育コーディネーターへの助言、保護者の教育相談対応の支援などに当たる、特別支援教育に関する専門的な知識や経験を有する「合理的配慮協力員」の配置等も行い、体制整備の充実に努めています。

## (2) 特別支援学校機能強化モデル事業

インクルーシブ教育システムを構築し、体制を強固にするためには、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させることが大切です。特別支援学校の機能強化のための事業には「特別支援学校のセンター的機能充実事業」と「特別支援学校ネットワーク構築事業」があります。

### ① 特別支援学校のセンター的機能充実事業

委託を受けた教育委員会は、推進地域及び各特別支援学校における専門性の現状を分析の上、求め

られる専門性を明確にして方策を検討します。その結果に基づいて、S T（言語聴覚士）、O T（作業療法士）、P T（理学療法士）及び心理学の専門家等の外部人材を配置・活用するとともに、自立活動、キャリア教育・職業訓練、I C T・A T活用等の専門性向上のための研修等を行っています。併せて、推進地域内の各特別支援学校の特別支援教育推進に係る役割分担を地域別や機能別に明確化し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実することを目的としているのがこの事業です。

特別支援学校がセンター的機能を効果的に発揮するためには、特別支援学校間での適切な連携が行われるとともに、特別支援学校と、小・中学校を設置している市町村教育委員会とが十分に連携し、小・中学校が円滑に支援を受けられるような体制を整備することが大切です。

## ② 特別支援学校ネットワーク構築事業

この事業は、視覚障がい、聴覚障がい、病弱という一自治体当たりには設置されている特別支援学校数の少ない障がい種について、都道府県の枠を超えたネットワークを構築して、広域的に専門性向上のための取組を行うものです。

委託を受けた教育委員会は、対象障がい種の特別支援学校をそれぞれ指定し、障がい種ごとに連携して、例えば、

- ・ 県を超えて研究授業等を行い、指導方法の工夫について検討
- ・ 障がい種や発達段階に応じた教材・教具の活用方法の実践研究や開発
- ・ 障がい種ごとに経験豊かな教員が、指導・助言をするために、ネットワークに加盟している特別支援学校を都道府県を越えて訪問

するなどして、1つの都道府県では解決が困難な研修や個別の支援について広域的な取組を行うものです。

なお、本事業の実施に当たっては、各地域の実情に応じた事業を計画・実施することに加え、特別支援学校における児童生徒等の重度・重複化に対応した教育を一層充実することや、キャリア教育・職業教育、I C T・A T活用などの今日的な教育課題に対応するための専門性の向上を図ることにも留意することとなっています。

北海道においては、道内に同じ障がい種の特別支援学校が複数設置されているため、ネットワーク構築事業の委託は受けていませんが、これまでも、北海道視覚障害教育研究会（道視研）、北海道聴覚障害教育研究会（北聴研）など、障がい種に応じた研究団体が組織されており、ネットワークは整備され、専門性向上のための研修会が定期的開催されています。

## (3) 早期からの教育相談・支援体制構築事業

この事業は、障害者基本法の改正や学校教育法施行令の改正の趣旨を踏まえ、障がいのある子ども（特別な支援が必要となる可能性のある子どもを含む。）及びその保護者に対し、各市町村教育委員会が早期から情報の提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築することを目指しています。

委託を受けた教育委員会は、子どもやその保護者への早期からの教育相談・支援に関わる教育、保育、福祉、保健、医療等の関係部局・機関等と、連携協力のためのネットワークを構築します。また、子どもの教育的ニーズに対応した支援や教育についての相談に対して助言できる仕組みを構築したり、就学事務担当者等の専門性向上のための研修会等を実施したりしています。

また、本人・保護者への情報提供や学校への指導・助言等の支援を適切に行うために、子どもの教育や就学について専門的な知識をもち、関係部局・機関等や地域との連絡・調整、情報収集等を行う職員（早期支援コーディネーター等）を配置するなどの体制を整備し、支援の充実に努めています。

支援に当たっては、乳幼児期を含め早期から成人に至るまで一貫した対応ができるように、個別の教育支援計画を作成し、活用します。特に、就学期における個別の教育支援計画の作成に当たっては、本人・保護者、幼稚園等も加えて、医学、心理学、教育学等の専門家の意見を聞くこととなっています。市町村教育委員会は、幼稚園等を通じて子育て支援や、就学先の決定に関する情報を提供するほか、学校見学会や体験入学などの様々な機会に教育相談が受けられる体制を構築することが重要です。

平成24年～25年度に本事業を実施した美瑛町の取組成果は、関係者に注目されており、道外で行われる教育委員会担当者を対象とした本事業の説明会、成果報告会、フォーラム、特別支援教育関係雑誌

等においてその先進的な取組が紹介されています。

現在は、根室市が指定地域となり、地域の特性を生かした早期からの教育相談支援体制構築に向けた取組を実施しています。

#### (4) 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進

障害者基本法及び平成 24 年 7 月にとりまとめられた「報告」において、学校における交流及び共同学習の意義は、「共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる」と示されています。このような中、先に述べた「(1)インクルーシブ教育システム構築モデル事業 ②交流及び共同学習」において、様々な取組が行われてきました。

さらに、2020 年にオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることが決定し、オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議においても、国として今後さらに障がい者への理解を進めることが重要であることが確認されました。

そこで、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に障がい者スポーツ（夏季・冬季パラリンピックの種目など）を行ったり、障がい者アスリートの体験談を聞くなどの障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習を計画的に実施したりすることによる、障がい者理解の推進を目指し、今年度(平成 27 年度)からこの事業が始まりました。

道内では北海道札幌視覚支援学校と北海道岩見沢高等養護学校が中心校となって視覚障がい者のスポーツ、車いす使用のスポーツ等を通じて障がい者理解教育の取組を行っています。

これらのインクルーシブ教育システム構築事業は、今までも各地域・学校において行われてきたものです。以前は「合理的配慮」という言葉こそ使われていませんでしたが、「在籍する支援が必要な子どもへの指導上の配慮」は全ての学校で行われていたと思います。

交流及び共同学習は、昭和 62 年に私が室蘭豊学校に着任した時、行事の交流のみならず、小学校への転校（学びの場の変更・インテグレーション）を検討する児童に対して、「教科丸ごと交流」という実践が行われていました。

地域内の教育資源の活用については、「スクールクラスター」という表現こそありませんでしたが、盲・聾・養護学校や近隣の特殊学級及びことばの教室の教諭が核となって、支援が必要な子ども（早期の相談も含む）に対するネットワークを形成していました。

現在は、事業という形でインクルーシブ教育システムの構築が行われていますが、これまでの蓄積がある地域・学校においては、それらを継承・発展し、現在のシステムに反映させていくという実践を進めていただきたいと思います。

インクルーシブ教育システム構築事業では、その他、「医療的ケアのための看護師の配置」等も行っていきます。

### 3 合理的配慮の提供

冒頭でも述べましたが、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行まで、あとわずかとなりました。今後は（公立）学校における合理的配慮の提供は当たり前のこととなります。この際、私たち教育関係者は教育における「合理的配慮」の考え方をしっかりと整理しておく必要があります。学校教育における合理的配慮のポイントは、以下の 4 つの視点で考えることができます。

#### (1) 「平等」と「公平」のバランスの視点

合理的配慮の提供は単に、障がいのある子どもへの手厚い支援を行えばよいということではありません。障がいがない子どもの側から見ても、その合理的配慮の提供が「公平」でなければならないからです。図 1 の絵をご覧ください。3 人の子どもが野球観戦をしている場面になります。3 人は身長が異なり、そのままでは、2 名の子どもは木製のフェンスに遮られて野球観戦ができません。

左の絵に示した平等の観点に立つと「身長に関係なく一人1箱」となります。一番背が高い子どもも「箱があった方が、より高い位置から観ることができるので1箱ください。」と主張する権利はあります。しかし、試合をみんなで楽しく観るという目的を達成するためには、右の絵のような「公平」の観点による箱の分配が必要です。

一人一人の箱の個数が異なっても全員が納得できることが「合理的」ということとなります。

例えば、視覚障がいがあり点字で大学入試センター試験を受験する学生に対して、試験時間の延長を検討する際には、この「平等」と「公平」のバランスを保った合理的配慮の提供が求められます。延長する時間が、障がいのない学生にとっても、妥当であるという理解が得られない場合、それは「合理的配慮」ではなく「一方だけに有利な非合理的・不合理な配慮」となりかねません。

### 特別支援教育の視点・合理的配慮とは (平等: EQUAL(左) 公平: FAIR(右))

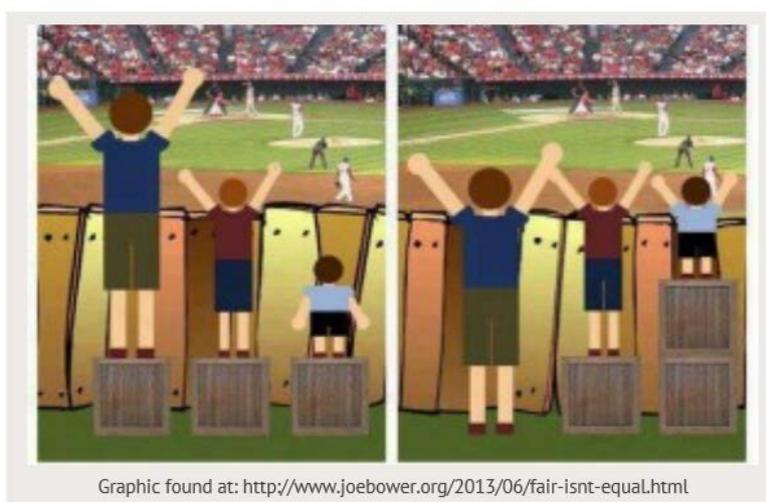


図1 特別支援教育の視点・合理的配慮とは（「平等」と「公平」）

#### (2) 将来の自立と社会参加につなげるという視点

支援が必要な人に対して合理的配慮を提供することは大切です。しかし、教育においては「この場面では、手助けしないで（支援をしないで）自分で頑張らせてみる」ということが、本人のためになるという場合があります。

例えば、車いすを使用している小学生が数センチ程度の段差を乗り越えることができない時、教師が車いすを押して段差を乗り越えさせることもあります。乗り越えるコツをつかませるために安全面に配慮して、「手伝わないから自分で頑張ってみなさい」と見守ることがあります。

教育においては、状況、発達段階、障がいの状態等に応じて、「自分でできること」「少し頑張ればできること」「たくさん頑張ることができること」「支援が必要なこと」を見極めて対応することが、生きる力の育成につながることがあります。

五体不満足の著者である乙武洋匡氏も、自身の本の中で同様のことを述べていますが、あえて「支援をしないで見守るといふ支援(合理的配慮)」があるということをおぼろげに留めておかなければならないと思います。合理的配慮はその子の将来の自立と社会参加につなげるために提供するものなのです。

#### (3) 保有している資源での対応という視点

再び、図1の話に戻ります。合理的配慮を検討するときには、「もしも、この野球場に箱が1つしかなかったとしたらどうするか」という考え方が必要になってきます。「野球場の経営会社に要望して、箱をたくさん購入してもらおう」という対応も考えられますが、それが届くのを待っていては、試合が終わってしまいます。

現在ある資源(人的、物的、金銭的)で何ができるのかを考えることが、目の前の子どもに即した合理的配慮となります。図1の場合であれば、1つの箱を真ん中の子どもに渡し、一番小さな子どもを大きな子どもが肩車するということや、木のフェンスではない金網のフェンスの後ろに移動して試合を観ることが合理的配慮になるのではないのでしょうか。

現在、国立特別支援教育総合研究所のWebページでは、インクルーシブ教育システム構築事業を実施している地域からの報告を「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(<http://inclusive.nise.go.jp/>)として紹介しています。このデータベースは、同じような障がい、同じような環境の事例であったとしても、提供する合理的配慮は、一人一人異なることを踏まえた上で活用することが必要です。合理的配慮はあくまでも個別的な対応です。障がいの状態や環境(学級集団、家庭等)に応じ、子どもが百人いれば百通りの合理的配慮が存在し、提供する側にも百通りの資源があります。それらの組合せは無限にあることを考慮することが重要です。

#### (4) 基礎的環境整備を踏まえた合理的配慮という視点

今後、設置者等による基礎的環境整備が充実してくると、合理的配慮の内容も変化してくることが考えられます。一度決定した合理的配慮をそのまま継続するということは、先ほど述べた「必要のない配慮まで行い続ける」ということにもつながりかねません。教育環境(基礎的環境整備を含む)の変化や子どもの成長に合わせて、合理的配慮を見直し、それを個別的教育支援計画等に記載し、保護者・関係者と共有し、その時点で必要な合理的配慮を提供していくことが大切です。

### 4 特別支援教育への期待 ～小学生の投書から～

私が大学で特殊教育を学び始めてから33年経ちます。当時は特殊教育が自分の退職まで継続するものと信じ、盲・聾・養護学校の名称がなくなるということは考えもしませんでした。しかし、それと同様に、小・中学校等すべての学校で「教育上特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う」(学校教育法81条)旨が、規定されることも想像できませんでした。特別支援教育はまもなく10年目となり、さらにステップアップする時を迎えています。そのためには、教職員の特別支援教育への理解にとどまらず、社会における特別支援教育への理解、子どもたちの特別支援教育への理解をさらに高めていく必要があります。

前回寄稿した、特別支援教育ほっかいどう第19号(3)では、中学生の文章で稿を閉じさせていただきましたが、本号では先日の新聞で見つけた小学生の投書をもってまとめたいと思います。学校教育においては、この小学生のような感性をもった子どもを育てることが、我が国の共生社会の実現への近道だと私は信じています。

「思いやりのある社会へ」 小学校6年児童

みなさんは「障害者優先駐車場」をご存じですか。大きな施設やスーパーの入り口近くに設けられた「車いすのマーク」が表示された駐車場です。私が行くお店では、「高齢者マーク」「チャイルドシートマーク」の表示された駐車場もあります。

私がこのお店を訪れたとき、この駐車場を元気そうな男性が堂々と利用している、そんな場面に出会いました。私はそのような大人を見て、とても悲しい気持ちになりました。(中略)

「障害者のための国際シンボルマーク」は、車いすのデザインですが、決して車いすを利用している人に限られたマークではありません。障害者全体を示しているマークで、この印が表示された駐車場を一般の人が使っても、罪に問われることはありません。つまり、みなさんのモラルに委ねられているということになります。(中略)

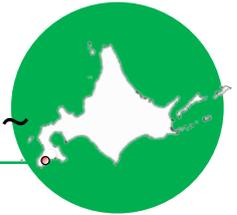
私の町が、人への思いやりのある町、本当に素敵な町になることを私は願っています。

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆



知内町におけるインクルーシブ教育システム構築モデル地域事業の取組

～スクールクラスターの効果的活用や合理的配慮の提供～



知内町教育委員会  
教育長 田中 健一

1 はじめに

知内町は、渡島管内西部に位置する、人口約 4600 人の小さな町です。町の主産業は、農業・漁業・林業の一次産業であり、特にニラ、牡蠣、木質バイオマスが広く知られています。

町内の学校は幼稚園、小学校が3校、中学校、町立の高等学校があり、町立学校としての利点を生かし、外国語活動・外国語教育、特別支援教育、学力・体力向上の取組など学校間の連携を意識しながら取組を進めてきました。

特別支援教育では、平成 22 年度特別支援教育グランドモデル地域指定事業を受け、相談支援ファイルの作成・活用、就学指導・就学相談の充実について実践研究を深めました。特に、相談支援ファイル「結」の活用と知内町特別支援教育推進協議会の設置は、知内町の特徴である幼・保から高校までの一貫した支援体制を整えることになりました。

しかし、課題として以下の5点の改善が指摘されていました。

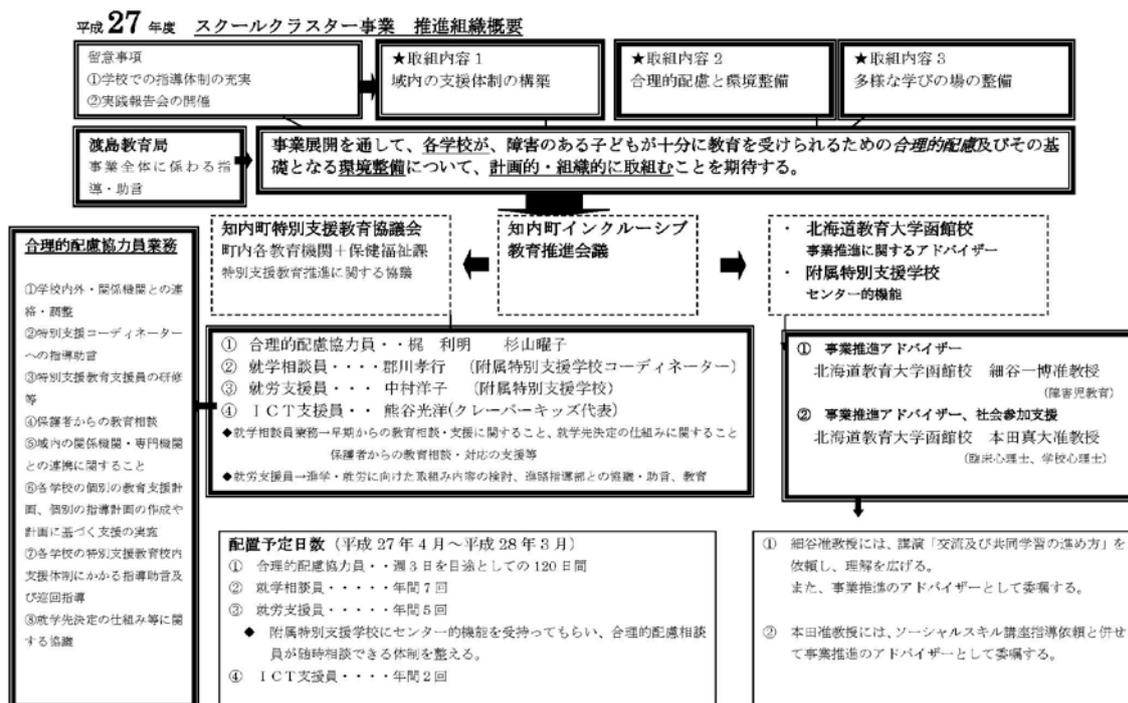
- ① インクルーシブ教育システムの理解が必要であること。
- ② 就学相談、就学後の継続的教育相談体制の充実が必要であること。
- ③ 個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく質の高い授業の構築が必要であること。
- ④ 教職員並びに特別支援教育支援員の力量・専門性の向上が必要であること。
- ⑤ 高校卒業後の就労や社会参加に向けた取組を充実させる必要があること。

特に、特別支援教育支援員は、現在、幼稚園4名、小学校5名、中学校1名、高校2名配置していますが、支援員を支えるためのアドバイスや必要な研修を担当する人材が求められました。また、高等学校での特別支援教育では、就労や社会参加を視野に入れた指導体制を整えることは急務な課題でもありました。

2 知内町インクルーシブ教育システム構築モデル事業（スクールクラスター）概要



## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆



### 3 スクールクラスターを活用した取組を支援するために、教育委員会が行った取組・工夫

#### (1) 知内町インクルーシブ教育推進協議会の設置

知内町では、インクルーシブ教育の推進、取組の点検・評価・指導助言、学校間の情報共有及び連携、町部局や地域社会との連携を目的としてインクルーシブ教育推進協議会を設置しました。

講成員は、①学識経験者（大学准教授）、②合理的配慮協力員、③特別支援学校教諭、④町特別支援協議会長、⑤町教育支援委員会会長、⑥町特別支援教育支援員代表、⑦障がい者親の会代表、⑧町生活福祉課職員、⑨保育士、⑩小学校、高校教員、⑪教育委員会の19名で組織しました。スクールクラスターを活用する取組を進めるため、北海道教育大学附属特別支援学校にセンター的機能を担ってもらい、計画立案や事業推進にアドバイスをもらうと共に、就労支援員、就学相談員として実際の指導にも携っていただきました。

#### (2) 取組内容1「域内の支援体制の構築」

##### ○目的

- ① 知内町の各学校と北海道教育大学函館校・附属特別支援学校とのパートナーシップの確立
- ② 早期からの教育相談・支援や就学指導が受けられる体制の確立
- ③ 教育的ニーズと必要な支援、就学後の一貫した支援に助言できる教育支援委員会の確立

##### ○具体的取組から

- ① 一貫した支援を目指す教育支援委員会機能の強化

就学指導委員会から教育支援委員会に名称を変えただけでなく、支援機能をいかに充実させ、継続した支援が可能となる方策を検討しています。特に課題となっていた

## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

就学・就労では、就学相談員、就労支援員の2名を配置した取組を行いました。

就学に向けた相談の実施や就学する学校との連絡・調整をきめ細かに実施したことで、保護者や児童の安心感につながっています。また、就学後、言葉の指導が必要な児童に対し、週1回通級による指導（ことばの教室）ができる体制を整えました。指導を進める中で、当初は通級による指導に難色を示していた児童が、自信を得て、はりきって教室を訪れるようになったことが報告されています。

また、就労支援では、高等学校進路指導担当者と連携を図り、専門的なアドバイスをしたり、就労予定先での就業体験の実施をしたりするなど、生徒の不安感を取り除き、自信をもって社会に出ていけるような支援を進めています。

### ② 研修会の開催

インクルーシブ教育システム構築は、主として学校を中心に展開されており、地域住民や保護者、他地域の教職員等に周知することが課題となっていました。そこで、実践報告と研修の機会を設定し、広く周知しながら理解を深める取組を実施しました。

平成27年度は、「共生社会の形成に向けた、交流及び共同学習の在り方」「社会参加につなげるために～ソーシャルスキルトレーニング～」の2講座を開催しました。講師は、知内町インクルーシブ教育システム構築事業のアドバイザーの北海道教育大学函館校の細谷一博准教授、本田真大准教授に依頼し、以下の2点についてご教授いただきました。

- ・交流及び共同学習では、「場の共有」ではなく「活動の共有」であり、お客さんでは意味が無いこと。
- ・学校教育活動全体を通じて計画的に進められることが大事であり、その場だけの取組としてはならないこと。

また、ソーシャルスキルトレーニングでは、「多様な子どもが参加しやすいソーシャルスキル教育の実践例」「これからの社会をよりよく生きるためのソーシャルスキル」について研修を深めることができました。

## (3) 取組内容2「合理的配慮と環境整備」

### ○目的

- ① 合理的配慮の提供を通じて、個別の教育支援計画、個別の指導計画を点検・改善し、一人一人に応じた適切な指導・支援を確立する。
- ② 保護者等の不安解消に向けた、訪問型家庭教育支援活動を定着させる。
- ③ インクルーシブ教育実践地域視察や各学校での取組を支援する研修活動を定例化する。

### ○具体的取組から

#### ① 合理的配慮協力員の活動

- ・学校訪問（対象：幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校）

学校訪問では、管理職やコーディネーターから情報収集、特別支援教育担当教諭及び支援員との相談及び指導・助言、保護者との相談及び指導・助言が主な内容となっています。

通級による指導（ことばの教室）を利用する児童が教室での学習活動等において自信を失わないように配慮することを担任教師と相談したり、保護者を交えた通級による指導を実施したりすることで、保護者、児童が共に安心して学習活動に取り組むことにつながっています。また、支援員との相談では、対象児童と接するだけでなく他の児童との関わりを深めることで、対象児童の交友関係も広まっていく等

## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

のアドバイスをを行っています。

### ・知内町教育支援委員会への参加

教育支援委員会では、二次検査の実施担当者となり検査実施後、保護者との懇談や相談の時間を設定しています。このことで、保護者の不安を解消したり、就学する学校の状況等を知らせたりすることで、保護者の理解を深めることができています。

### ・知内町5歳児健診への参加

知内町生活福祉課では、5歳児健診を実施しています。就学前の幼児の健康状況等を把握するとともに保護者の子育てに対する不安等を解消する機会となっています。5歳児が遊んでいる様子を観察したり、協議に参加し専門的な見地からのアドバイスを言ったりしています。

### ・特別支援学校との連携

知内町インクルーシブ教育システム構築事業のセンター校として、北海道教育大学附属特別支援学校を委嘱しています。本事業の推進計画や取組状況等について担当者との協議を進めました。また、就学相談員、就労支援員を派遣していただき、ケース毎に事前協議等を実施し、合理的な配慮に基づく支援が提供できるようにしています。

## ② 訪問型家庭教育支援事業

子どもと保護者を支える相談事業として、訪問型家庭教育支援事業を実施しています。本事業は、子育てに戸惑ったり、わが子の発達に悩んだりした場合の相談体制を構築し、学校や教育委員会に足を運ぶことにためらいを感じるケースを想定して実施する子どもと保護者を支える相談事業です。合理的配慮協力員や就学相談員、就労支援員がケースに合わせて対応しています。

## (4) 取組内容3「多様な学びの場の整備と就労・社会参加支援」

### ○目的

- ① 就労や進学に向けて、適性や社会性を育むための取組とする。
- ② 中学校、高等学校で進路に関する協議を実施し、適切な進路指導の在り方を確立する。
- ③ 交流及び共同学習、通級指導を計画的・組織的に進める。
- ④ ICTを活用した指導の可能性を探る。

### ○具体的取組から

#### ① 社会参加を後押しするためのソーシャルスキル講座の定期的な実施

北海道教育大学函館校の支援を受け、中学校、高等学校でソーシャルスキル講座を取り入れています。特別支援学級に在籍する生徒と通常の学級に在籍する生徒に分けて実践しています。特別支援学級に在籍する生徒を対象とした場合は、知的障がいのある子どものソーシャルスキルとして「仲間に関係するスキル」「大人に関係するスキル」「自己に関係するスキル」を身に付ける取組を実施しました。また、通常の学級に在籍する生徒を対象とした場合は、学年全体で「明るい言葉かけ」を目標スキルとして実践しました。障がいの有無にかかわらず学年全体でスキルを習得することで、互いの関係づくりを見直す機会となっています。

#### ② 就労適性支援事業

知内高校では、発達障がいのある生徒が在籍しているため、特別支援教育支援員を2名、嘱託支援員として配置し、学習活動支援を行っています。また、進路指導の一

## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

環として生徒の希望や適性を生かしたり、適性を見出したりするために現場実習に取り組みました。合理的配慮協力員、就労支援員が進路指導部と相談しながら計画づくりを進めます。なお、実習は長期休業中とし、特別支援教育支援員が随行する形態で行っています。この成果として、地元企業の理解が得られ、実際に就労する場面での適切な配慮も取り入れていただき、就職まで進むことができました。

### 4 成果・課題

#### <成果>

- ・特別支援学校との連携パートナーシップにより、特別支援学校の機能を地域の教育に生かし、地域におけるインクルーシブ教育システム構築の足がかりとなりました。
- ・訪問型教育相談や就学時検診時の就学相談実施により、保護者の不安を解消することができました。
- ・専門的分野の教授、講師や合理的配慮協力員の指導助言により、個別の相談支援ファイルの効果的な活用について、評価や改善がなされました。
- ・町民説明会の開催や地元新聞等で取上げられたことにより、町民のインクルーシブ教育への関心が増し、外部からの評価や意見を取り入れることができました。

#### <課題>

- ・指定事業後、町予算内で事業を継続していくための町予算の確保と予算に基づいた適切な事業規模を考えていくことです。



## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆



### 「インクルーシブ教育システム構築モデル 地域事業」の取組



新ひだか町立三石小学校  
校長 松井 伸樹

#### 1 はじめに

新ひだか町は、平成17年の町村合併（三石町と静内町との合併）によって誕生した町です。三石地区には、7つの小学校がありました。平成23年度に三石小学校1校に統合され、全校児童188名でスタートしました。その後、年々児童数は減少し、現在は全校児童148名です。

特別支援学級で学ぶ児童は、現在8名在籍しています。

このような地域性を背景に平成26年度より「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の指定を受け、今年度で2年目になります。対象児童は、ADHDを伴うアスペルガー症候群と診断され、知的発達の遅れは余り見られず、通常の学級との交流及び共同学習を活用することでより成長が期待できると考えられます。

平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告や平成26年に締結された「障害者の権利に関する条約」に則り、児童への基礎的環境整備と合理的配慮を推進することによって、通常の学級での活動に積極的に参加することができると考えての実践です。障害者差別解消法が平成28年から施行されようとしている今日、支援を必要とする児童が、可能な限り通常の学級で他の児童と一緒に豊かな生活を送れるように支援していくことが学校に求められている役割だと考えます。

#### 2 学校体制としての取組

本校の職員数や児童数は年々減少していますが、特別支援学級に在籍する児童数や特別支援学級の学級数はさほど大きく変化していません。

昨年度（平成26年度）特別支援学級に在籍した児童は、知的障がい学級1名、自閉症・情緒障がい学級3名、言語障がい学級1名の計5名でした。3教室を使用し、担任数は4名、他に支援員として1名の配置がありましたので、教育環境としては幾分ゆとりがありました。

今年度（平成27年度）は、担任数や支援員数に変更はありませんが、知的障がい学級2名、自閉症・情緒障がい学級4名、言語障がい学級2名の計8名となりました。

学校体制の整備や基礎的環境整備に関連する取組として、次の4点があります。

- (1) 校内特別支援委員会を設置し、機能的に動けるよう障がいごとの担任と交流学級の担任・支援員とが話し合える小部会の設置
- (2) 通常1学級編成となる学年を児童数や支援の必要とする児童数に配慮し、学級数を弾力的に運用
- (3) 引継ぎや日常の指導に生かせるように個別の教育支援計画や個別の指導計画を整備
- (4) 職員間での打ち合わせ業務が日常的に行うことができるように職員室の机配置を工夫するなどの支援員と担任、交流学級の担任との連絡も密にできるような工夫

### 3 主な基礎的環境整備

#### 【基礎1】ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

当町では、特別支援教育に携わる有識者や関係諸機関によるケース会議を開催し、就学予定の児童、特別支援学級に入級予定児童生徒の実態把握や対応・支援について情報の共有化を図っています。また、学齢期等における子どもの行動や事例等を研修する会を定期的に開催しており、各関係機関とのネットワークが組織化されやすくインクルーシブ教育システム構築のための運営協議会を設置できる環境が整えられています。

#### 【基礎2】専門性のある指導体制の確保

当町では、外部有識者を招き、年2回運営協議会を開催し、特別支援学級の授業参観を実施し、具体的な実践をもとに合理的配慮の方法等について教員等と検討協議する機会を設けています。また、合理的配慮協力員を活用し特別支援教育コーディネーターとともに特別支援教育の中心的な役割を担い、通常の学級担任及び特別支援学級担任等と日常的に情報共有が図られるよう校内教育支援委員会等の体制整備に努めています。

### 4 主な合理的配慮

#### 【合理①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

1時間の学習内容を視覚化し、途中、集中に欠けてしまっても、再び学習に戻り、学習課題の解決ができるように配慮しています。一つの学習内容が終わると自分でホワイトボードに記述した学習内容を「終了した」という横線を引きます。「終了」や終了時刻を明確にすることによって、教室移動をスムーズに行えるようになりました。

また、写真1のように、次の授業時間への気持ちの切替えが上手くいくようにアラーム付きタイマーや教材時計を掲示したところ、自分でアラームを止めに行き、スムーズに気持ちの切替えができるようになりました。



写真1 アラーム付きタイマーや教材用の時計、学習予定の掲示

交流及び共同学習を行う通常の学級では、学級の雰囲気づくりを重視し、特別支援学級への移動をスムーズに行うため「行ってらっしゃい」、「行ってきます」「お帰り」「ただいま」などと挨拶を交わすようにしています。

挨拶の言葉をかけ合うことで通常の学級全体が安心して生活できる場所になり、自由に通常の学級への出入りができるようになりました。更に、通常の学級では2度に渡り特別支援学級児童の特性や接し方、言葉のかけ方などについて通常の学級の児童の協力をお願いしました。その結果、心穏やかに過ごせる環境が形成され、温かく見守る雰囲気が作り出されています。例えば、通常の学級での話し合い活動では、特別支援学級の児童の意見を採り上げたり、発表を任せたり、係活動の役を頼んだりして活躍できる場を作っています。ノートを提出したり、作品を提出したりする場面でも、特別支援学級の児童に順番を譲ったりする姿も見られます。

## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

体温調節が苦手な児童が特別支援学級での活動する際には、靴・靴下を脱いで裸足になったり、上着やトレーナーを脱いだり、椅子に横向きに座ったりして、リラックスして過ごす場面が多く見られます。そこで、写真2のように、リラックス用に靴置きトレイ、チェアーマット、フロアカーペットを敷いています。これだけでもよりリラックスすることに有効な配慮となっています。



写真2 リラックスするための靴置き場とフロアカーペット、チェアーマット

### 【合理①-1-2】学習内容の変更・調整

知的発達に遅れがない児童は、個別に課題設定をし、パソコンソフトの教材等の使用を学習内容として取り入れています。興味・関心に強く左右され、

長い説明や思考学習には馴染まないためパソコンや教育テレビ番組視聴などを取り入れることで学習の持続が可能になりました。通常の学級での学習時間が長くなると緊張からストレスが蓄積されるため、特別支援学級で1日1～2時間程度の自立活動を含めた学習時間を設定する必要がありますと考えています。学習内容や学習課題を工夫し、自由タイムも取り入れた学習のプログラム化を進め、学習への意欲化や達成感がもてるようにしています。課題を明確にした学習は自分のペースでできるので集中でき、特に、パソコンを用いた学習は楽しみながら操作しているため、心理的な安定を兼ねた学習内容となっています。

### 【合理①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

通常の学級の児童とのコミュニケーションの促進を図るために通常の学級での授業時数を適切に確保するようにしています。そのため、特別支援学級と通常の学級との教材や学習内容の接続を図り、特別支援学級の児童が安心して学習に参加できるよう工夫しています。学習進度、教材・教具等を双方の担任が共通理解のうえ学習を進めることで、特別支援学級の児童の学級間の移動や学習がスムーズに行われています。通常の学級の担任は、学習内容や学習課題を視覚的に捉えられるよう板書計画や教材・教具等具体物の提示方法を工夫しています。特別支援学級の児童の興味・関心が持続するように音読では指でなぞり読みをしたり、マーカーでチェックをさせたり、指名し発言させたりする等、様々な場面で配慮がなされています。さらに、図画工作の学習では、絵で表したり、使う色の数を極端に少なく配慮し、分かりやすい会話でイメージを膨らませたり、具体的なアドバイスや指示をしたり、背景の色もみんな考えてから色づくりを体験させて塗らせたりするなど、他の通常の学級の児童にとっても分かりやすい授業が展開されています。各教科において共通した取組でも、黒板の前での動作化や表現する場面を取り入れるなどの場面も用意し、誉める・認めるなど自己肯定感や自己有用感を高める配慮もなされています。

## 5 今後への成果と課題

### (1) 取組の成果

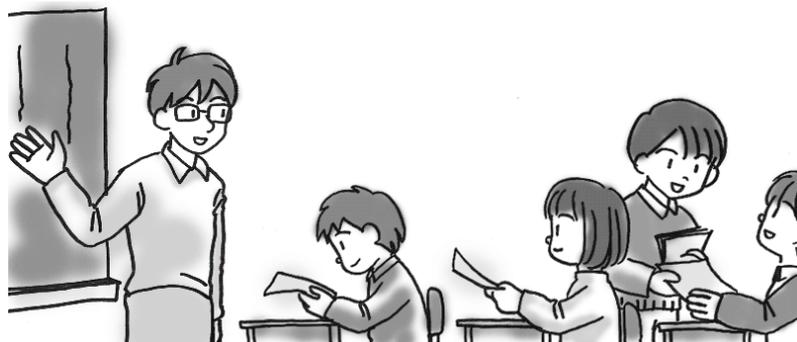
- ① 学校生活の日課の中で特別支援学級での自立活動の時間をもつことによって、気持ちが安定し、ストレスを緩和することができ、乱暴な言動や行動を少なくすることができました。遊びでは、リーダーシップを発揮するようになり、安定して過ごすことができる場面が増えました。

## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

- ② 一日のプログラム化と日程の事前予告をすることで、パニックを起こしたり、かんしゃくを起こしたり、奇声を発したりするなどの不適応行動を起こすことが減少しました。学級での日直の仕事や係活動、給食当番など事前に分かっていることには積極的に生き生きと活動しています。
- ③ 特別支援学級での教科や学習課題、通常の学級での交流及び共同学習の学習内容や時間を明確にすることで気持ちの切替えができるようになり、スムーズに教室移動ができるようになりました。特別支援学級の児童のこだわりが緩和され活動やコミュニケーションが活発に行われるようになり、班長を任されるほど学級に溶け込むことができている。
- ④ ネットワークの構築や専門機関との連絡を密にすることで、特別支援学級の児童のストレスや精神状態を把握し、新たな方策を思考するとともに個に応じた指導を模索することができました。

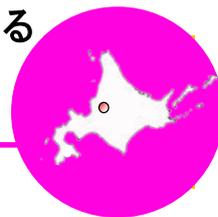
### (2) 今後への課題

- ① 特別支援学級の児童は、通常の学級では、級友と同じように担任の説明や指示を聞き、きちんと学習活動に取り組むことができているようですが、状況によっては、ストレスで不安定になってしまう場合もあるため、授業途中であっても、自立活動の時間に切り替えることがあります。通常の学級との学習進度や学力差を生じさせないなどの配慮を進め、特別支援学級の児童が主体的に学習活動に参加できるようにすることが必要です。
- ② 特別支援学級の児童は、各教科の指導では、障がいの特性のために担任の説明や指示を聞きのがしたり、ノートへの書き込み作業が遅くなったり、学習内容が分からなくなったりすることが多く見られます。そのため、良好な友人関係を形成し、通常の学級の周囲の児童からの言葉かけ等から、自ら気づき、集中して学習に取り組むことができるような学習環境にしていきたいと考えます。
- ③ 特別支援学級に在籍する児童を複数の教員の目で看取ることが大事です。また、担任同士や支援員との連絡、打ち合わせが密に行われる必要があります。そのため、話し合うための時間確保も重要な課題となります。





## 新十津川中学校における特別な教育的ニーズのある 子どもの合理的配慮と環境整備について



新十津川町立新十津川中学校  
教諭 佐々木 睦美

### 1 はじめに

新十津川中学校では平成 25 年 4 月よりインクルーシブ教育の取組を始めました。取組は、2 階の特別支援学級の教室における入学前の環境整備から始まり、本人・保護者・医療関係者との面談や通常の学級で過ごすための教室等の環境整備などを行ってきました。取組の内容について、紹介します。

### 2 生徒の実態

平成 20 年度まで、町内には花月小学校、大和小学校、吉野小学校、新十津川小学校の 4 つの小学校がありました。平成 21 年度から新十津川小学校の 1 校に統合され、町内 1 校の小学校、中学校になりました。統合から 7 年が経ち、学校や児童生徒の様子も落ち着いています。

新十津川町では、小学校の時から同じ学校で過ごしているので、通常の学級の子どもたちも、特別支援学級の子どもたちについて理解があり、受け入れる素地ができています。

平成 25 年度は、病弱・身体虚弱と肢体不自由の重複障がいのある生徒が、特別支援学級に在籍していました。入学時の身長は、92 c m で手指の欠損がありました。胃ろうもあり医療的ケアが必要な生徒でした。医療的ケアについては家庭に連絡をして祖母が来校し対応する流れになっていました。現在は、胃ろう閉鎖手術を受けて、医療的ケアの必要はなくなり、身体も成長しました。現在身長は 96 c m ほどになりました。

言語に関しては、発声やジェスチャーで感情を表現して伝えています。周りの人の話す内容や場の空気を意識して、行動することができます。入学当初は両手をつないでやっと歩くことができ、通常の学級のみみんなの歩く早さについていくことは難しい状態でした。約 3 年間の学習を通して、現在は 1 日約 1 ～ 2 k m の距離を歩くことができるようになりました。通常の学級の生徒と歩くときには、教師が手をつないで、手を引くとペースを合わせられるようになりました。

### 3 地域及びその他関係機関との連携

他機関との連携については、生徒の実態把握と配慮事項の検討を兼ね、北海道立特別支援教育センター、空知教育局、美唄養護学校（特別支援教育コーディネーター）、町教育委員会、町の保健福祉課、校長、教頭、合理的配慮協力員、学級担任で該当生徒に関わる関係者に参集していただき、「インクルーシブ教育検討会議」を行いました。環境整備や学習内容の進め方、教材の情報や手立て、配慮事項など、環境整備及び合理的配慮について検討し、各委員から指導助言をいただきました。

その他にも、教育委員会、福祉課、小中学校の校長、教頭、合理的配慮協力員、小・中学校の特別支援教育コーディネーターで構成する町の特別支援教育連携協議会で、情報を共有し、様々な情報を交換しました。その中では、放課後デイサービス等の利用できる施設に関する情報や進学志望先の情報など、地域での生活をよりよいものにしていくための情報収集と共有化を図りました。

また、年に数回、担任が当該生徒の北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター受診に同行し、担

## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

当小児科医、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士と学校での支援方法について情報交換を行いました。そこで得られる情報はとても貴重なもので、保護者との指導方針の（教育支援計画・合理的配慮の）変更調整、共有ができる場になりました。

その他にも校内の連携として、合理的配慮協力員の生徒理解に基づいて、指導の様子を話し合うことで、日々の学校生活の充実に生かすことができました。特別支援学級の教諭や他の教諭が、日々、当該生徒と関わったときの細かな気付きは、重要な情報の1つとして活用し、指導につなげることができました。多くの目で生徒理解を行うことで、当該生徒にとって有効な情報を得ることが重要であることが分かりました。

### 4 合理的配慮、環境整備、その他の流れについて

新十津川町は1町1校のため教育委員会、小学校と連携が取りやすく教育活動が行いやすい環境にあります。当該生徒の入学当初は、すぐに教育委員会が生徒の身体のサイズに合わせた机、椅子、学習に必要なストレッチマットなどの教材の貸借や学校間で必要な教室環境を整えるための連絡調整を行い、対応してくれました。当該生徒は季節ごとに配慮事項が変わるため、1年間を通して環境整備の内容を変える必要がありました。1年生から2年生になり、教室を2階から1階へと設置した場合も、新たな環境整備と合理的配慮について、検討する必要がありました。その都度管理職に相談し、校内で対応ができるか、教育委員会も含めた校外での対応が必要かなど、判断しながら進めていきました。

※ 以下、当該生徒に行った、基礎的環境整備、合理的配慮の詳細です。

#### (1) 第1学年時

##### ○3月

- ・家族に校舎内の安全と配慮事項の確認
- ・階段踊場の隙間に落下防止板を取り付け
- ・特別支援学級教室の休憩スペースの段差のフラット化とじゅうたんの敷設（入退室がしやすいようにリフォーム）
- ・特別支援学級の水道の蛇口を手が届く長いものへの交換
- ・特別支援学級と同じ階にあるトイレの個室にオムツ交換台の設置
- ・学級担任による小学校からの引継ぎ

##### ○4月

- ・本人と保護者、校長、教頭、担任が入学前に面談の実施と、個別の教育支援計画に沿った学習内容や配慮事項のニーズの確認
- ・通常の学級で使用する机、椅子を小学校から借用
- ・体幹を鍛えるためにトランポリンとストレッチマットを小学校から借用
- ・通常の学級の座席の固定（教室から出入りしやすい後方、廊下側ドア付近）
- ・お湯で手を洗うことができるよう、給湯器の設置について教育委員会へ依頼  
⇒小学校の引継ぎより 手を洗うことを嫌がる。  
⇒実態把握をしてみると・・・水だと手を洗いたがらないので手がかぶれてしまう。  
ぬるま湯だと喜んで洗う。
- ・特別支援学級の手洗い場に、手を洗うための踏み台の設置
- ・全職員の共通理解と対応の充実（生徒指導交流会や朝の打合せ等における、生徒の状況の報告）

## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

### ○5月

- ・個別の教育支援計画の作成・活用した、前期の目標や計画等の保護者確認
- ・扇風機の使用による暑さ対策（特別支援学級の予算で購入）  
⇒小学校の引継ぎより 暑さに弱く食事が減り教育活動が難しい。  
⇒実態把握をしてみると・・・基礎体力の不足  
体力づくりの実施の必要性

### ○6月

- ・特別支援学級への給湯器の設置（教育委員会の予算では、新品購入が難しいため中古の給湯器を購入。手や使用したものを洗う程度のため、最高約 60 度の温度で 10 リットルの容量のもの）
- ・第 1 回「インクルーシブ教育検討会議」の開催
- ・生徒の実態の把握と今後の計画を確認（有識者含む）

### ○9月

- ・個別の教育支援計画の反省と評価（評価が保護者宛の通知表になるように作成）

### ○10月

- ・教室ドアのすのこ部分からの冷風対策のための、すきまをふさぐ板の取付け  
⇒100cm以下の低身長と体温調整が上手くいかないため、対応が必要。

### ○11月

- ・第 2 回「インクルーシブ教育検討会議」の開催。合理的配慮と環境整備と今後の指導についての確認

### ○1月

- ・第 3 回インクルーシブ教育検討会議の開催。今年度の成果と課題の報告と協議。

※追加の環境整備は、細かなものも含めると、当該生徒が入学してから 1 年間継続した。

## (2) 第 2 学年時

### ○4月

- ・1階に教室を変更
  - ・1階の教室は、肢体不自由児学級で数年前に使用していた教室のため、既にトイレや手洗い場が設置済
  - ・手洗い場のリフォーム
  - ・主に給湯器の設置と蛇口の変更、手を洗いやすいように踏み台の設置  
⇒自分から踏み台に上がり「手を洗う」の意思表示ができるようになった。
  - ・トイレへのベッドの設置  
→胃ろうの対応と体調不良時の休息の場として活用。  
教室にトイレがあることを生徒が理解し、自分からトイレに向かう姿が見られた。  
⇒定時排泄を円滑に行うことができるようになった。
  - ・じゅうたん敷きスペースへの多目的活用のできる小さな台の確保
  - ・床から 60cmほどの高さを確保した冬の寒さへの対応
  - ・2階教室で使用していた教材や備品を、1階の教室に移動して設置
- ※第 2 学年の 4 月には、十分な環境整備が整った。

## ◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

### (3) 第3学年時

○4月

- ・当該生徒にとって過ごしやすい、環境整備の確認  
→初めて同学年の通常の学級の生徒と同じ階になり、当該生徒にとってさらによい環境になった。芸体系の教科や学級活動等の一部や、休み時間ごとに交流を行い、日頃から他の生徒と挨拶を交わせる楽しい学校生活になった。

○12月

- 約3年間教室にあったトランポリンに、自分で立ち上がり遊ぼうとする姿が見られた。常にトランポリンに上がっていたが、誰にも手を借りずに立ち、跳ねようとする姿が初めて見られた。

## 5 成果と課題について

約3年間の取組の成果は、当該生徒にとって「必要な力は何か」を判断するために医療関係者、教育関係者、町教育委員会、合理的配慮協力員、学校職員等との連携を密に取り、多くの目で生徒を理解することの大切さを感じました。

課題は、校内指導体制の整備と保護者の理解です。

校内指導体制の整備については、今後、全校職員の理解を得ながら進めていく必要があります。

保護者に対しては、学校卒業後の当該生徒の生活が充実したものになるよう支援して行くことの大切さを共通理解することが重要です。生徒と保護者が困らないようにするためには、各関係機関との連携を密に行い、同じ歩調で保護者に伝えていくことが大切であると考えています。

## 6 おわりに

環境整備と合理的配慮を検討し実施することで、支援を必要とする生徒や必要としない生徒のどちらにも学校生活を快適に送ることができる環境の重要性が分かりました。「障がいは環境がつくるもの」その言葉の意味を強く考える機会となりました。今回の取組を生かし、これからの時代を担う生徒たちに「新十津川町は快適な学校づくりをしてくれた」、「どんな障がいがあっても障がいを意識させない学校づくりをしてくれた」と感じられる学校にして行きたいと考えています。



## 最新情報

# 国立特別支援教育総合研究所「支援機器等教材普及促進事業」の事業紹介

国立特別支援教育総合研究所 教育情報部主任研究員 新谷 洋介

## 1 はじめに

平成 25 年 8 月に文部科学省が設置した、障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会より、「障害のある児童生徒の教材の充実について 報告（概要）」が出されました。報告の中で国等の役割として、「障害の状態や特性に応じた教材や支援機器、指導方法、活用事例等に関する全国レベルで情報交換するためのデータベースの作成」、「教材や支援機器の活用方法や指導方法に関する各都道府県等の指導者層を養成するための研修等の実施」などが示され、これらを受けて、本研究所では、平成 26 年度より「支援機器等教材普及促進事業」に関する新たな業務を推進しています。

### 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所支援機器等教材普及促進事業



図 1 支援機器等教材普及促進事業

## 2 支援機器等教材とは

文部科学省「これが欲しかった！ICT機器の『次の』活用方法」において、「支援機器等教材」とは、「障害のある子供の学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、障害の状態や特性に応じて、そのもてる力を十分に発揮させることを目的に活用され、主として学校教育の場面において使用できるもの」と説明されています。また、適切な教材の提供として、個別学習の場面と一斉学習の場面について説明されており、個別学習の場面では、個々の障がいの状態や特性に応じて、適切な教材が活用されること、一斉学習の場面では、個々の特性に応じた適切な教材を活用することで、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことができることが示されています。

支援機器等教材を使用した合理的配慮の考え方として、平成 27 年度特別支援教育教材・支援機器等活用研究協議会（平成 27 年 8 月 17 日）において、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官の分藤 賢之氏は「個別に決定される合理的配慮の考え方（肢体不自由の例）」として次の例を示しました。

肢体不自由のある A、B、C さん 3 名に対して、教員は一方通行のコミュニケーションであると課題を感じており、本人・保護者からの相談の中でもコミュニケーションができるように配慮して欲しいとの要望がある。これらのコミュニケーションの課題や配慮は、それぞれのコミュニケーション能力を把握した上で、能力に応じた合理的配慮の検討・提供を考え、これらを、本人・保護者と合意形成を図りながら検討することが必要であるとされています。

コミュニケーションをするための配慮として、コミュニケーション能力に応じて、「絵カード」を用いる場合もあれば、「タブレット PC の VOCA アプリ」を用いる場合もあります。このように、誰にでも同じような支援機器等教材を利用するのではなく、個々の能力や、本人・保護者との合意形成により、支援機器等教材を適切に選定することが大切です。

### 3 特別支援教育教材ポータルサイト (<http://kyozai.nise.go.jp/>)

本事業では、教育関係者や保護者、支援機器等教材に関心のある方々に情報を提供するために、児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた支援機器等教材の様々な活用方法や取組に関する情報を収集し、これらの情報を提供する特別支援教育教材ポータルサイト（以下「支援教材ポータル」）を平成 27 年 3 月に公開しました。支援教材ポータルの利用を通じて、支援機器等教材への理解を深め、これらの利用を促進することをねらいとしています。

支援教材ポータルについて、掲載コンテンツ毎に紹介します。

#### (1) 本サイトについて

支援教材ポータルの使い方や、支援機器等教材の掲載の観点、掲載機器等は一事例であり他にもあること、対象となる子どもの教育的ニーズを踏まえて個別に判断して利用することなどの利用上の留意点を掲載しています。

#### (2) 教材・支援機器に関する情報

国が実施している施策・法令・関連事業や、本研究所で公開している研究成果・刊行物など、支援機器等教材に関する情報をまとめています。ICT を活用する際に参考となる、ガイドブック・資料等のリンクも掲載しています。

#### (3) 研修・展示会情報

本研究所が主催する研修・展示会の告知および活動報告を掲載しています。平成 27 年 10 月 3 日に実施した、北海道立特別支援教育センターと共催した地域展示会の情報も掲載しています。

#### (4) 教材・支援機器を探す、実践事例を探す

支援教材ポータルのメインコンテンツです。教材・支援機器や実践事例を、「検索ワード」、「条件を絞り込む」、「条件を指定する」の 3 つの方法で検索することができます。「条件を絞り込む」では、対象の障がいや、見る、聞く、話すなどの特性・ニーズを絞り込んで検索することができます。

支援教材ポータルの教材・支援機器情報と、実践事例はお互いに情報をリンクし関連付けて登録するようにしています。また、本研究所既存情報である、発達障害教育情報センターや i ライブラリーの教材・支援機器データベースと連携しており、支援教材ポータルから両者のデータベースを直接検索することが可能です。

## 国立特別支援教育総合研究所(NISE)による特別支援教育教材ポータルサイト構築・運営

支援教材ポータル (http://kyozai.nise.go.jp/)

障害のある子供一人一人の状況や特性などに応じた支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトを構築しました。

検索ワードで探すことができます

このサイトでは、特別支援教育の教材や支援機器、学校での実践事例をご紹介します。

教材・支援機器を探す

実践事例を探す

教材・支援機器に関する情報

研修・展示会情報

研修会情報

展示会情報

条件を絞り込んだ検索もできます

検索結果の一覧が表示され、クリックすると写真の拡大表示が可能です

実行を表示1をクリックすると実行事例のリンクが実行されます

教材・支援機器ランダム表示

教材・支援機器がランダムに表示され、クリックすると、その情報が表示されます。

NISEが保有する他のコンテンツを共有しています。

ライブラリー

統合支援機器等展示室

発達障害教育情報センター

発達障害のある子供の教育に関する情報センター

図2 特別支援教育教材ポータルサイト

支援教材ポータル

NISE 特別支援教育教材ポータルサイト

文字の大きさ 小 標準 大

表示色の変更 標準 1 2

ホーム

本サイトについて

教材・支援機器を探す

実践事例を探す

教材・支援機器に関する情報

研修・展示会情報

このサイトでは、特別支援教育の教材や支援機器、学校での実践事例をご紹介します。

本サイトについて

教材・支援機器を探す

実践事例を探す

教材・支援機器に関する情報

研修・展示会情報

教材・支援機器

実践事例

検索

※検索文字をスペースで区切って指定してください。

データベース更新情報

実践事例ランダムトピック

最新 8件 適用

2015年03月12日

タブレットPC用スイッチ

2015年03月12日

OSのアクセシビリティ機能

書字に苦手意識がある児童に、パソコンでの文字入力を指導し、習得することを旨とした事例

自覚度 知的理解 自覚度

戻る 戻る 戻る

戻る 確認する

聴覚を伴う全盲生徒に対する点字ディスプレイ出力を併用したPC操作環境の構築

机間指導 机間指導 活動と姿勢 活動と姿勢

図3 支援教材ポータルトップ画面

## 教材・支援機器を探す、実践事例を探す活用例 「肢体不自由の子どもに音楽の授業で楽器を演奏させたい」

- ① 実践事例を「対象の障害：肢体不自由」で絞り込む
- ② さらに、「教科名等：音楽」で絞り込む
- ③ 「筋ジス（デュシェンヌ型/ウールリッヒ型）の高等部男子生徒の音楽バンド等でドアチャイムを改造した打楽器装置を使い、足先でジェリービーンスイッチを押してバスドラムを叩くことが実現した事例」がヒットする
- ④ 「詳細」の「事例」より、PDF で掲載されている実践事例を参照する
- ⑤ 「類似データベース情報」に表示されている、「教材・支援機器：ドアチャイムを改造した打楽器装置」のリンク先から、「教材・支援機器」情報を得る



図4 支援教材ポータル掲載事例

## 4 支援機器等教材に関する研修・展示会

本事業では、各都道府県の指導者層を対象とした障がいのある児童生徒のための支援機器等教材活用の実践的な研修を企画運営しています。本年度は、8月17日、18日の2日間にわたって研究協議会を開催しました。また、教育現場における支援機器等教材の活用方法や実践事例を紹介するための展示会を、平成27年11月の研究所公開や、「特別支援教育教材・支援機器等地域展示会」として、全国特別支援教育センター協議会と連携し、福島県、北海道、沖縄県、滋賀県の公募による4地域で開催しました。

### (1) 北海道立特別支援教育センターとの共催による地域展示会の開催

平成27年10月3日に本研究所と北海道立特別支援教育センターが共催で「インクルーシブ教育システム構築における合理的配慮と教材・支援機器の活用」に関する体験型の教材展示会を実施しました。対象者は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教職員でした。主な内容として、特別支援教育教材ポータルサイトを活用した演習、北海道等の現職教員による支援機器等教材の展示や実践事例の報告を行いました。

## 5 特別支援教育教材ポータルサイトを活用した演習

地域展示会等を中心に、特別支援教育教材ポータルサイトを活用した演習を実施しています。演習内容について紹介します。

### (1) 演習目的の提示

演習の目的は、次の3つを設定しました。

- ・ICTを活用した仮想の実践事例をグループで作ることができる
- ・様々な支援機器等教材を知る機会とすることができる
- ・子どもによって支援機器等教材の活用方法が異なることを知ることができる

## (2) 演習の方法

演習の方法は次のようにしました。

- ① 数人1組のグループを作る
- ② 支援教材ポータル等の教材・支援機器実践事例情報を調べる  
各グループに、支援教材ポータルの閲覧が可能なタブレットPCを1台配布し、支援機器等教材や、実践事例を調べられるようにしました。タブレットPCを利用することで、1台であっても、他者がのぞきこむことができ、意見交換しながら調べることが可能になります。
- ③ 調べて得られた情報を、グループで議論し、仮想の子どもに対応した、ICTを適切に活用した実践事例をワークシートに記入する  
ICTを活用した実践事例を記入することができるフォーマットをもとに記載してもらいました。支援機器等教材の情報が少ない教員にとっては、どのような事例を考えたらいいか悩むところですが、支援教材ポータルに掲載している実践事例をヒントに、子どもに対応する授業にカスタマイズしたり、支援機器等教材の情報を参考に、支援機器等教材を活用する授業を考えたりする活動が考えられました。
- ④ グループごとに発表する  
今年度の実施においては時間の都合によりグループごとの発表を行いませんでしたが、情報共有の意味合いから、グループごとに発表する時間を設けた方がよいと考えています。



図5 支援教材ポータルを用いた演習の様子

## (3) 演習を行って

1時間ほどの演習時間としました。各グループ共に、情報交換が途絶えることが無く、活発な意見交換がなされていました。

本演習を通して、目的に示したように、実践事例は一つの例であり、子どもの状態が異なると支援機器等教材を実践事例通りに使用しても効果が表れないことがあることが確認できたと考えます。また、状態の異なる子どもを担当する教員同士で意見交換することで、一つの支援機器等教材についても様々な利用方法があることを知ること、例えば、「筆談アプリ」は、聴覚障がい児が筆談をするアプリであるが、お互いに手書きができる機能を活用し、教師が文字の見本を書いて、子どもがなぞるなど、知的障がい児に対しても有効に使える可能性があることが確認できたと考えます。

## 6 おわりに

支援教材ポータルを普及させるに当たり、Webページの紹介はもちろんですが、実際の授業にどのように生かせるか、生かしてほしいかを伝えることが大切であることを再認識しました。

今後も、北海道をはじめ、全国の教育センターや教育委員会等と連携を図り、支援教材ポータルの情報を充実させるとともに、展示会や、支援教材ポータルを活用した演習を実施していきたいと考えます。

各学校や、教育機関等におきましても、支援教材ポータルを活用した演習の実施や、支援教材ポータルに対してリンクを貼っていただくと幸いです。

### トピック

#### 平成28年 自作カレンダー展「素敵な作品をありがとうございました。」

毎年、雪が降り始めると、「今年は、どんなカレンダーが来るのだろう」と楽しみにになります。

今年も恒例になりました、「道立特別支援教育センター自作カレンダー展」を開催しました。

今年は小・中学校の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校40校から99作品の応募があり、児童生徒が作成した素晴らしい作品がそろいました。

2月1日（月）～12日（金）までの12日間は、「ホテルライフオート札幌」のロビーを会場に展示しました。札幌雪まつりの期間でもあり、より多くの方々にご覧いただくことができました。

また、2月18日（木）、19日（金）の2日間は、道庁1階道政広報コーナーに展示しました。児童生徒の一生懸命作った作品に見入っている方々の姿が印象的でした。

今後は、当センターの相談室や研修室などに飾り、活用させていただきます。当センターをご利用いただく際には、ぜひ素晴らしい作品をご堪能ください。

素敵なカレンダーを作成してくださった児童生徒のみなさん、ありがとうございました。



# 教育相談

乳幼児から高校生まで  
このようなときに、ご相談ください

- 学習のつまずきや遅れが気になる
- 見え方や聞こえ方が気になる
- 言葉の発達が気になる
- 落ち着きのなさが気になる
- 就学先や進路先について相談したい
- 今後の学びの場について相談したい

相談内容については、  
秘密を守ります



相談は無料です

## 電話やメールによる教育相談

保護者等からの電話やメールによる相談を行います。

相談者のニーズに応じた情報提供や必要に応じた地域の関係機関の紹介等を行います。

## 来所教育相談

来所が可能な障がいのある乳幼児や児童生徒、保護者等に対して、就学等の相談を行います。

- 受付：月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

TEL：011-612-5030

E-mail：tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp

※ 携帯電話の方は、パソコンまたは当センターからのメール受信許可の設定をしてください。

## 巡回教育相談

遠方のため、来所が困難な障がいのある乳幼児や児童生徒、保護者等に対して、所員を派遣し就学等の相談を行います。

平成28年度の巡回教育相談の会場及び日程は、4月に配付するポスターや当センターWebページ等をご覧ください。



## 編集後記

今年度の「特別支援教育ほっかいどう」は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築への取組という観点から、3号に渡って各学校や地域の取組を紹介いたしました。

今号では、文部科学省の指定を受けて取組を進めてきた「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の実践について特集しました。

教育委員会、小学校、中学校、それぞれの地域が一体となって共生社会の実現へ向けて取り組んだ実践です。

「特別支援教育ほっかいどう」21号は、今年度3期に分けて発行しました。ぜひ、(1)～(3)に掲載しました取組を参考にいただき、読者の皆さんの教育実践の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、玉稿をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

### お知らせ

当センターでは、メールマガジンを定期的に発行しております。御希望される方は、当センターWebページから登録いただきますようお願いいたします。

## 特別支援教育ほっかいどう21号(3)

発行：平成28年2月

編集：北海道立特別支援教育センター

〒064-0944 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

電話 011-612-6211 (代表) F A X 011-612-6213

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

URL <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

発行者：北海道立特別支援教育センター 所長 木村 宣 孝

